

議事日程（第3号）

平成22年9月14日（火）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋道弘君	2番 高橋真一郎君	3番 嶋原利光君
4番 高橋道也君	6番 齋藤博美君	7番 昆久美子君
8番 菅野意美子君	9番 新関善三君	10番 黒沢敏雄君
11番 三浦浩一君	13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君
15番 高野善兵衛君	16番 佐藤喜三郎君	

2. 欠席議員は、次のとおりである。

5番 菅野清一君 12番 五十嵐謙吉君

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

- 議案第58号 第5次川俣町振興計画基本構想について（質疑・討論・採決）
議案第59号 川俣町過疎地域自立促進計画について（質疑・討論・採決）
議案第61号 公社造林契約の一部変更について（質疑・討論・採決）
議案第62号 川俣町小島財産区公社造林契約の一部変更について
（質疑・討論・採決）
議案第63号 川俣町飯坂財産区公社造林契約の一部変更について
（質疑・討論・採決）
議案第64号 川俣町大綱木財産区公社造林契約の一部変更について
（質疑・討論・採決）

- 議案第65号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第66号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）
- 議案第67号 職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）
- 議案第68号 伊達地方衛生処理組合理約の変更について（質疑・討論・採決）
- 議案第69号 平成21年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について
（質疑・付託）
- 議案第70号 平成21年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（質疑・付託）
- 議案第71号 平成21年度川俣町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
（質疑・付託）
- 議案第72号 平成21年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（質疑・付託）
- 議案第73号 平成21年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
（質疑・付託）
- 議案第74号 平成21年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（質疑・付託）
- 議案第75号 平成21年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
（質疑・付託）
- 議案第76号 平成21年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（質疑・付託）
- 議案第77号 平成21年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
（審議採決）
- 議案第78号 平成21年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
（審議採決）
- 議案第79号 平成21年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
（審議採決）
- 議案第80号 平成21年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
（審議採決）
- 議案第81号 平成21年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
（審議採決）
- 議案第82号 平成21年度川俣町水道事業会計決算の認定について（質疑・付託）
- 議案第83号 平成22年度川俣町一般会計補正予算（第3号）（質疑・付託）
- 議案第84号 平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（質疑・付託）
- 議案第85号 平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）
（質疑・付託）

議案第 86 号 平成 22 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑・付託）

議案第 87 号 平成 22 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 2 号）（質疑・付託）

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は14人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

今日は、気温が上がってきておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、会議を進めます。

日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において13番議員 石河清君、14番議員 遠藤宗弘君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，これより、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

4番議員 高橋道也君の登壇を求めます。高橋道也君。

○4番（高橋道也君） おはようございます。昨日に引き続きましてやりますので、皆さんあきないで聞いてください。

4番 高橋道也です。私は、今回、2点について質問いたします。

まず、1点目の間伐材の有効利用についてであります。最近の災害は、台風の大型化やゲリラ豪雨などと呼ばれている集中豪雨、それに今年の夏のように猛暑が今までになく何日も続くなど、異状気象が多発しております。この原因は、温室効果ガスによる地球温暖化によるものであり、地球が悲鳴を上げ、地球環境の悪化で生物全体の存続に係わる大問題になっていると思います。温室効果ガス、いわゆるCO₂の削減は、私たちの住む川俣町にとっても早急に考え、取り組まなければならない問題であり、実行に移さなければならないと思います。その観点からも次の2点について質問いたします。

町では、今まで間伐材の利用について、どのような取り組みをしてきたか。

2、町としても間伐材の有効利用を促進し、低炭素社会を作るために貢献すべきではないのか。

大きく2点目に移ります。2点目の質問ですが、ニューモを利用した町の活性化を考えることはできないのかであります。長引く地域経済の低迷と、それによる雇用不安や少子高齢化による人口の減少等、労働人口の減少など、我々の地方自治体を取り巻く環境は、年々厳しさを増しております。かといって、企業誘致や様々な施策によって町の活性化を図っても、これといった有効的な手段はない現状だと思えます。このようなときにこそ、町はオンリーワンの町を目指し、思い切った施策を打ち出すべきだと思います。私が今回質問いたします放射性廃棄物の地層処分事業とは、国と日本の電力会社全体が共同で設立した原子力発電環境整備機構が進める

事業で、日本では30年以上も前から研究開発が進められている事業です。技術的基盤は既に整備されており、安全性においても確立したものとなっています。ただ、放射性物質というだけで一般には目を背け、話も聞かないのが現状だと思いますが、私は、原子力事業の中では一番安全な事業ではないかと思っております。というのも、原子力発電所や六ヶ所村にあるような施設は、放射性物質が動いている状態にあるものと思います。ところが今回の事業は、放射性物質をガラス容器の中に閉じ込め、動かない状態にしてそれをその動かない状態にするのは六ヶ所村の施設で行い、それを運んできて地層中の300メートル地下に埋設するという事業であります。詳細については後ほどご紹介したいと思います。以上の観点から私は2点について質問します。

ニューモを利用した町の活性化を考えることはできないか。放射性廃棄物の地層処分（ニューモ）を町に誘致することを考えてみてはどうか。自立した地方自治体をつくるためにニューモを利用して町の活性化を図るべきと考えるが、どうかであります。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） おはようございます。昨日に引き続き一般質問から始まりが、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、4番 高橋道也議員のご質問に答弁をいたします。

第1点目、「間伐材の有効利用について」の(1)「間伐材の利用についてどのような取り組みをしてきたのか。」とのご質問でございますが、平成21年度、町の事業として、森林の間伐を実施したものは、森林病虫害等防除事業、保全松林健全化整備事業、森林環境交付金事業、森林整備加速化・林業再生事業、峠の森自然公園森林整備事業の5事業でございます。この事業のうち、森林病虫害等防除事業、保全松林健全化整備事業、森林整備加速化・林業再生事業の林業病虫害駆除の3事業につきましては、病虫害駆除のため、被害木等を伐倒し、薬剤を投入する、くん蒸処理をしたところでございます。森林環境交付金事業、峠の森自然公園森林整備事業の2事業につきましては、杭等に利用できるものは杭等を作成し、利活用を図ったところでございます。事業内容によっては、私有地の山林を実施する場合など、間伐材の所有が民間の土地所有者の場合があるものについても間伐は実施いたしますが、間伐材は土地所有者の方へ引き渡しをしたところでございます。

次に、(2)の「間伐材の有効利用を促進し、低炭素社会を作るために貢献すべきでないか。」とのご質問でございますが、現在、当町において、森林整備に関し、民間サイドで間伐等を行っているところは少なく、公共事業としての森林整備における間伐等が大半でございます。町といたしましては、今後は、間伐材をチップ化し、公共施設の園路、施設内への敷きこみ、そして、杭柵の資材の作成などを考えて参りたいと存じます。その他、ペレットストーブの購入については、県の補助制度がありますので、その普及に併せて間伐材のペレット化も考えられるところでございます。また、国の事業として、間伐材を火力発電の燃料とするために、チップ化

をする工場へ搬入するための補助制度が新たに設けられたところであり、併せて、間伐材の利活用が図られるように推進してまいります。

次に、第2点目、「ニューモを利用した、町の活性化を考えることはできないか」についてのご質問でございますが、平成12年9月、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が公布され、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた枠組みが整備されました。これを受けて同年10月、「原子力発電環境整備機構」が認可法人として設立され、処分事業の主体的役割を果たすこととなり、平成14年12月19日から、原子力発電環境整備機構が原子力発電所の使用済み核燃料から分離される、「高レベル放射性廃棄物」の処分場建設に向け、新聞、テレビ、雑誌等を活用した広報を通じて、日本全国の自治体に交付金最大90億円を提示し、最終処分場候補地の公募をしているところでございます。しかし、これまで応募しない自治体が圧倒的に多く、唯一、平成9年1月に高知県安芸郡東洋町が応募をいたしました。地元住民や議会の同意が得られていないことに加え、隣接する徳島県側の自治体からも大きな反発を招き、計画が白紙となった報道がございました。原子力発電の副産物であります「高レベル放射性廃棄物」の問題には、全国的な幅広い真剣な議論が必要であるとは存じますが、本町への最終処分場誘致については、計画しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 1点目の間伐材の利用に関してですけれども、隣の飯館村の試みというか、今やっている事業が一応3点ほど、4点ですか、あるんですけども、飯館村のまねをしろとはいいませんけれども、隣の村でももうやっている、もう実行に移している間伐材の有効利用、あとはエコに対する排出量削減ということでやっているわけです。一つには、村の法人と菊池製作所という会社が提携を結びまして年間の受入量を決めて、その中で菊池製作所が間伐材を使ったカーボンオフセット契約というんですけども、そんなことで契約を結んで利用しようということをやっています。あとは飯館ホームですか、ここにチップボイラーを導入しまして、その中でやはり間伐材を利用したエコに取り組んでいくというようなこともやっています。そんなことで、あとは臼石小学校ですか、ここに1階の部分の床と、あと階段を木質化するというので、間伐材を利用して木質化をするというような試みもこれからやるというような話も聞いてます。そんな中で川俣町がこれだけ70%の山林を有しているわけです。飯館村とそんなに変わらないくらいの山林を有しているわけですので、積極的な間伐材の利用というものを考えていくべきではないかと思うのですが、それに対してはどんな。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員からご質問いただいた中身の部分は、大変これから貴重な問題だと認識をしております。町長が答弁申し上げましたが、チップ化をしたり、あとは木材の再利用をするような杭柵等の利用とか、あとは今、火力発電等が行われるというような

ことで、これは原町でありますけれども、国の補助事業によりまして木材等のチップとなるものを搬入する場合に国の補助があるとか、いろんな制度が今出てきてございます。そういう意味で川俣町森林70%もあるわけでありまして、この間伐等についていろんな施策が考えられるわけでありまして、いろいろと検討して参りたいと思っております。また、なかなか間伐につきましても、今現在、町の方での公共事業の間伐が今主流になってございまして、町の方での間伐については規模的にはある程度決まっているということがあります。あと、民間サイドでの間伐等が行われるような施策もやはり考えていって、やはりせっかく70%もある森林でありますので、有効活用ができるような方向づけ、又はいろんな施策等も今後検討課題ということで考えていきたいと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 火力発電の話も出たんですけども、近隣の発電所には相馬の火発が新聞にも載ってましたけども、もう木質バイオマスを使った発電をするというような記事も載ってました。ただ、相馬の火発の場合は北欧と、あと東南アジアから輸入した木を使って、間伐材を使ってやるというような話で、なんか私が考えるには、本当のエコとか、そういう日本でやるもののエコとかにはなってないんじゃないかと思うんですね。他の国から輸入してきてエコだと言っても、これはやはり日本でこれだけの山林を有しているわけですから、それを使ってやるのが本当であって、そうでなければやはり火発でいくらエコをやったと言っても、それはただやってるというだけで、CO₂の削減には確かになるかもしれないですけど、やはり協同議定書などでも言われているように、他の国からCO₂ですか、CO₂を買ってもエコになるんだ、削減になるんだというような話と同じでないかと思うんですね。やはり日本でCO₂削減を考えるのであれば、やはり日本の中で25%カットすると言ったのであれば、その25%を日本の国の中でカットするのが当然のことではないかと思うんですけども、それでやはり相馬原発でも、ああ、火発でもこれから国内産の使用を将来的には検討していくということをうたっているみたいなんで、やはりそういうことには積極的に我が町も参加をしていくと。あとはその公共でやるものが限られているというのであれば、やはり行政が積極的に関与して、それで民間のものをやはり育てていくというような考えで、やはりこの検討していくというのはいつのことやら分からない、いつもそうなんですけども、役場の答えというのは検討していくということがあるんですけども、検討していくと言ってすぐにやった試しはなんか私は記憶にないんですけども、だから、やはりもっと積極的な答えを私は望んでいるんですけども、やはりこれは本当に全国的にもいろんな町村が木質バイオマスを使った、利活用したエコに取り組んでいたりとか、あとはそのエネルギーに変換して公共施設のものに使っていくというようなことを全国的にやっているみたいなんで、やはりいくらその生産してもはけ口がなければやはり成り立っていかないわけですよ。やはり町内でもそれをやりたいという方はおるわけですよ。そうするとどうしてもはけ口がないと、さばけるところがないと。だ

から、それを何とかしないと事業展開ができないんだというような話を聞いています。だからやはりそれは行政として公共施設にそういうものを導入すると、やはり木質チップのボイラーを入れるとか、やはりそういうことを積極的にやっていって、やはりその間伐材というのは森林、人工林にとっては間伐は欠かせないものだというのをなんか話では聞いたんですけども、やはり間引きをしてくれないと木が細くなっちゃって良いものがないと、だから間伐は人工林にはどうしても必要なんだということでもありますので、だから、人工林は相当あると思うんですね。それをやはり早急に間伐をしてくれないと材木の良いものではないかと思うんです。ただ、今やってる手だてがないからちょっとずつやってるだけなんでないかと思うんです。その利活用がきちっとできるようになれば大量に生産することもできるのではないかと思いますので、もう少し前向きな回答をよろしく願います。町長、お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 4番 高橋道也議員の質問に答弁をいたします。

森林が7割を占める本町の土地形態から考えますと、この山、山林の育成は欠かせないものがあります。そういった中では自然のままのところもありますし、人工林が多くあります。空の方から見ると、川俣町の杉林、これは非常に目につくそうでありまして。現在、そういうようなことがありまして、関係者は川俣に行って地主の方と話してどうかという話もされている例も多々あるようには伺っております。また、なかなかかし、売れない、値段が合わないとか、売れない、出し場が悪い、いろいろあってちょうどしない例がまた多いんだそうでありまして。したがって、売れないから手入れをしない、手入れしなければ山はだめになっていくと。ですから、手入れしなければだめになるわけでありまして、手入れするためには金がかかります。金がかかる割には、ためにやはり循環的に売れる体制をつくっていかないと山の手入れは私はいかないと思っておりますので、いろいろと今回も議会の方にも公社の話も出ておりますけれども、現実的な問題は、それは大変私は厳しいと思っております。山林経営は。林家の皆さん方が今、30年前くらいまでは何とか植林してやっていけるという時代があったんですけれども、それ以降、全然材木の動きがなくて海外産ばかりになってきたと、また、建築方法も変わってきたということで非常に環境が厳しくて売れなくなっておりますので、大変だなと思っております。今、質問にありますそういった中であっても、やはり今は自然環境のためにも、あるいはエコのためにもとって、間伐についての着目がされてきております。間伐はするんですけども、しかし、またその間伐をしたものが売れないと間伐のしっぱなしだけでは本当に補助でもいただかないとできないというのが現状だと思って、私も思っております。ですから、間伐材をなんとか利用しようということで今取り組んでいるのが各林業関係者のあれだと思って見ておりますので、ご指摘ありますように、そういったものを今度は町の方でも新たな展開の中でこの間伐材を利用したチップ材にしたり、あるいは燃料化したりして、できるようなことに

についてはやはり考えていくことが大事だなと思っております。ご指摘ありますように、公共物の中でそういったものがないかどうかは、これから具体的に検討、先ほど検討しますという回答をしたわけでありましてけれども、具体的なことで検討してやっていきたいという考えでおります。それらの例についてはまた、議会の皆さん方にも経過等についてはお話しすることでもありますので、時間をいただきたいと思っておりますけれども、今、よその自治体でも見てみますと、このような利活用を図っているところがありますし、時々新聞などでも報道されております。そういったことが林家の皆さん方を勇気づけ、林業経営に力を入れていくということになることにもつながるものと思っておりますので、我々も町としてできるものについて今後やはり具体的にそれを考えていくことは大事だと思っておりますので、そういったことも含めて今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げまして答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○ 4番（高橋道也君） 朝日新聞の8月30日のレポートという題目でアンケート調査が出てたんですね。それで東京の銀座にあるふるさと暮らし情報センターというところがアンケートをとったと。その中で銀座の人、東京の人に、どこに一番移り住むとすればどこの県が良いかというアンケートをとった。そしたら、福島県が圧倒的に多かったと、福島県に住みたいと。これが1番で286人、あと2番目が長野県で160人、2番目と福島県の差が結構あるわけですね。そうするとやはり福島というのは、東京の首都圏から200キロ、あと東北新幹線、あと高速道路とか、そういう道路網も整備されているということで、やはりあと一番には福島県人がやはり親切だという話で、そういう結果になったらしいんですけども、やはりこういうアンケートにも出てるわけですから、それをやはり本題とはちょっとずれるんですけども、やはりそういうことを調査した結果がこういうふうに出てるわけですから、それがやはり山を整備するとか、町を整備するとかということで産業課の方ではIターンを、Uターンもやってるようなんですけども、そういうことの実効につながっていくんでないか、人を多く川俣町に入れることに、そういうものにのっかって、やはり川俣町を整備していけばつながっていくんではないかと思うんですよ。それで、まあ団塊の世代の方が主だったらしいんですけども、ただ、30代の方にもアンケートは取ったと。その中でもやはり福島県が一番だったということなんで、やはりそういうことに積極的に取り組んでいるのであれば、やはりすべてをその一つだけ本気になってやっても成功はしないと思うんですよ。だから、やはり町の環境を良くして、それでどうぞ来てくださいということをしていけば、やはり私は人は川俣に入ってくれる人もあるんでないかと思っております。だから、その辺もやはりよく考えながら、この件に関しましては間伐材の利用ということを本当に地球のエコとかということから考えれば小さなことかもしれないんですけど、ただ、その小さな一歩が大事だと思うんですよ。一歩がなければ二歩もないんです。二歩がなければ百歩もないんです。一歩踏み出すこと、それが大事なことだと思って

おります。だから、やはりここで、よし、やろうと、町長が先陣を切って、産業課長、おめえ、ちょっと検討しろと、実行するように努力しろと言っていたら、私はもうこの踏み出すことによって先は開けてくると思うんですよ。ただ、口先だけで言っていたってこれは開けていかないと思います。だから、その辺のところを一步前に出るということをやって町政の進展につなげていただきたいなと思います。

それで2点目に移ります。私がこのニューモ、地層処分のことを出して、だれからも何を言っただと、とんでもないことを言っているなどと言われるんでないかと思って質問を出したんですけども、実際言って町長の返答は全然計画にないという、その返答も想像はしてました。確かにその放射能の地層処分ということで大変難しい問題が山積みになるとは思うんですね。ただ、この案件もそうなんですけども、やはりこの地層処分というのは、さっきも言いましたけども、30年も前からやってまして、それで大変安全安心、そのことに関しては太鼓判を押している事業なんですよね。あと、その放射性廃棄物というものをどのようにして処分するかというのも様々な世界的に研究がなされて、地層宇宙処分とか、あとは海洋に投棄する処分とか、あとは南極とか、ああいう氷の下に埋めてしまうという処分法とか、考えたわけなんですけど、ただ、一番やはり安全なのは地価の300メートルの岩盤に埋めるのが一番安全だということで、今現在もうニュージーランドですか、そこではやっているそうです。それで全然その安全には問題ないそうです。それで今、これからやろうとしているところは、アメリカとかフランスとかイギリスとか、そっちの方は2025年には操業するというような動きになっているそうです。ですから、やはり日本にとって特にこの資源のない国、日本にとって電気、我々が使っている電気というのは、原子力が30%、あと水力とか火力であとのものを補っているわけなんですけども、いずれやはり40%、最終的には50%以上に原子力発電になるだろうと言われてます。ということは、結局これは必ずどこかでやらなくてはならない処分の方法だと思っているわけなんです。それでやはりどうやってやるのかということになると、ガラスの容器にまずはその物質を埋めてします。容器に入れてしまう。それからもう1回その鉄製の容器で囲ってしまう。それでも放射能は出ないと。それをまた地下地層300メートルの岩盤に埋めて、それで絶対でないように埋めてしまおうと。それで岩盤というのは、その閉じ込める力があるんだそうですね。それを分散するんじゃなくて閉じ込めてしまうというような性質があって、安定した地層であれば大丈夫だというような話、研究結果になってます。それで私、なんでこの処分方法を提唱したかといいますと、やはりリスクのないメリットというのはあまりないと思うんですね。だから、リスクを多少おかしてでもやはり川俣町の将来のためにメリットを有効活用しようという考えで提唱はしてみたんですけども、今回の場合は本当に私がしゃべるだけで、回答はそんなすぐにできるものじゃないんでやっけていきますけども、これをやることによってこの原子力機構が提唱しているのはまず応募をしてもらおうと。応募するのは町の市町村長の組長さんが応募をすると。それで、それから文献調査になると。文献調査が約10年未満です

か、それがやると。それでそのあと概要調査、精密調査といって建設になるんですけども、建設は平成45年ぐらいから始まるということなんです。その応募されて文献調査になった時点で約1年間に10億未満ですか、10億まではいかないのですけども、毎年町に交付金が出ると。あと概要調査になれば10何億町に入るということで、その後は20億ぐらいずつ毎年入ってくると。それでその地元発注、その経済効果ですか、それは地元発注の経済効果というのは年間150億くらいの経済効果がある。それであと生産誘発ということで総事業費は3兆円とされています。それであと雇用効果も年間300人ぐらいずつあるということなんで、こういう交付金とか、そういうものを使って町の活性化を図っていけば、今までにないものが町として進めていけるのではないかとというようなことで考えました。提唱というか、提案したんですけども、だから、最後の質問になりますけども、私らが去年厚生委員会の研修で行った日ノ出町という町があります。その町の町長さんは30年前にごみ処分ですか、ごみの処理上を近隣の7市町のごみを請け負ったと、日ノ出町が。それで請け負って町近隣の補助金をもらって、それで今現在よくなっていると、町が。けども、その30年前のそのことをやろうとしたときには、やはり大変な反対にあったと。けども、私はその将来的に考えて、どうしてもそれをやって町のためにするんだということをやったんですけども、その反対にあったのもやはり相当な反対でやはり自宅に糞尿も投げられたと。それで警察官が毎日2人くらいずつ警備をしていたと。そのくらいのやはり気概を持って、それだけの反対にあっても自分は信念を持ってやったんだということを言っていました。それで今、75歳以上の高齢者ですか、この方に医療費無料化もやっているし、どこにもない町をつくっているんだということを言っていました。ですから、町長にもやはりそのくらいの気概を持ってこれから町政をやっていただきたいと思いますので、町長、あの3期目になるわけですから、今回は選挙はないと私は思っていますので、3期目の抱負としてやはりそのくらいの気概を持って町政に臨んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 4番 高橋道也議員の質問に答弁をいたします。

ニューモの件につきましては、いろいろと今議員の方からその内容等についての説明があったわけでありまして、確かに原子力発電所を持っている以上は、そういったものについては最終的には必要なものになってくるということは、これは世界の中でのこれは問題であると考えております。国内でもそのようなことでこの体制づくりのために新しい機構も下に今動いているわけでありましてけれども、先ほど答弁申し上げましたように、川俣町としてこの計画については持っていないということをもまず申し上げさせていただきたいことがまず一つと。あとはそのいろんなこれに限らず仕事の面でも、それはこういうものだと思ったときには、とにかく全力を傾注して毅然としたもので対応していくということは当然だと思っておりますので、質問にあるようなことの趣旨を踏まえながら、また残された期間全力を傾注してこ

の町政の執行に当たっていくと、そのようなことを答弁申し上げまして答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、7番議員 昆久美子君の登壇を求めます。昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 7番 昆でございます。古川町長は、次期町長選に立候補を表明なされています。そこで私は、先に通告いたしました2点につきまして質問させていただきます。

再選を目指す町長より、今般、第5次振興計画が示されました。その中身は基本構想であり、ほとんど全国共通、総花的なものであります。自治体としてやるべきことは全くそのとおりですが、今後一つひとつ、どのように具現化するのか、また財源はどうか、国の財政危機、分権改革の行方、先行きは不透明であり、また当町においても町税の大きな伸びが期待できる状況にはありません。一方、足下の町民生活は、一段と厳しく、全体として住民力の低下が進んでいると認識しなければならないと思います。日ごろ、笑顔いっぱい、元気いっぱいな町長ではありますが、これら多くの困難や課題に向かって引き続きどのような町政を執行なさるのか、2期目の4年間を顧みつつ次にお伺いいたします。

大きな1点、町政2期目の自己評価について。(1)、自立の選択について。(2)、自立のまちづくり重点政策の成果と課題について。具体的には行財政改革、協働のまちづくり、産業の活性化、子育て支援、それぞれについてお伺いいたします。

大きな2点、3期目の夢とビジョンを具体的にお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 7番 昆久美子議員のご質問に答弁をいたします。

第1点目、「町長2期目の自己評価を伺う」の自立の選択についてのご質問でございますが、2期目の町長に就任いたしまして、任期も終盤に入ったところでございます。改めて、この2期目の就任期間を振り返ってみますと、本町にとりまして、最も大きな課題あったのは、地方分権時代に伴う規制緩和、官から民への改革、更には自主自立の地方自治の確立に向けての議論がされました市町村合併の推進等が大きな課題でなかったのかと考えております。また、基礎自治体の運営のあり方を自己決定・自己責任の原則を前提として、冷静に見直す時期であったのではないかと考えております。このような中、本町は自立の道を選択し、平成19年度を「自立元年」と位置づけ、自立計画である「みんなでつくるまちづくり計画」を策定してきたところでございます。本計画の推進につきましては、簡素で効率的な行政システムを構築するとともに、地域の持つ特性を有効に活用し、町民と行政による協働のまちづくりにより、着実に推進してきたところでございます。今後につきましても、「自助・共助・公助」の補完性の原理に基づき、住民自治を実現することが自立する自治体の姿であると考え、「町民総参加のまちづくり」を更に発展させ、町民力を活かした活力

あるまちづくりを推進するとともに、「住民の住民による住民のための自治」が実現できれば、自立した自治体として更に飛躍できると確信しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(2)の自立のまちづくり重点施策の成果と今後の課題についての①行財政改革についてのご質問でございますが、みんなで作るまちづくり計画（全編）には、これまでの行財政改革に対する取り組みの成果を継承し、町民の視点に立った効率的・効果的な行政運営を行うこととした「行財政改革の一層の推進」と、限られた財源の中で、多様化する行政需要に対応していくため、行政の責任領域を明確化し、受益と公平を図るとともに、実施すべき施策の選択や重点化など、効率的な財政運営に努めることとした「安定的な財政運営基盤の確立」であります。これらを踏まえまして、平成21年4月より、簡素で効率的な組織を基本とした「課・係の再編や統合」などの組織機構の見直しを行ったところでございます。また、財政運営につきましても、限りある財源の中「選択と集中」を基本として予算編成などを行っておりますが、経済・雇用情勢が悪化している中では、これを最優先事業として予算配分としたほか、子育て支援事業にも力を入れてきたところでございます。更に、平成20年度、21年度と国の補正予算を活用しまして、懸案の事項であった川俣中学校の耐震改修工事をはじめ、ブロードバンド網の整備、携帯電話不通信地域の解消のために「携帯電話基地局整備事業」、教育機器の整備では、「学校 ICT 環境整備事業」など、大規模な事業を前倒しで実施できましたことによりまして、更に懸案の事項でありました火葬場建設にも目途が立ったところでございます。今後につきましても、町民との協働によるまちづくりを推進し、社会情勢の変化に対応できるよう、広域的な連携による行政運営と財源の確保に努めながら、財政の健全化を図り、安定的な財政基盤を確立していかなければならないと考えております。

次に、②の「協働のまちづくり」についてのご質問でございますが、みんなで作るまちづくり計画では、協働推進の体制づくりといたしまして、町民と行政が地域、あるいは行政が抱えている課題を共有し、ともに考え、ともに行動する仕組みをつくり、互いに理解し尊重しあい、町民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進することとしております。具体的な成果につきましては、平成21年1月に自治会担当職員制度実施要綱を策定し、町政懇談会や自治会連絡協議会におきまして本制度の概要を説明するとともに、同年7月には、まちづくりに関する意見交換のため、各地区の自治会役員の皆様と、まちづくり座談会を開催いたしました。また、その後は、第5次振興計画策定に伴います「まちづくり座談会」を開催し、自治会と担当職員が連携して地域づくりを進める基礎が形成されたと考えております。今後の課題につきましては、本制度が形骸化されないよう、引き続きまちづくり座談会を開催するなど、自治会担当職員が具体的な地域づくりを検討する機会の確保に努め、また、みんなで作るまちづくり条例の活用などを視野に入れながら、自治会が進める具体的な地域づくりを支援していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、③の「産業の活性化について」のご質問でございますが、産業活性化事業と

いたしまして4事業がございます。一つ目として、農業体験交流とイベント交流の推進。二つ目は、都市部企業と地場企業の交流の支援。三つ目は、二地域居住の推進。四つ目は、空き店舗利活用事業への支援でございます。成果と今後の課題でございますが、まず、一つ目の農業体験交流とイベント交流の推進事業の目標としましては、現在実施しております農業体験交流とイベント交流を充実させ、都市部住民との交流を拡大し、農業の活性化や二地域居住などによる地域活性化を図るものでございます。また、主な取り組みといたしまして、交流推進・受入体制の整備強化、農業体験交流の推進、都市部イベントへの参加、交流組織間の交流の推進を図ってまいりました。成果といたしましては、本年4月に江東区との相互交流協定の締結、農業・農村体験交流の実施、江東区民まつりに参加し、農産物販売や体験交流へのPRの実施、農家民泊意向調査の実施を行ったところでございます。課題といたしましては、江東区との相互交流協定による多方面での交流促進の推進、農業・農村体験交流における交流人口の底辺拡大を図ってまいりたいと考えております。

二つ目の都市部企業と、地場企業の交流支援事業の目標としましては、現在、実施している都市部住民との交流の輪を企業レベルまで拡大し、情報・技術の交流を深め、地場企業の技術力と技術者の育成・集積により、内需・受注の拡大、及び雇用の創出を図り、また、企業誘致の新たな手法として企業交流を位置付け、都市部企業と地場企業の交流の促進を図るものでございます。主な取り組みといたしまして、川俣マテリアル交流会を主体とした企業交流の支援、産学連携の支援を行ってまいりました。成果といたしましては、他自治体進出企業からの受注の拡大、会員企業間における受発注体制の確立、川俣マテリアル交流会が主催する産業交流フェアの開催、川俣高校との交流における川俣マテリアル交流会より、機械科への資材の提供、ロボットコンテスト出場へのロボット製作における技術アドバイス、そして、川俣高校が主催する、工業高校活性化推進委員会への参画など、今まで以上に地元高校との連携が深まっており、雇用面でも改善されるなど、川俣高校、川俣町版産学官連携体制の確立がされてきたところでございます。課題といたしましては、この経済不況の深刻化により、都市部企業との交流は厳しい状況にあり、町内企業の内発的な活性化を図り、また、企業誘致にも更に推進できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目の二地域居住の推進事業の目標としましては、都市部技術者を含めた二地域居住などを通じて、定住人口・交流人口の拡大による地域活性化を図るものでございます。主な取り組みとしましては、二地域居住における居住情報の提供に係る住居調査と、調査に伴う調整、二地域居住に伴う支援体制の整備を図ってまいりました。成果につきましては、山木屋体験施設、寺久保体験施設の整備、民間施設への支援、二地域居住体験者の定住化、空き屋台帳整備事業による物件調査、二地域居住推進計画の策定を図ってまいりました。課題につきましては、情報発信の制度、方法の再構築、調査物件を二地域居住登録物件としての移行、及び空き屋の情報の登録など、新たな制度の推進を図ってまいりたいと考えております。

四つ目の空き店舗利活用事業への支援事業の目標としましては、中心商店街の空き

店舗の利活用を促進し、賑わいの創出と商店街の活性化を図るものでございます。主な取り組みとしましては、空き店舗利活用事業の制度化でございます。成果といたしましては、空き店舗利活用事業補助金交付要綱を制定いたしましたところでございます。課題といたしましては、利用促進を推進し、中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、④子育て支援についてのご質問でございますが、私は、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるに当たり、次代を担うかけがえのない子どもたちが、心豊かで、たくましく、健やかに成長できるよう、地域全体で子育てのための環境づくりに取り組んでいくことが大切であるとの考えから、子育て支援の充実を行政推進の主要課題の一つとしてとらえ、鋭意、その推進に努めてきたところでございます。小学生から中学生までの医療費を無償化し、保護者が安心して子育てができるようにしたほか、平成20年4月から川俣南幼稚園におきまして、午前7時から午後7時までと、預かり保育を延長し、幼稚園教育を受けながら保育園同様の保育を行うことができるようにいたしました。また、幼稚園教育と保育園の教育格差是正の観点から、情操教育や基本的な生活習慣を育むための合同宿泊体験学習や、読書活動推進のために幼稚園、保育園の充実にも努めてきたところでございます。また、核家族が進行している今日、放課後の小学生を預かる「放課後子ども教室」、いわゆる「楽しい教室」を平成19年度に3地区で開始し、以後、2年間で全地区に拡大し、「放課後児童クラブ」、いわゆる「わいわいクラブ」との連携を図りながら、児童の放課後の安全と豊かな人間関係の醸成に努めるとともに、子育て中の保護者が安心して家事や仕事に専念できるよう町として支援を行いました。更に、感情の揺れる多感な少年期の中間に位置する中学2年生を対象に両親に感謝し、人を思いやる心、自分自身の将来における夢の実現を目指すたくましい心を養うため立志式をそれぞれの中学校において実施いたしております。また、学力の向上と学ぶ意欲を高めるために中学3年生を対象としたサマースクール及びウインタースクールを開設し、地域の教育ボランティアの方々の協力をいただきながら実施をしているところであります。更に低迷する経済状況の中で、保護者に対する教育費負担の軽減を図るために、本年度から小・中学生の「夏休みの友」の無償配布を実施したところでございます。一方、役場各課の組織改変にも取り組み、平成21年度からこれまで保健福祉課子育て支援係で担っておりました保育所をはじめとする児童福祉業務を教育委員会所管とし、児童福祉業務、いわゆる子育てに関する窓口の一本化を図り、住民サービスの向上に努めているところでございます。現在、本町におきましても少子化が進行する中で、保育所を利用する保護者からは、様々な保育に関する要望をいただいております。保育園の一部民間委託をはじめ、今後更に子育て支援の充実と保育サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目、「3期目にかける夢、ビジョンを具体的に伺う」との質問でございますが、我が国全体が少子高齢化や環境問題、地域産業の活性化などに多くの課題を抱える中、これからも住民が笑顔にあふれ、元気に暮らしていける町であり続けるために、住民と行政が共通の町将来像を思い描き、町の特性を活かしながら、課題の

解決に向けて協働で取り組み、その目指す姿に近づいていくことが最も重要であると
考えております。今議会に上程いたしました「第5次川俣町振興計画」では、住民と
行政の協働のまちづくりによる町の産業が元気を取り戻し、また、子どもたちが学校
で確かな学力を身につけ、地域で元気に遊びまわり、更に子どもからお年寄りまで、
すべての人々がお互いを思いやり、助け合いながら健康で笑顔があふれ、心豊かに暮
らしているよう、本町の将来像を「みんなでつくる元気いっぱい笑顔いっぱいのまち
かわまた」と定めたいところであります。また、その将来像を実現するために、重点
的に取り組む施策といたしまして、重点施策は協働と地域間交流による活力あるまち
づくり、産業の活性化と雇用の創出、積極的な子育て支援の推進、教育への積極的な
取り組み、中心市街地の活性化の5つを重点施策として位置づけ、積極的に組み
たいと考えております。特に、雇用の創出については、振興計画策定時の住民アンケ
ートにおきましても、就労の場の確保が約70%を示しておきまして、かつてないほ
ど厳しい状況にあります。そのため、迅速な就職促進のための施策を積極的に推進し、
雇用情勢の改善に努めていきたいと考えております。今後とも川俣町に生まれて良か
った、育って良かった、そして、住んで良かったと実感できる、まちづくりの実現を
更に第5次振興計画の本町の将来像の実現に向けて全力を傾注してまいりまいる所存でござ
いますので、よろしくお願いを申し上げまして、答弁といたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は午前11時15分といたしま
す。 (午前11時00分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 (午前11時15分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 7番議員の一般質問を続けます。昆久美子君。

○7番（昆久美子君） 今、町長から答弁いただきましたんですが、私の質問の仕方が
ちょっとあれだったのか、まず第1点なんですが、自立の選択について、私は今課長
の答弁長々あれで、町長の率直な意見を聞き漏らしたのですが、簡単に率直に町長に
お伺いしたいんですが、4年前、町民も町長もぎりぎりの選択でした。自立、合併、
離脱して自立するということですね。この自立の選択、今現在において良かったと思
うかどうかお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 7番 昆久美子議員の質問に答弁をいたします。

私は、4年前、町民の皆さんの判断を仰ぎ、また選択いたしました。その結果、私
は自立を選択して良かったと思っております。この間4年間の昨日来、答弁でいろ
ろありましたけれども、また事業の中でも申し上げてまいりましたが、合併しないこ
とによって今までの事業等についても、おかげさまで円滑に進んできたと思ってお
ります。合併しないで良かったと私自身は現時点で思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆久美子君） 実は町長、私も今現在、この4年間を顧みて良かったと思っております。といいますのは、予想したほどには交付税は減りませんでした。また、平成20年、21年度には多額の緊急財政対策交付金がまいりました。これは4年前には私はこういうことが起こるといことは考えておりませんでした。幸いにして交付税が減らなかったこと、それから多額の経済対策交付金がきて、これを結果的には満額使ってきめ細やかに地元に還元することができたなど。また、懸案であった川中の改修や道路整備等の事業を、町長先ほどおっしゃったように、前倒しにすることによってこの先何年かの町政運営に余裕ができたのかなと私も思います。そういったことで結果として果実を生んだなど今現在は思っているんですが、問題はやはりこれから自立を決めて町政運営をしていくに当たって、この4年間、着実にステップアップしてきたかどうか、それを検証したいと思うことで今回質問させていただいたわけです。それで自立のまちづくりの重点施策の中で、1点目の行財政改革ですが、私も口を酸っぱくして言うのも、本当に言うのも切ないんですけど、職員の人件費の削減を言い続けてまいりました。また、そのための手法としてはやはり民間でできることは民間でということをお願いしてまいりました。その結果、少しずつではございますが、目に見える形で改革は進んでおると私も認識しております。特に来年度から保育園、また体育館の民営化、民間委託の方針も示されておりますので、執行部のリーダーシップ、それから着実なプロセスを踏みながら力強く進めていただきたいと期待しております。そのほかにも給食センター、中央公民館なども是非これ進めてほしいと思うのですが、この辺のところを町長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 7番 昆久美子議員の質問に答弁いたします。

合併を本当にしないで良かったということでの判断をいただきましてありがとうございます。今、質問にあります行財政改革につきましても、鋭意それぞれ職員、そしてまた町民の皆さんの協力をいただきながら今般やってきたことについては、関係の皆様方に御礼を申し上げる次第であります。しかし、これで終わっているわけではありませんので、これからもまたしっかりと行財政改革には取り組んでいかななくてはならないと思っております。特に今、国の方で民主党も代表選等がやっておりますけれども、先に向けた地方主権、地方分権、そのようなことの中から、これからの地方自治体のあり方については、私はまだまだ大きく動くものがあるのかなと思っております。平成22年度の予算編成に当たりましても、交付税は0.2%削減の方針が出されておりますが、しかし、一方では補助金をなくして一括交付金化にするということでもありますので、この補助金をなくして一括交付金化して使いやすくするとはいいましますが、補助金というものはその額が決まったり、目的がありますけれども、一括交付金になりますと、用途の使い方は自由な面が出てきますけれども、その交付税の中に入りますので、我々はその補助金を減らしてまで一括交付金化というと反対だということをお願いしております。したがって、交付税の中でなくて別な方法にする

というような案も出されておりますけれども、これからいろんな案が出され、最終的に22年度の予算編成が決まると思いますけれども、決して先行き安閑としておられる状況ではないという認識を持っております。

まず、あと今の中央公民館、給食センターでありますけれども、給食センターにつきましては、昨日教育長が答弁申し上げます。一部民間委託であります。これは管理の方だけで町の方でやっているわけでありまして、そういったことについて今後の取り組みについては、現時点では今の状況については私はベターだと思って見ております。それは昨日も答弁ありましたけれども、これから給食センターを改築したりいろいろする事業、また事業そのものの運営の見直しをするという自治体がいろいろ出ております。その際には川俣町に結構視察に来ておられて、その状況にまた意見交換をされておりますが、今の川俣の方法がいいんじゃないかという声をいただくのが多いわけでありまして、我々もいろんなこれですべてが満足というんではないんですけれども、現時点では現状の方式を考えております。ただ、これからの時代の変化の中でどのようなことが出てくるかありますので、その辺は柔軟な姿勢の中でやはり対応すべきだと思っておりますが、現時点ではそのような思いでおります。また、中央公民館につきましては、いろいろと事業の取り組み方、また管理のあり方についていろいろと検討をしているのでありますけれども、そこを民間委託となった場合、仮に。そのように生涯学習の拠点としての活動をしていくのかということを考えますと、今現時点ですぐ民間委託についての考えにはまだ至っておりません。これから指定管理者なり制度がございますが、そういった面でもよその方の状況なども調べてはいるんでありますけれども、それを民間にし、また指定管理者にして町民の皆さん方の生涯学習の向上につながっているかということ、なかなかつながっていないし、また具体的にそういったあれは少ないんであります。我々もまたそこまでの検討について踏み込んだ考えまでは持っておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆久美子君） はい、行財政改革はこれからもやっていかなければならない、そういう時代が来るということの認識は、町長と同じなので、その点は結構です。

2点目として、協働のまちづくりについて、これも私も再三申し上げてきて、まちづくりの大きな柱であると、町長はどこに行ってもいつもそのようにおっしゃるわけなんです。これが耳に快いけれども、これがいかに困難なことであるかという認識が私はまだ町長お持ちになってないんじゃないかというふうに思って再三質問させていただくわけなんです。といいますのも、自助、共助、公助といいます。もう従来町民の方に力があれば自助、共助の部分が大きく今まで地域を支えてまいりました。しかし、今、自助も更に地域コミュニティを含めた共助も今まで担ってきた役割、今までやってきたほどのことはできない状況になって、今あらゆることを国に、町に求めてきているのが現状なんです。ですから、時流にどうか時代に逆行していることをやらなければならない、そういう認識に立たなければ、もっと真剣にこの協働のまちづくりに取り組む姿勢にはならないと私は思います。この4年間、確かに

いろいろやってまいりました。アンケート調査、自立計画書づくり、座談会、説明会、これらは町民との協働のまちづくり指標かもしれませんが、私としては、これあんまり評価できない。結局は具体性に欠けるし、具体性に欠けるから真剣な話し合いにはならないし、実際空回りだったのではないかというのが1点。それからまあ、担当職員制度もスタートしたばかりですが、まだ本気度も欠けるし、実際また成果が出るような見通しも立っていないと私は思っております。なぜ、そうなるのか。それはやはり共助の、自助、共助の共助、共助の現場について私は町長もまた職員の皆様も理解していないというか、よく分かっていないのではないかというのがこの危機感のなさという原因ではないかと思うわけなんです。自助はいうまでもありませんが、公助の部分においては皆様プロでいらっしゃいますが、比較的この共助、お互いに助け合う、自治会とか老人クラブ、また任意団体、地域づくりの団体、こういった現場の活動の状況、その中身について現場をよく知る必要があるのではないかと思うんですよ。そういったものを担っている人たちの活動の現場、こういったものはその中にどういう問題が含まれるか、やはり町政の大きな柱にするためには、それをよく知った上で効果的に町民に協力していただくにしても、また町民の力を足りない部分に行政として手助けできる部分とか、そういうものを考えていけると思うわけなんです。町長、その点どう思われますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。協働のまちづくり、これは言うは易し行うは難しでありまして、大変言葉としては私も良く使っておりますけれども、全国的にこのような話があるわけでありまして。今、質問にありますように、自助、共助、公助の中での今は公助ということについても大事なんだという話を伺ったわけでありましてけれども、そういった中でいろんな取り組みをする中で、現場を知らなくちゃだめだと、私も全くそのとおりで思っております。共助のすることがやはり町では大事なことでありますから、それが協働でありますので、そういった現場を知ること、そのためには地域の抱えている課題を共有していきたいと。また、昨日も質問ありましたけれども、情報なども共有するためには町も積極的に情報を出し、また皆さんの考えていることも共有することのためにも情報の共有化も大事だと。ですから、今の共助を進めるためには、先には協働のまちづくりだと私も思っておりますので、これからはそういったことについて、もっともっと意を配る。そのためにも今般自治会担当職員制度が出来たわけでありましてけれども、まだ、任についたばかりでありますので、それらの内容を充実を図りながらお互いの課題を認識して、このまちづくりのためにそれを生かしていくということについて取り組んでいきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 現場を知るのにいちばんいいのは、参加することなんです。ですから、担当職員制度がスタートして、オブザーバーとして参加しますということじゃなくて、やはり共助の活動の現場に参加することがやはり町民活動の内実をする

一番効果的なことだろうと思います。それで町長にもう一つお伺いしますが、これも前の議会でも申し上げましたが、今、担い手対策が最も求められているというふうに申し上げたんですね。で、公共の担い手として報酬が支払われるような仕事は、これ引き受け手があります。幸いに。ですが、今、町が一番期待している町民の自主的なボランティア活動、こういったものを担ってくれる各種団体、こういった中で特に世話役というか、役員を引き受けてくれる人が極端に人手不足だと、私は現場からそれ声をずっと出しているんですけど、町長どうですか、町長、もしかしたらそう思っていないんじゃないかとちょっと思える部分があるんですね。もしかしたら、今やっている役員の人たちがいつも同じ人がやっているようだけど、この人たちが身を引けば次にやりたい人はいっぱいいるというふうに思っているというはございませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） そのようには思っておりません。いろいろスポーツ団体、文化団体、あるいはまた奉仕団体、いろんなクラブ等がございますけれども、そういった中で次の指導者、そういったまたリーダーになる人を育てていくというのがその団体、あるいは機関の中の組織の私は使命だと思っております。しかし、そういった中で会長はなかなか大変だと、あるいは部長は大変だというようなことで、そうでないのは手伝うけれどもという声は良く聞きます。でも、だれかはでもまとめ役としては必要になります。ですから、それをみんなで支えていくその部の、あるいはそういった団体、会のあり方をやはり確立と言いますか、を固めていくことが大事だなと思って話を聞くときは伺います。ですから、話を私も聞いておりますが、そんな中で何が原因なのかということを考えますと、それぞれ原因と言いますか、この辺はどうなのかなということやはりあるわけでありましてね。ですから、その組織に入った中で事情だと思っているんでありますけれども、それらは機会があればどうですかねという話もしたりしますけれども、そのようにだれもが、じゃ、おれ、今度やりますよ、私やりますよというような、そういうようなすべていっているというふうには思っておりませんので、大変苦労しながらいろいろとまとめられて次に交代したりしてやっているということがよくあることを現実的に私も見たり聞いたり、中に入ったりしておりますので、このことについてはしっかりと我々も認識しながら、この共助の精神の下のまちづくりの中における各いろんなこの団体グループのまとめり方についてもやはり気を配っていかなければならないと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 今現在、団体の代表として頑張ってもらっている方は、もちろん使命感を持って一生懸命取り組んでいらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、そういった彼らの願いとしては、やはり後進が育ってきてほしいし、役員の自分に代わってほしいと、みんな思いながら自分たちでどうにもできないジレンマの中で今苦しんで務めているということを是非認識いただきまして、そして協働のまちづくりというときに、そこがいちばん肝心なんだということをも十分認識していただいて、この担い手対策を何らかの方法を考えたり、声かけをしていただきたいなというふうに思います。

それから、協働のまちづくりで、私今一番心配しているというか、是非うまくやってほしいなと思っているのが、実は今度立ち上がります小島自然体育館なんですね。これは町長の言う、官民共同のまちづくりの私は試金石になるのではないかとこのように思っております。小島自然体育館に関しましては、先の委員会の方で10月に仮オープンする予定だったんだが、延びることになりましたという報告いただきました。いろいろな準備がここにきてちょっと間に合わなくなったというようなお話がございました。これは小島地区の皆様が小島小学校廃校するに当たって、何とか地元のコミュニティ、それから立派な校舎を生かしながら地域づくりをしたいのでということで、その跡地利用ということで町民の全面的な願いを入れて今回立ち上がるわけなんです。小島地区は私は恵まれた自然だけではなく、特異な文化、それから地域コミュニティという意味でも、本町におきましても本当にトップクラスの優れた地域ではないかというふうに思っております。これまでそういった地域活動を熱心に取り組んで支えてこられた地域の皆様の誇りとプライドを守りながら、しかし、これから開館する自然体育館、この運営は大変容易なことではないと私は思っております。地域住民の協力だけでは、当初スタートしたとしてもその後長い間にわたって運営していくにはたくさんの課題があると思います。こういったときに、町としましてその支援体制として、今、所管は生涯学習課の方にありますけれども、私はこれは町長部局が大いに肩入れして、企財課長、産業課長、こういったところも大いに肩入れして協働のまちづくりのモデルになるようにやっていただきたいなと思うわけなんです。これあの地域住民にやってくださいということになると、せっかくの地域住民のコミュニティが上手にコーディネートしなければ、もしかしたら空回りどころか大いなるマイナスにならないといいなというふうに心配しているんですね。ですから、これは町長のリーダーシップ、それからやはり町を挙げてできるだけより良くスタートできるように是非取り組んでほしいと思うんですが、この辺につきましてもいかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 7番 昆久美子議員の質問に答弁いたします。

小島の小学校の学校の跡地であります、町では小島交流センターとして今整備しておりますけれども、そこについての運営であります、これは地域一体化した運営をしていきたいと思っております。ただ、今質問にありますように、今、生涯学習課が窓口でやっておりますけれども、当然農業体験なり、あるいはまた二地居住と言いますか、都市部との交流とかいろいろ出てきますので、産業課、また企画財政課と、そういった体制づくりは当然でありますので、それもしっかりとやって、この地域の皆さん方がこの開館に当たって、また運営に当たっていろいろと悩んだりしないようにした体制づくりは町としてはこれをしていくことで、教育委員会の方でもそのように今取り組んでおりますので、我々もそういった教育委員会の取り組みには積極的に支援をして、せっかく作る交流センターを小島地区はもちろんでありますけれども、川俣町の活性化にもつながるものにしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆久美子君）まず、発言訂正させていただきます。私あの小島自然体験館と読んだつもりだったんですけど、体育館と読んでしまったとしましたら、大変失礼いたしました。小島自然体験館でございます。訂正いたします。小島自然交流館でございます。はい、失礼しました。

それでは、次に産業の活性化、これは国の施策や民間活力による部分が多いので、今現在、町が取り組んでいる部分で、今のところ精一杯なのかなということで、この件につきましては、今回は質問させていただきます。

その次に、子育て支援なんですが、これは要望でございますが、町として今取り組んでいる、いわゆるフォーマルサービスは私は十分にできていると思っております。また、現在、町民のボランティアグループによりまして、いろんな形でいわゆるインフォーマルサービス、子育て支援のグループが立ち上がっております。こういった子育て支援のグループは多様にあった方が使うお父さん、お母さん方にとっても大変良いことだと思うので、大いに期待しているんですが、こういった現場を支えている人たちは、優しい心ある人たちですので、役場の窓口といたしましても是非親切な優しい支援をこれはお願いしたいということを要望しておきます。

それから、大きな2点目でございますが、町長、立候補を表明なさっております。私は先ほどの町長の答弁ですと、ちょっと物足りないんですね。立候補のあいさつというか、もう立会演説のような形をここで町長の、町長自身の言葉で私たちに3期目、このような夢を持っている、こういうビジョンでやっていきたいんだという、町長の言葉で私は聞きたかったんですね。その辺のところできますれば先ほどの原稿を見ないでもう一度、町長の言葉で是非聞かせていただきたいのですが、いかがでございますでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 7番 昆久美子議員の質問に答弁いたします。

私も6月議会で3期目に町民の皆さんの負託が得られるならば立候補をしたいという考え申し述べました。私も町民の皆さんからの信任を得られて3期目を任せていただくなれば、今、町が本当に抱えている課題はたくさんあるわけでありますけれども、しかし、やはりいちばん大事なことは、次代につないでいける地域づくりをしていかなくちゃならないと思っております。そのためには何といたっても次代を担う子どもたちの子育て支援のためのまた教育の充実、そしてまた、いちばん町で若い人たちが何を望んでいるかという、就業の場の確保なんですね。それで産業の振興の中での就業の場の確保を図っていきたい。しかし、産業の振興は、工業だけじゃなくて農業も含めて、また商業も含めて考えたいと思っております。工業については、先程来申し上げておりますが、農業につきましても林業の関係もありますが、農業もやはり何といたってもこれから私は大事だと思っております。今、農業の方でも川俣町でも中間山間地農業の特性を生かした農業振興を図ろうということで、特に新たな作物について取り組んでおります。一つは小菊が始まりました。また、今度新たにミニ菊が始まり

ます。今まで畜産なり、あるいはまたタラの芽とか、いろんな野菜等も含めたものがあるんでありますけれども、それらはやはりやっても売れなくては、経営ができなくては後継者が育たないわけでありまして。ですから、町としてはいろんな補助制度がございますけれども、補助だけで終わるんじゃないで、それを市場に出て売れていくようにするにはどうするかということが私は課題だと思っておりますし、今、そのことについて3点ほど取り組んでいる例があるんであります。それらは農家経営としてやっていけることがないと後継者が出ない。今、幸いある地区では3軒ほど後継者が戻ってきて今農業に取り組むようになって取り組んでおります。そういったことを見ますと、経営上やっていけるということがあるわけです。しかし、現実的には大変これ厳しい農業の実態であります。忙しいときにはもう3週間も夜も寝ないで働いているというような状況でありますから、とりわけ、若いお嫁さんにとっては、なるほど思った以上に過酷なものだということも見ています。ですから、あんまりつらい話ばかりはしないで、いい話ばかりしてやってくださいとお願いはしているんであります。そんなことを含めて農業の振興についてもこれから力を入れていかなくちやならないと思っております。工業の振興については、やはり今製造業、大変厳しいわけでありまして。円高がどんどん進むと外国の方に工場を造ると、町内の企業の方でもおっしゃる方がおります。ですが、この円高は町だけではなかなか対応しきれないわけでありまして、先ほど申し上げましたように、川俣町にある今既存の企業にとにかく力を付けてもらう、技術者も育ててもらう、そんな中で、また企業間が今よそに出している仕事はお互いの中でやりくりできるものはやりましょうということで、その部分が出てきまして、今3社ほどがお互いに仕事を請けたり出したりしているという例が出てまいりました。また、川俣町のいわゆる大きな企業がよそからいただいた仕事を地元の企業に今まで直接やっていなかったところにもその仕事を出そうというようなことについても動きが出ておりますので、新たな企業誘致はもちろんなんでありますけれども、各町内の企業の活性化については今まで以上に今度3期目については取り組んでいきたいと、そしてその芽が出てきておりますので、それを育てていきたいと、そのように思っております。また、よその方に出てきている会社がございますが、そういったところからも何と云うんですか、注文と言いますか、そういったことを取るためにも、我々は各市町村との連携をとりながら情報を得て、そのところに行ってお願ひするというようなことでの今パターンでやっているんであります。幸い、行けば行ったなりのかいがございまして、すべてでなくても仕事をいただいて今2社が頑張っている事例もございまして、そういった面では町としてはこの企業誘致と併せ、既存企業の活性化と、更にはよそにきている企業からも仕事をいただけるような環境づくりをしながら町の産業化の活性化を図り、若い人たちが夢と希望を持って地元でがんばれる環境づくりをしていかなくちやならないと、そのように思っております。また今、高齢化社会、超高齢化社会に入っております。幸い川俣町では施設の整備がおかげさまで、この佐藤病院の跡に特別養護老人ホーム、老健センターができます。また、もう一つ、グループホームが今工事を始まっております。

すし、また、昨日来、質問を出されておりますが、光風園と養護者があります。これもしっかりとやはり守っていかなくちゃならないと思っております。そういったものの施設も守りながら、また新たな対応もしながら、だれもが安心して年の取っていける環境づくりをしなくちゃならない。そのためにはそういう施設の整備、そしてまたこれは家庭でも親御さんを面倒みるということは、だれもが願っているところでありますが、なかなかできない面もありますけれども、それらをフォローするホームヘルパーなり何なりの制度も、あるいは在介支援センターの制度の内容の充実も図らなくちゃならないと思えますし、何といたっても元気な高齢者の方々がどんどんどんどん増えていくことが大事だと思っております。そういった意味では検診内容の充実を図り、予防医療の充実に努めて、それを受けた健康づくりをしていかなくちゃならないと、そんなふうに思っているところでございます。いろいろ申し上げたいことはありますけれども、考えの一端だけを申し述べさせていただきましたが、これからのまちづくりについて、皆さんの協力をいただきながら、そんな思いを込めて全力を傾注して頑張っていきたいというような思いでおりますことを申し述べて答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆久美子君）終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、10番議員 黒沢敏雄君の登壇を求めます。黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 10番 黒沢敏雄であります。私の質問は、今、町長のビジョンの中には入っていないというような質問であります。2点についてお伺いをいたします。

まず、はじめに、学校に太陽光発電パネル、これ楽しみながら節電や環境教育をしては、これ楽しみながらというのが適当な言葉かどうかは分かりませんが、発電パネルは、現在、国や行政からも補助金を出して推進させているわけでありまして。したがって、子どもたちにもそれを指導することによって事業の推進も図られるのではないかとともに節電や環境への配慮や関心を持つようになるのではないかとというふうに思われるわけでありまして。そういったことから、当局の考えを伺うものであります。

2番には、危機管理に対する体制は万全か。去る7月、小島地区の土砂災害による火災の発生で、2人の死傷者が出た痛ましいことが起きました。心よりご冥福とお見舞いを申し上げます。災害防災については、同僚議員から何回となく質されております。私は、9月1日が防災の日でありますので、それにちなみ災害時の体制について当局に伺うものであります。

自然災害は、地震をはじめとする風、雨、雪に起因する災害が多発しております。近年、地球温暖化の影響からか、モンスター豪雨とかゲリラ豪雨と言われる豪雨による死傷者や、財産等の被害は甚大となっております。今年も広島、岐阜、宮城、山口、最近では神奈川の湖山町などをはじめ全国各地で被害が発生しております。そこで本町における災害時の認識と体制についてお伺いいたします。

①として、災害時における初動体制の重要性についての認識は、どのようにされているか。

2 番目には、初動及び出勤に要する時間は、どの程度と認識されておるか。

3 番目には、出勤時に要する時間、プラス通勤時間があります。通勤時間 30 分以上要する職員数は、全体の何パーセントになるか。この点についてお伺いをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田 紀君） 10 番 黒沢敏雄議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、第 1 点目、「学校に太陽光発電パネルを設置して、楽しみながら節電や環境教育を行ってはどうか。」とのご質問でございますが、我々の生活に欠かすことのできないエネルギーでございます。石油や石炭、あるいはまた天然ガス等の資源エネルギーの消費問題は、地球規模での大気汚染や温暖化をもたらし、現在、大きな社会問題となっております。これに代わるエネルギー源として太陽熱、あるいはまた風力、及び水力等による環境エネルギーの開発は、現在、全世界においてその利活用についての研究開発が進められているところでございます。

昨年度、日本政府が打ち出しました「経済危機対策」事業におきまして、「スクールニューディール」構想が提唱され、そのうち、文教施策といたしまして、約 4,500 億円の国庫補助金が予算化されたことは、周知のとおりでございます。その具体的な事業といたしましては、学校の耐震化事業及び ICT 化事業、そして、環境にやさしい学校づくりのため、エコ化等の 3 事業でございました。町教育委員会といたしましては、町が設置しております文教施設の実態を考慮いたしまして、学校耐震化と ICT 化事業に取り組んでまいったところでございます。

ご質問の太陽光発電の設置につきましては、一般的に校舎や体育館の屋上、あるいは校舎の庇及び壁面等に設置することが効果的であると言われておりますが、既に太陽光パネルを設置している学校等を調査いたしてみますと、多くの学校が新設あるいはまた大規模な校舎改築時に併せて設置することが多いようでございます。本町におきましても、山木屋小学校の校舎及び体育館につきましては、新校舎建設の折、OMソーラーを設置し、冬季間における教室及び体育館の暖房エネルギーとして活用いたしており、OMソーラー設置による太陽光エネルギーの利活用につきまして、現在、児童の環境教育に生かしているところでございます。

また、文部科学省におきましても、議員ご指摘のとおり、環境を考慮した学校施設の普及及び啓発に努めておりまして、学校の施設設備を目的としたエコスクールパイロットモデル事業を推奨しております。いずれにいたしましても、ご指摘のとおり、今後、ますます利活用が求められる太陽光発電パネルの設置による学校のエコ化推進につきましては、その設置に向けて検討していかなければならない教育課題の一つと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 10 番 黒沢敏雄議員の質問に答弁をいたします。

第 2 点目の危機管理に対する体制の(1)、災害時における初動体制の重要性について認識についてのご質問でございますが、昨日、13 番 石河清議員の答弁において

も申し上げましたが、災害時における初動体制を確保するため、気象警報が発表された時点で、従来から待機させていた防災担当部署のほか、関係各部署等の課長等も待機するとした態勢を執るとともに、注意報が発表された時点において、各種情報を勘案し、関係部署の待機等について指示を行い、災害時における初動体制の確保に努めているところでございます。

しかしながら、7月に発生した「集中豪雨」を教訓として、より適切な対応を図る初動体制の確保が重要となりますので、気象情報や災害発生時における初動体制の強化策などの充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の初動及び出動に要する時間はどの程度と認識しているのかのご質問でございますが、初動体制につきましては、第一に、より早い情報の収集により、その対応策、あるいは事前策を講じることを初動体制としてとらえ、(1)の質問でご答弁申し上げましたように、待機態勢の改善に取り組んでいるところでございます。平成18年度に大規模災害等を想定し、災害対策本部を設置した際も非常招集訓練として町職員が車によらない徒歩等による集合態勢について訓練を実施いたしました。発生した災害の規模等により、職員の出動時間等も異なることが想定されるところでございます。今回の集中豪雨等の災害時において、通常の勤務時間内においては、早急な対応を指示することが可能でございますが、休日、深夜、早朝等に非常警報等が発令された場合の待機職員以外の招集については、自宅からの移動時間も含めて約30分程度と見込んでおります。また、出動に要する時間につきましては、災害の規模により災害が拡大し、動員を要する職員の数が増えれば、出動に要する時間は更にかかることとなりますが、7月の集中豪雨の際には、降雨が集中した時間帯のうち、第一次出動指示した職員は待機態勢に入り、道路崩落等に対し直ちに現場確認に対応したところであります。災害規模等に応じた出動態勢について、更に検討を加え、整えておくことが最も重要であると認識しております。これまで本町が経験してきた災害は、多くが梅雨や秋雨前線停滞による長雨での土砂崩れという災害でございましたが、今回の集中豪雨が象徴するように、短時間に一気に雨が降る、しかも、それが数日のうちに複数発生するというような災害は、今後も増えていく傾向にあるとの予測もございますので、その際に重要なのは、町民の皆様をはじめ、関係機関の皆様からいただく情報を的確にとらえ、その対応に迅速かつ適切に行動できる体制の強化が必要でございますので、そのような情報の収集と対応が、的確に行える体制を出動時間の短縮の対策とともに重視し、町民の皆様の安心・安全なまちづくりに努めていく考えであります。

次に、(3)の「通勤時間に30分以上要する職員数」につきましては、通勤時間が30分以上要する場合の通勤距離を20キロとした場合、通勤距離が20キロ以上の職員は約10人と見込んでおります。以上で、答弁いたします。



○議長（佐藤喜三郎君）　ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。

（正　　午）

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 午前に引き続き 10 番議員の一般質問を続けます。
黒沢敏雄君。

○10 番（黒沢敏雄君） 答弁いただきました学校の設備につきましては、昨年の 12 月に私が町長をはじめ職員の皆さんにお礼を申し上げたものというふうに思っております、そのほかにパネルは忘れたのかなと思ってはいたのですが、私も山木屋の頃は、総務委員会が関係しております、総務文教ということで起工式というか、それには行っております。そして、完成には厚生文教の方に行ったものですから、ですが、その中で我々はちゃんと聞いておるところであります、ただ、そういった指導することによって、その効果というものはどんなふうなものがあるか、それをどのように考えているかお知らせいただきたいと思えます。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） お答え申し上げます。

議員もご承知のとおり、川俣町ではこれまで平成 16 年から、いわゆる各小中学校が環境教育に取り組み、特に川俣町におきましては、いわゆる環境サミットという事業を実施してきたところでございます。主に子どもたちはどちらかといいますと、自然の環境を守る授業、あるいはまた水、治水ですね、この水に関する浄化の問題、それから生物の変化の問題と、これが環境によって大きく人間生活に影響を及ぼすという、いわゆる環境教育が主でございましたが、近年におきまして、県のいわゆる事業でございますけれども、いわゆるエコで電気、電力の消費、あるいはまた水の利用等についての議定書の県の事業がございまして、本町におきましても、子どもたちが太陽光のエネルギーに対する関心が高まってまいったところでございます。したがって、そういう環境問題について、特に電気の消費量を学校でも減らすと、あるいはまた水資源を守るというようなことが、家庭生活の上でも現在普及しております、学校における環境教育というのは、正に議員今お質しのように太陽光も含めて関心が高まっており、子どもたちの意識は高くなっているというふうに私どもは考えておりますので、ご報告を申し上げます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10 番（黒沢敏雄君） はい、ありがとうございます。高校になるとソーラーカーレースとか、何かそういうふうなものにも参加している学校が多いわけで、中学校あたりからソーラーといいますか、そういったことはすごく関心を持っているものと思うわけでありまして。そして、更にはCO2削減というようなことも近年言われているわけで、そういったことにも教育長は理科の先生だから、それは私の方から言うまでもなく、そういうふうなことは分かっているわけでありまして、そういうふうなことでの考え方としては、どうお考えになっているか。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

福島県におきましても、平高専、いわゆる高等学校の専門学校ですね、ここが中心となりまして、今高等学校では今、議員お質しのようにソーラーカー等の研究が進められておりますが、中学校におきましても平高専等で中学校におけるエコ学習、あるいは今言いましたソーラー、あるいはまたロボット、こういうものの教諭のいわゆる参加校を現在募っているというような状況でありまして、そういう気運が高まっております。しかしながら、中学校の時代ではいわゆる中学校の目標にもございますように、広く国民としての基礎、基本を学ぶという観点から、専門的な取り組みまでには至っていないのが全国的な傾向でございます。しかし、今後は選択教科とか、そういうものがどんだん今までの教科以外の学習等についても、文部科学省の方のいわゆる学習指導要領の中に入ってきておりますので、これらの取り組みにつきましても、今後広まっていくものと思っております。私も川俣町の子どもたちが、将来そういう基本的な技術を学び、また太陽光発電等のいわゆるエコの知識等に対する関心を持ってそういう政策等に取り組めるように今後はなっていくものと思っておりますが、いかんせん、まだそういう過渡期でございますので、今後また学校と連絡をとりながら、そういう気運を盛り上げてまいりたいと、このように思っております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） ありがとうございます。それでは、2番目に移りまして、災害時には役場職員のほかに消防団なども対応されるわけではありますが、管理職については何パーセントくらいを考えておりますか。

○議長（菅野行雄） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご答弁を申し上げます。

先ほど町長から初動体制の重要性については、ご答弁させていただきましたが、先ほどの答弁の中で、これまで気象警報が発表された時点で従来から総務課の担当部署のほか関係各部署の課長等も、一応状況に応じて待機させるという体制をとっておりますので、今回の7月の集中豪雨の際には、気象注意報が出た時点で総務課が対処いたしましたしまして、警報が出た時点におきましては約8割の課長等が出動したところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 初動体制の重要さは認識されているということであり、町民の安全安心を守るのにこの程度で問題はないのか。あるいは管理職というのは現場を指揮する立場にあるわけですが、そういった時間に間に合わなくて指揮監督の遅延というようなもので被害後大きくなったりとか、そういうような恐れはないのかどうかお伺いします。

○議長（菅野行雄） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁を申し上げます。

川俣町の地域防災計画におきましては、災害時、あるいは災害が危ぶまれる状況におきましては、職員の配置基準として事前配備、警戒配備、特別警戒配備等の定めがございます。基本的には、各課長等におきましては総務課、建設水道課、産業課を中心として具体的にそのような形での配備を取っておりますので、後れを取ってということではなくて、そういった意識の中で町民の安心安全を守るために事前配備に加わり、特別な対応を取っていききたいという考えの下に配備しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 小島田代の水害には、地元の人が崖崩れになったから、ここは通れないぞというような消防署に連絡があったと聞いております。ですから、そういったことで多くの時間を要するようになっては被害が、今回はそれだけで済んだんですが、もしもの場合、もっと大きな被害が出るんじゃないかというふうに思うわけですが、生命財産を守る態勢ですね、それは万全と言えるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（菅野行雄） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご答弁申し上げます。

去る7月19日に発生いたしました集中豪雨の際は、不幸にも小島地区におきまして、田代地区におきまして火災が発生いたしました。その際、遠西田代線が宇津野地内で崩落があつて消防車両が通過できなかった。なおかつ、松ヶ柴林道におきましては、9日の一部土砂崩れ等がありまして車両が相互通行できなくて一方通行みたいな形になってしまったという不幸な状態が発生いたしました。消防車両についても伊達市の月舘町を經由して救急車及び消防車が向かったという、本当に普通では想定できない状況が発生してしまつたところでございます。これらを教訓といたしまして、常にそういった現場の状況を把握する中で、今後適切な対応を取るための方策等について十分検討、協議してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 自然災害でなくて、仮に火災等の場合に今までは旧飯野町、飯野町には4分団、5分団が一番先に行ってくれというような話があったんですが、最近ではその保険が効かないから出動してもらっては困るというような隣接町村との関係というものが、もう協力でき得ないような状況下にあるやに聞いておりますが、そういったことによってお互いの被害が大きくなるという懸念があります。ですから、それをどのように今後は進めていくのか、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（菅野行雄） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

基本的には、現在、福島市飯野町につきましては、福島市と伊達地方消防組合において飯野地区における消防業務について委託してございます。基本的には、飯野町で

最近も火災が発生いたしました。近隣ということで第5分団が出動してございます。そのようなただいま議員からお質しがありました内容等につきましては、一つの課題であるとの認識でございますので、それらについては十分に今後も消防団及び消防本部等と検討していく課題であるとは認識してございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 今話を聞いていると、災害はいつ来るか分からないですよ、それは。だから、消防団員が出動しなくていいと。にもかかわらず、やはり消防団というのは出動しているわけですよ。自分の仮に負担だけがをしてもやらざるを得ないというようなことで出ているわけですから、町でだめだというのをそれをもっても出ているわけですから、それを否定するようでは町の住民の生命財産を守るというようなことにはならないんじゃないかというふうに思いますよ。ですから、町の危機管理というものが十分だというような話には至らないのではないかと。というふうな気がしますが、町長、いかがですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 10番 黒沢敏雄議員の質問に答弁をいたします。

今の質問でありますけれども、その消防団が行かなくていいというようなことについての考えは、消防団の中ではないと思うのであります。ただ、その川俣町、飯野町、福島市の関係で、その4分団、5分団は私はでなくていいということはまだ聞いてなかったものですから、その辺が調なくてならないのでありますけれども、その川俣町、伊達市、伊達消防組合は向こうの方から、福島の方から飯野分までということで今、動いています。そして、火事の際には出動することになっているはずなんです。ですから、そういうことで余計なことをしたという思いはありませんし、私もこれはと。思っているんですが、なんかよく調べたいと思います。また、いわゆるその消防団もこれは消防団の管轄の下にありますから、その中で行動しますので、団の行動範囲というのは町の方ともそれは話を決めてあるわけでありまして、一体性をもった中でやっていかないとこれはまずいと思います。当然消防団員の身の安全も守らなくちゃなりませんので、その返答も十分考えた上でのこれは消防団の判断で、消防団の中の行動の中になりますから、それは町の方としては消防団との町民の安全安心を守る消防団でありますので、このしっかりとした内容の詰めをした上での活動というものを、また行動というものは決まってくるものだなと思っておりますので、質問の趣旨につきましては、よく考えて今後そういう何というんですか、やろうという崇高な精神で消防団の皆さんが頑張ってください。そういった意欲をすぐような、そういった体制づくりはすることは私はこれは全く考えておりませんので、今、そういうことのないように消防団の皆さんが安全安心に活動できる、そして町民の皆さんの安全安心を守っていくんだというような体制づくりに今後とも進めていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 伊達消防のことにしましては、私も十二分にそれは承知して

おります。ただ、町の消防団が保険が効かないんだと、他町村に行った場合は。だから、出動を控えて暮れのような話は私、こう聞いているわけです。ですから、最近と
いいますか、それこそ今まで一番先に行っていた分団が行ってないというようなこと
もあるわけですから、そうすると向こうからも来ないわけですよ。ただ、今はなぜそ
ういうことをいうかという、消防団員というのは会社勤めが多くなっているんです
よ。我々がやっていた頃と違って今の消防団員は大変出動に手間がかかる。会社の承
諾を得るまでにはすごく時間がかかるわけですよ。ですから、そういった意味におい
ては大変だなと思いつつも、出動することないというような話が我々に聞こえてく
るようでは、やはり町の対応が万全だというようなことではないと思います。です
から、今後はやはりそういうことでなく進めていただきたいなというふうに思
います。

ちよつとこう通告から外れる部分もあろうかと思うんですが、町のイベント体制の
中で職員の定員管理と言いますか、そういうふうな状況もあるやに聞いているん
ですが、そのようなことはありませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁申し上げますが、町が主催いたします各種祭
事行事における職員の体制というご質問かなと思われましても、基本的には町職員
が係わることは同様でございますので、そういったことはないと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 私の質問は以上であります。危機管理に関しては、これから
よろしくお願ひしたいと思います。

あと、太陽光につきましても、学校から要望あるだけでなく、町当局としてもや
はりそういうふうなことで、子どもたちの進んだ勉強というものもさせるべきとい
うか、というふうなことも考えられますので、一つ努力をしていただきたいなとい
うふうに思うものであります。私は、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの質問をもって一般質問を終了いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで企画財政課長から訂正の申し出がありますので、発言を
許します。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 提出議案の58号の付属資料に添付をしております名
簿の訂正がございましたので、大変恐縮ではございますが、訂正後の付属資料につ
きまして差し替えをさせていただき、ご説明を申し上げたいと思っておりますので、よろしく
お願ひしたいと思います。今後このようなことがないように十分注意してまいります
ので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、訂正箇所の説明をしてください。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） それでは、訂正箇所の説明を行います。

まずはじめに、川俣町振興計画審議会委員名簿でございますが、いちばん上の段か
ら4段目の氏家康夫様のところを所属団体の欄まで削除いたしました。また、その

下の斎藤勇夫様のところの所属団体欄のカッコ書きの期日、すべてカッコと期日すべてを削除いたしました。また、策定本部委員名簿でございますが、昨年度末の退職をしました職員、また現在出向しております職員、また人事交流に行っております職員についても削除いたしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で訂正箇所の説明といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、次に進みます。

日程第3、議案第58号「第5次川俣町振興計画基本構想について」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 何点か町長の考え方をお聞きしたいんですが、全体に流れているのは協働のまちづくりで、住民が主役なんだという考え方で書かれていると思うのですけれども、それにしてもちょっとこう疑問に思うところがありますので、お聞きをします。

まず、3ページですけども、ここで1番でみんなで作る町と書かれてまして、1行目に、まちづくりの主体は住民である、こう書かれているんですね。主体というのは、広辞苑とかいろいろ引きますと、意思を持ってほかの者に働きかける人という意味なんだそうですね。ですから、普通は私は、主体の反対は客体なんですよ。主体に対して反対は客体なんです。だから、主体が住民だったら役場は何になるのかなと言うか、行政は何になるのか、客体になってしまうのかな。だから、普通はまちづくりの主役は住民であるというのは、私は理解できるんですね。主役だったら、主体だというこれちょっと違うと思うんですよ。ですから、その辺どういう意味でこの主体だというふうに言うのか、主役が住民であつてその行政と住民が協働でやっていくんだと、こう書くのならば私理解できるんですけど、主体だというちょっと、町長が言わんとしていることと違うのではないかと、こういうふうに思いますので、ご見解をお聞きをしておきます。

それから、7ページには土地利用基本構想というのがあるんですけども、ここにいろいろ居住ゾーンから始まって(1)の生活集中・機能整備ゾーンとかいろいろあるんですが、土地利用については一つは、国土利用計画というのがあるわけですよ。最上位計画の。ですから、その国土利用計画との整合性、これでとれているんですかということと、もう一つ、あと市街地の問題で言えば都市計画持っているわけじゃないですか、川俣町は。都市計画との整合性がこれでとれているのかなというふうな疑問がありますので、お聞きをしておきます。

次のページの8ページの基本構想図というのがあるんですが、7ページの関連で言うと、生活機能集中整備ゾーンというのは、中心市街地だとか書かれているんですよ。中心市街地を言うんだということなんですが、後ろの地図を見ると、たぶんこの114と書かれているのがずっと抜けてまして、114の北側というのか、北側だけが赤く〇〇〇と書かれておりまして、中心市街地で生活機能集中整備ゾーンだとこ

う書かれているんですね。都市計画のエリアを足して中心市街地というのか、若しくはこの書き方でいうと中心市街地活性化基本計画というのがあったらと思うんですけども、その事業図にあわせて書いているのかなという疑問があるんですね。7ページの書き方をみんな見るとそうなんですけど、居住ゾーンは例えば、居住ゾーンというのは中心市街地及びその周辺地域だと、その周辺だからどこかよく分からないんですけど、更に(3)に至っては、中心市街と国道沿いだけが田園居住ゾーンだと、こういうんですよね。ですから、8ページを見ると、国道と349と114のところだけ田園居住ゾーンなんて書かれているわけですよ。私もみたいに県道しか走っていないところは、(6)の里山環境になっちゃうんだね、全部ね。里山環境整備事業になるわけですよ。更に(4)の商業ゾーンは、後ろの8ページで見ると、鶴沢のところは商業ゾーンだという、なんだかよく分からない橙色で染まっているんですけど、この染め方、これ正しいのかなという疑問があるんですね、私。町長、良く見ると分かるけど、絶対間違った染め方だと思うんですよ、この地図の染め方。だって、これ飯野に行く県道のところまで商業ゾーンになっちゃうでしょう。そして、あの旧道のところまで黄色く染まっているね、これ見るとね。だから、全然地図と合わないと思うんですよ。これここに商業ゾーンというのは鶴沢地区の国道114号線沿いの道の駅川俣シルクピア施設や郊外型大型商業施設ということは、いちだとかリオンドールだとか、カインズホームだとか言ってるんだろうと思うんですよ。けども、ずっと行ってこれ菅田の建材センターまで染まっているね、この商業ゾーンでね。旧道を通ってね。だから、全然その精査してないというか、あとよく分からないのは、8ページで言うと、ほかのところではいろいろ書かれているんだけど、広域農道ね、今は町道になりましたけど、広域農道、それから広域基幹林道である花塚線、これの位置づけがないんですね、この地図にはね。この土地利用計画上も何の位置づけもないんですよ。ですから、その辺は何でわざわざ抜けているのかよく分からないので、お聞きをしておきます。

あと、15ページなんですけど、ここに生き生き学ぶ楽しい町というのがあって、言いたいことは分かるんですよ。1番の学校教育の充実、言いたいことは分かるんだけど、こういう表現でいいのかなという、最後から2行目の真ん中ね、上に適正規模公園の統合や通学路自体の確保など、教育環境整備という、いよいよ学校を統合しますよということをやりますよということを書いてるんですね。とともに教職員の資質の向上や学校の再配置の計画の検討をやりますと書かれているんですよ。検討することをやるんだよ。これね。教職員の資質の向上をやるのではなくて、教職員の資質の向上の検討することをやると書いてある。実際、実態だわね。現状一生懸命やっているわけでしょう、いろいろ。再配置計画の検討をするんだよ。再配置をするんじゃないね。計画の検討をすると、こういうふうに書いてあるんですよ。これはどういうことなのかお聞きしておきます。

あと、19ページ、協働と地域間交流の活力あるまちづくりというんだけど、この更にのところからのない、始まって2行目かな、自治会活動を通じた住民の主

体的なまちづくりの参画促進を図りますと書かれているんだね。ここでもこの主体的ということが出てくるんだよ、今度は主体でなくて主体的。主体的に参加するという事は、よく分からないですね。私あの言葉の持つ意味として。どういうことを言いたいのか分からないので、お聞きをしたいと思います。

全体的に具体的にパッと目についたところはそういうところなんですけども、要はそのあと市街地の活性化のところもそうなんですけど、あるところでは自立計画とかと具体的な計画持ってくるところあるんですけど、20ページの5番の中心市街地の活性化のところには、商工会の話も出てこないし、商店街ばかりです。ここに書かれているのはね。商工会は一言も出てこないです、ここには。農業のところにも農協という話は出てこないです、1回も。だから、既存の関係する団体の話はほとんど出てこないです。これ読むと。商工会にしても農業にしても出てこないですよ。ですから、あるいは既存の計画、障害者の計画ですとか、市街地活性化基本計画だとか、いろんな計画があるんだけど、そういった、さっき言った国土利用計画もそうですし、そういったものとの関連性、整合性というのをどこでこの検証して、こういう文章の文言の表現になっているのか、非常に疑問になるところですが、今言った、具体的に指摘した点だけお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最初に、3ページですか、まちづくりの主体は住民であることを基本としたいという考え方だと思いますけれども、まず、それはみんなで作るまちづくりの考え方の中の主体というか考え方でございまして、その主体というのを例えば住民自治という言葉もありますけれども、自らが地域づくりを進めるんだというような考え方に基づきまして、例えば第5次振興計画におきましては、みんなで作るまちづくり計画の考え方というものを引き継ぐこととしておるところでございまして、このみんなで作るまちづくり計画におきましても、町民が主体となったまちづくりを支援するというような形でございまして、また、みんなで作るまちづくり条例の関係でございまして、みんなで作るまちづくり条例の第1条の中に、町民主体によるみんなで作るまちづくりについてとございます。第2条の基本理念の中では、みんなで作るまちづくりは、町民一人ひとりがその主体となりというふうにございます。町民の役割の中に、町民は基本理念に基づいて主体的にまちづくりに取り組むというふうにございますので、そういった考えに基づいて、あくまでも協働の考え方から発した住民自治も考慮した中での主体という考え方でございます。

また、7ページですか。7ページの土地利用の関係でございまして、居住ゾーンの中の国道沿いの関係でいきますと、この3番目では国道沿いということで表記してございますが、そのほかのエリアにつきましては、(6)の里山環境ゾーンの中で網羅しているものと考えております。

また、その次の8ページ目の土地利用基本構想図でございまして、これも確かに印刷がちょっと不鮮明なところがございますが、この114号線というのがあく

までもこのバイパスを指してまして、例えば道の駅から町内に入ってくる町道鶴沢鉄炮町線については、ここに記載しておきませんでしたけれども、そういったのをイメージしていただければその生活機能を中心の整備ゾーンというふうな形で大体の、この地図につきましても大変縮尺とかがきちんとしてない面もありますので、ちょっとそういう面では不鮮明なところがあるかと思いますが、そういった意味合いで町道鶴沢鉄炮町線のところがそのエリアの中に入るといふふうな形で考えております。

あと、19ページですか、重点事業の中の19ページの1の協働と地域間交流による活力あるまちづくりというところだと思いますけれども、この中でも協働と地域間交流あるまちづくりというような項目の中で、町の魅力や活力の向上を図るため、自治会担当職員制度を活用し、自治会と行政の協働に努めるとともに、自治会活動を通じた住民の主体的なというふうな表現のことであろうかと思いますが、これはまちと自治会担当職員と自治会と一緒に協働に進める際に住民の方も主体的にというふうに、積極的にまた中心的なという意味合いでの参画を求めるというような表現でございます。

あと、20ページの中心市街地の活性化の中で、5番目に例えば商店街とかそのほかの産業の関係が載っていても、現在の既存の団体が載っていないというふうなことでございますけれども、これは基本構想の中で現在の団体をそのまま載せるというよりは、この活性化を図るためにどういうところを活性化を図るんだという、そういった考えの下でこういうふうな表記をしたところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

学校教育の充実、いわゆる第4節、生き生き学び楽しむまちの部分の表現のことにつきまして、ご説明を申し上げます。議員ご承知のとおり、昨年より今年度4月にかけて教育委員会といたしましては、町教育振興基本計画策定をいたしたところでございます。その中で出生数の減少、これが非常に川俣町の場合に落ち込んでくるといふ状況が判明いたしました。実際には昨年と比べて、一昨年と比べて昨年の出生率は実は高くなったんでございますが、そういう凸凹があったんですが、そういうことで教育委員会としては、できるだけ先々を見た教育行政を進めなければならないというふうなことで、危機感を持ちまして周辺部の小学校の児童数の推移に注目してまいりまして、かなり落ち込むのではないかと、そういうことになりますと、やはり再配置とか、あるいはまた統廃合等について検討することが妥当であるという、こういう観点からこういう表現をいたしました。また、もう1点、この中に含まれておりますのは、当然のことながら、山木屋地区の町政懇談会で私質問受けましてお答え申し上げましたけれども、実は山木屋小学校と中学校の児童及び生徒の減少傾向がこれから続くんです。そうしますと、あの中学校と小学校、どのように今後教育委員会として運営、経営、また効果を上げていったらいいかと、こういうようなことを考えたときに、地域の方々の中からも要望、不安の声とともに寄せられておりますのは、いわゆ

る小中学校のいわゆる一貫校ですね、小中一貫校構想、これが出てきております。そういうことになりますと、教員は小学校の教員も中学校の教員も一つの職員室において小学校から中学校までの免許状に応じた授業を進めていくわけでありますが、そうすると、小学校の籍の先生であっても英語の免許を持っていれば中学校の授業をするというようなことになりますと、どうしても小中一貫校としての教職員としての資質の向上が必要だろうというようなことで、この部分を付け加えさせていただいたものでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 大変失礼しましたが、答弁漏れについて再度答弁いたします。既存の計画との関係、整合性というようなことでございますが、第4次振興計画をはじめ関係している計画との整合性は図っているところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 何点か再質問しますけども、主体の話だけど、条例だとか今までのみんなで作るまちづくり計画だとか、それは読んでですね、流れとして日本語の使い方として、そんなに違和感はないんですよ。けども、今回の3ページに関しての私は違和感があるんですよ、どう考えても。だから、地域づくりが住民が主体となって取り組むとかというのは、だれも違和感はないですよ。これは。違和感はないことですよ。けど、例えばみんなで作るまちと、2番とか3番とか書いていくと、あとは努めますとか、こう推進しますとか書かっているわけじゃないですか。だれが考えたって主語は町だと思いませんか、これは。だれが考えたって町が努めるんだし、推進するんだと思いますよ。読んでいて。けど、1番目のところだけは、まちづくりの主体は住民だといったらば、したら、2番目以降書いていることも全部住民が進めることになっちゃうじゃないですか。そうでしょう、まちづくりを進める主体は住民なんだといったら、あとほかに書かっていることも全部住民が進めることだの、努めることになるじゃないですか。日本語の解釈としては。だから、その主役が住民だというんだというなら分かるんだけど、主体というのはおかしいでしょうということだ、これ計画書なんだから。だれがこの計画を責任を持って進めるんですかというときに、住民だということにはならんじゃないですか。けども、まちづくりの主体は住民だというふうにここに明確に書いちゃったら、みんなが進めることでしょう。町が進めないでしょう。だから、今の課長の答弁が正しいんだとすれば、それではまちづくりの主体が住民だったら、じゃ行政、役場は何なんだか再答弁で答弁してください。主体が住民だったら、役場は何になるのか、それじゃ、まちづくりを進めるうえで。役場という位置づけはどういうふうになるんですかということ、再質問しますからご答弁ください。

それから、7ページ、8ページの問題ですけど、既存計画の整合性はあるんだというんだけど、私はそう読めないですね。だって、勝手に国土利用計画で作った土地利用のエリアを勝手に違う計画で変えるということはありませんか。だ

って、これから、この後議論するんですよ、過疎自立促進計画がありますよね。これって町勝手に作ったわけじゃないでしょう。県庁に持って行って関係部局に相談して、いや、これは表現まだ早いよとか、これは後に残してくださいとか調整して出しているはずですよ。過疎自立促進計画というのは。なんも間違ってくる計画だって勝手に出しているものじゃないですよ。ね、なんぼ議会の議決を受けるんだって関係上級官庁なり関係する地方公共団体に自分が入っている一部事務組合なり総合事務組合との町政を取った上で作っているはずですよ。ですから、このゾーンの話というのは、土地利用、国土利用計画で密接に関係あるわけでしょう。市街地の話でいえば、都市計画と関係あるわけでしょう。都市計画にはちゃんと商業ゾーンという位置づけがあるわけでしょう。鉄炮町だ、中丁だって。そしたら、このがなでは載ってこないじゃないですか、商業ゾーンとしては位置づけしてないということだから、今度の振興計画では。中心市街地は商業ゾーンだとは言っていないんだよ、これ。生活機能集中整備事業だという。あくまでも商業ゾーンというのは、鶴沢地区の114号線沿いと言うんだ、これ。だから、総合計画書はとれているんですかと聞いているんで、もう1回、本当にとれているんだかなんだか、ちゃんと県と協議してやってきたんだかどうか教えてください。

あと、8番目の話は、町道載ってねえべとかと私は言ってるんじゃないで、色の染め方が間違っているんじゃないですかということを書いてんですよ。特に商業ゾーンは。だって、工業ゾーンはみんな正確でしょう、笠原鋳物、山木屋も染めで飯坂日ピスのところ染めてだぞい、昔の福島繊維工業のところまでたぶん工業ゾーンにしてたから、福島繊維工業で前まで国道、県道、これでそっちまで染めたわけでしょう。西部工業団地も染めたわけでしょう、中山も染めたわけでしょう。正しく。あとはその地図が、縮尺が適当だから適当に染めたんだという話にはならないんじゃないですか。だれが見たって誉田建材のところまであれでしょう。して、町の土地利用系計画と例えばこれから農地転用するとか、いろんなね、出すときにですよ。具体的に言えば、この川俣町の都市計画の中で増設しよう、何とかというときには、町が特別作った用途地域作る時だ、条例を併せてやるわけでしょう。そういったものは全然動かさないうでこれだけ動かしたって、意味ないわけじゃないですか。いろ染めを変えてみたって。だから、既存の整合性がとれているんですかということと、だれが考えたって阿武東というのは川俣町の少なくとも山木屋、大綱木、小綱木、福沢ね、鶴沢の人にとっては重要な生活道路ですよ。それが位置づけになってない、あるいは花塚林道だってそうでしょう。そういう土地利用の話というのはないじゃないですか。だって、農業の話をするとき阿武東の話が出てこないということあり得ないでしょう。阿武隈東部広域農道は何のために造ったかといったら、農業振興のために造ったんだよ。そういうことで採択になって国も何億も出しているわけでしょう。それが載ってこないでしょう、これ。おかしいでしょうということを書いてんですよ。もう1回答弁ください。

あと、教育長の話はよく分かったんですけど、だとすればそういうことね、分かる

ように書いてもらいたいですよね。これだけでは今の山木屋小中学校は一環を目指しているなんていうことは、だれも分からなかったでしょう、今まで。いやいや、この基本構想を議論しているわけで、ですから、そういうことで教職員の資質の向上をしたいということなんでしょう。だとすれば分かりましたから、それはいいんですけど、それを分かるように是非書いてください。

それから、市街地の話は既存組織は書かなかったというけど、自治体というのは既存組織でしょう、だって。どこだって自治会のことしか出てこないんだよ、この計画では。だけでも、実際に地域を担っているのは消防団の方もいれば、商工会もあれば、農協さんもあれば森林組合もあるわけじゃないですか。でも、どこを読んだってですよ、今現在の地域の命と暮らし、あるいは経済活動を支えているその既存組織の話は一言も触れてない、これ。で、1人の個人住民にいつてしまうんだよ、ポーンと飛び越えて。既存組織がなくてさ。出てくるのは唯一自治会の話だけじゃないですか。ですから、そういう考え方はいかなものかと、何で既存組織との話が出てこないのかということをおっしゃっているわけですよ。私。そこの考え方を再質問しておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、役場は何なのかということをございますけれども、地方自治法に基づいてきちんと固有の事務を進める立場のものでありまして、先ほども申し上げましたが、ここで申し上げたいのは、ここは第3節まちづくりの基本目標ということをございますけれども、みんなでつくる町というふうな考え方の下に、主体は住民というふうな表記をございますので、ご理解を賜りたいと思います。

あと、整合性ですね。整合性についてございますけれども、確かにこの見づらい面がございますが、本当に大ざっぱな言い方では失礼ですけども、ちょっと縮尺の関係とかも含めてちょっと見づらい点がございますが、更にきちんと印刷になる段階では、もっと明確になるろうかと思しますので、その辺もご理解いただきたいと思ひます。

あと、既存組織の関係でいきますと、やはり基本の構想の段階でございますので、ここではあくまでも既存の団体といひますか、既存の団体そのものについては表記をいたしませんでしたので、ご理解を賜りたいと思ひます。以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 地方自治法で決まっているからなんて、そんなことあたりまえの話じゃないですか。役場の位置づけなんていうのは地方自治法で決まっているんだから。この計画での役場の位置づけは何になるんですかと私は再質問してるんですよ。法律上の役場の位置づけなんていうのは分かるわけだよ、だれだってそんなのは。地方自治法で位置づけられておりますからなんて、そんなのだれだって分かってますよ、そんなこと。そんな失礼な答弁ないでしょう。この計画ではまちづくりの主体は住民だと言ってるんだから、じゃ、役場はどういう立場になるんですかと私は聞いているだけなんですよ。簡単に答えればいいじゃないですか、主体が住民だと書いてるんだか

ら、役場はそれじゃ客体なのか、そばで協力する人なのか。だから、逆な言い方をすると、そこも答えられないということは、せっかく町長がなんぼね、住民との協働でパートナーシップだといったって、分かってないということじゃないですか。役場の位置づけが、行政の位置づけが。だから自治体担当職員制度だっとうまく機能しないというのは、そこに行くんですよというの。住民が主役である、主体でありとこう書く。それはそのことで良いでしょう。じゃ、役場は何やるんだということを明確に言わなかったらば、行政とパートナーシップでやっていくんだ、協働でやっていくんだと言ったって分からないじゃないですか。そこのところが担当課長である、幹部職員である皆さんが議会の議員に分かるように説明できなくて、住民になんか説明できるわけないでしょう。だから、もう1回聞きますから、法律の話でなくて、この計画と役場はこういう位置づけでやってるんだと。そこをきちっと答弁してほしいんですよ。

それから、整合性の問題ですけども、土地利用計画は、いちばん上は国土利用計画に決まっているでしょうというの。国土利用計画、書き方違うでしょうと言ってんの、これでは。合わないでしょうと言ってんですよ。じゃ、このがなに基づいて住民の方々が、あるいは事業者の方々がですよ、おれはここ商業ゾーンだと書かれているからね、大型店舗出すかといったときに、それじゃ認めるんですかといったら、認められないじゃないですか。違う法律で縛ってんだから、きっちり。そんな土地利用は、ゾーン計画はないでしょうということを言ってんですよ、私。だから、地図がでっかろうが小さかろうが、既存計画でクリアしているものの上に書くのか、若しくは違うく書いたのならば、それは今後直していくのか、その方向性がなかったら、これ見て、ああ、おらいも商業ゾーンになったから、ほんじゃ今度、大型店舗出せるかなと考えたらば、役場の窓口に行ったら、あんたのところは違いますよ、都市計画で何になってますよ、かにならなってますよと言われてたら、意味ない計画でしょう、これ。だから、言っているんですよ。整合性がないでしょうと、整合性をどうとっていくんですかと。そこのところを、だって、町民にこれ配るんだから、町民の人たちそう理解されてもしょうがないですよ。役場で決めたんだべしたと、ここのところって。田園居住ゾーンと言ったんでしょうと。現実にそれじゃ良質な居住環境の創出田園居住ゾーンと書いてあって、農振地域に入っていたら農振地域除外して農地転用して、それからでないと宅地は造られないでしょう。家は造れないわけでしょう。そういう既存の土地利用の考え方とどこが合ってますかということと、地図は正確に作らなかつたら意味ないでしょう。地図は、8ページの。だから、その大ざっぱで間違っていると認めているのなら、直したものを出示してくださいということが私の言い分。

あとね、基本構想だからが故に、一人ひとりの住民の話はよく書かれているから読めば分かりますよ。じゃ、商工会さんなり農協さんなり森林組合さんなりね、婦人会さんなり、そういった既存の老人クラブなり、そういった人々、そういった既存の団体はこの計画ではどう位置づけるんですかと、基本構想だからこそ書かなくちゃいけないじゃないですか。これは具体論でふれるんですという話はないでしょう。まず、行政があつて、住民がいて、そこにいろんな各種団体があつて、今、住民の方々はそ

の各種団体、いろんなサークルを通して地域住民は参画しているでしょう。個人で参画している人はいないでしょう。だから、自治会と言うことを前面に打ち出しているでしょう、町は。一方では。だったらば、既存の商工会だ、森林組合だ、農協だ、そういった既存の今地域を支えているそういった消防団だ、そういったものをどういうふうに位置づけてこのほど具現化しようとしているのかということのをなんでふれてないんですかと、基本構想だから聞いているんですよ。もう1回答弁お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

主体と主役の関係でありますけれども、辞書を引けば主役は演じる人、住んでいる人ですね。主体は他に代替するというふうになってございます。ですから、私もいろいろところ、まちづくりの主体は町民だという場合には、町はどうするんだということ。町が全体を見て、全部。その中で町民と一緒にやっていくわけですから、主体はやはり町民の方が、主役はあるんだというんでなくて、主体が一緒なんだよという意味での私はこのまちづくりという大きなものに包括されたと思って、昨日来ちょっと辞書調べたんでありますけれども、そんな思いで今回、私なりにそんな理解ですね、内容とか計画、よその計画ものぞいてみたんでありますけれども、近年は主体という言葉が多くなってまして、じゃ、今1番議員が指摘された前後の関係ですね、こっちについてあればどうなのかと見てみたんですけども、考え方やとらえるところがありまして、今回、町としてはそのような町民の皆さんが協働のまちづくりは一つの柱なんだと、町ももちろん柱になんだと、そういう意味でこの総括的な、包括的な中でとらえたということでもありますので、是非ともこれはご理解いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

なお、次の2点目の国土利用計画は、そのとおりでありまして、上位計画であります。今回のこれでもあります、例えば新しい生活環境の中心市街地になってんだと。これは商業地も含まれているんです。一部始終。ここは新たに今町内の中心地の空洞化が問題になっております。ここをやはりきちんとしていかなないと中心商店街の活性化にもつながらないと。そのためには生活環境のこれを整備していくみんなの住みやすいまちづくりをするためには、ここもしっかりと手を掛けていかなくちゃならないんじゃないかという思いで、新たにこのようなことになっております。ですから、私は、この土地利用計画、国土利用計画、今度の町勢振興計画については、当然この整合性を持たなくちゃなりませんので、そういうことはずいぶん話をしてきた思いであります、先ほど指摘ありましたように、すべてそれを整理してしまっただけのかということ、そうでない部分がございますので、これは当然見直しを私はしなくちゃならないと思っておりますので、そのときはまた新たに議会の場が当然出てきますので、ひとつそこで議論させていただきますので、よろしく願いいたします。

もう1点、各商工会なんです、それもご指摘のとおり私も理解できます。もう少し、農協だとか農業関係あるんですよ、あるいは森林組合あるんですよと、商工会ありますよと、いろんな会がございます。マテリアルにしましても、あるいはまた異業

種交流会にしても、これをみんな入れるとなかなか大変だということで、この各種団体というとらえ方をしたんですね。各種団体ということについては、今、議員が指摘のように、もう少し主体的に、まあ、入れた方が良かったのではないかと指摘なんですけども、その辺も議論は重ねてきたわけでありましてけれども、最終的にはこの各種団体というような表現の中で収まっているのがいろいろこの工業の振興、商業の振興等も含めてそのようになっておりますので、十分その各団体が本当にそこに皆さんが参加しながらいろんな活動をされて初めての協働のまちづくりなり、それぞれの関係機関の力によって産業の振興なり、農業振興が図られているわけでありまして、十分それはないがしろにするという意味じゃなくて、その各種団体の中に包括されているんだということで理解いただきたいと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） このゾーンの区分けは、やはり国土利用計画やなんかとどっちが優位というのは、これは決まっているわけですが、この書き方で住民に徹底しているのかどうかという問題は出てくるんだと思うんですね。見直すためにこういう書き方をしたんだというならそれはそれなりに今後国土利用計画を直すんだというんだしたら、それはそれでいいんですが、上位計画との関係をきちんとしておかないと、これは全くの矛盾をそのまま町の振興計画と上位計画が違っているという理解をされたんではどうにもならないんじゃないですか。ましてや、この地図の問題だって、地図が不鮮明だからといたって、あれだけ金かけて花塚林道や阿武東の道路まで消してしまって、土地利用という基本構想だと言われても、じゃ、何のためにやったんだと、あの道路は何のために巨額の金をかけたんだということになりはしませんか。そういうことについては、どういうふうな考えで作られたんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

この8ページの構想図につきましては、7ページに記載しておりました(1)から(6)までのエリアを示すというような形でつくったものでありますので、若干ただいまご指摘ありましたようなことは記載してございませんが、この(1)から(6)までのものをここに現したということでございます。以上で答弁いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁の方をちょっと今整理するため暫時休議します。

(午後2時04分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、再開いたします。

(午後2時20分)

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） それでは、答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問にご答弁申し上げます。

まず、道路につきましては、国県道のみを記載をいたしました。また、町道につきましては、大変路線数が多いため、主要な町道も含め掲載をいたしませんでした。

また、ゾーンにつきましては、都市マスタープランとの整合性を図っております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） いろいろどうしてはぐらかすかということを検討したんだと思うんですが、それでは、そういう形で振興計画基本構想を議会が同意しろというのは無理だと思うんですね。例えば広域農道、これは農業農産物をいち早く市場に送るということを一つの目的としてあれだけの広域農道を造ったわけですね。農業振興やなんかの幹になる問題ですよ。花塚林道についてみれば、防災林道という一面もありましたが、これはやはり林業活性化を目指して造られたわけでしょう。私は当初の段階から二つの道路については反対はしてましたが、しかし、あれだけのお金を町が投資をして、今、農業や林業が大変だと言っている、これは本議会でもそれは町当局は認めてきているわけでしょう。その幹として造った道路は、これは基本構想やなんかとは関係ないんですという形で第5次振興計画は作られるんですか。今、農業が大変だと、農産物をいち早く送り出そうということで造ったこの道路が、もう要らないということで新たな農業振興策を生み出すんですか。林業を活性化しようということでも、この花塚林道というものは林業の活性化に役立たないんだと、だから、ここの基本構想にも載せないんだという立場に理解をしろということなのかどうか。それをはっきりしないと、ただ国県道を基本に入れたんですでは済まないですよ。この辺ははっきりさせてください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

道路の整理につきましては、ただいま答弁申し上げましたように、国県道載せたということでございます。今、指摘ありますように、広域農道、そして林道等もございますし、町道等もございます。また、こういう広瀬川も特別な指定はないわけでありまして、今回のこの基本構想であります。それぞれ中心となるものについてのことを基本構想の中に載せまして、更にまた、これからの具体的な事業量の中身は出てくるわけでありまして、基本構想としての記述でありますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、そのような議員の思いというのは、我々も同じく林道の構想についても、また、広域農道の構想についても同じく持っているわけでありまして、これらの農業振興なり、林業振興についてはこれは欠くことのできない道路でありますから、そんな思いで同じであります。ただ、この基本構想については、この基本構想の中で、また先ほども答弁申し上げましたが、国土利用計画、あるいは土地利

用計画等々あるわけでありまして、具体的にいく場合には町勢振興計画を柱とした中での変更については、また議会などを開催しながら変更の時点で議会の議決をいただいて、それを具体化していくということの手順はしっかりと組んでいくわけでありまして、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 町長、言葉で思いは同じなんだというのであれば、なぜここに載せられないんですか。ましてや、田園ゾーンとか住居ゾーンとかゾーン分けしてありますが、これで例えば住民の人から申請があっても住宅は建てられないというところがいっぱい出てくるわけでしょう、この記述によれば。それでは国土利用計画でも続いてと言っても、せっかく作って議会にまで了承しろと言っている中身には一貫性がありません。やはりもっと整合性を持たせて、みんながどうせこの振興計画を作るのであれば、議会も当局もみんな一致してやはり賛成できるような方向で是非見直しを図ってもらいたいと思うんです。何も今議会で作らなくちゃならない、そんなに急いで作らなくちゃならない問題でないでしょう。これが極端なことを言えば、12月になろうと3月になろうと行政が停滞するとかなんかという内容ではないわけですから、これは全体でやはり納得できるものとして、本当にみんなで作るまちづくりだとすれば、少なくともこういう矛盾をなくしてみんなでまちづくりに進めるような決めかたをすべきだというふうに私は考えますが、どうですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

ただいま質問でご指摘がありましたけれども、これを町民に提示した場合に、こういうふうになっていけばもうこのほかには住宅はできないんだと、あるいはまたこれしぼりができてしまっているんだということでのことはございません。これはあくまで将来のまちづくり構想であります。ですから、これから具体的にこの内容等については、今ある既存の計画があるわけでありまして、既存の規制が。農振地域もありますし、あるいはまた住宅地がありますので、そういったことはすべてこの具体的になる場合にこれを変更するなり改正するなりしなくちゃならないことでもありますので、これで全部じゃ、それにだってこれは商業ゾーンだからできませんよ、この中でしぼりになってしまう。将来の構想でありますので、このようなまちづくりをしていきたいと、そういう思いで提案をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

新関善三君。

○9番（新関善三君） 今、国土計画を前提にした前段ではいろいろな質問がなされているわけですが、私は、違う面でひとつ当局の考えを聞かさせていただきたいわけですが、ここに5ページをお開きいただきたいと思います。ここには将来人口と世帯数の見通しというようなことが掲げられているわけですが、こういった振興計画の中には、今、川俣町が年々人口が減っている最中、こういったことに力点を置

いて長期計画であります振興計画の中でそれらの問題を一つ一つこの時点で、どの部分から改善、解決をしなければならぬかということをやはり振興計画の中に大々的に網羅していかなくてはならないんじゃないかというふうな気がするわけでございまして、この振興計画、非常に美名美句で表現されておるわけでございまして、これは本当に通り一遍に理解しますと、バラ色の内容になっておるわけでございまして、ああ、これも出来んだわい、ただ、最後の帳尻が検討する、その方向に方向づけを図るとか、促進を図るといふような字句にだけ綴じられておるわけでございまして、具体的な計画の中では、こういった部分については、これとこれをこうやることによって人口減少を食い止めるんだというような確たるものをやはりメインにしていかななくてはならないのではないかと、これをまず1点ご指摘を申し上げたい。

それと、やはり今人口減は、このデータから見ますと、ただ、今までの成り行きによって出生率、あるいは死亡率、あるいは就農のために転出されるのみがデータ的に出てきたに過ぎないわけでございまして、やはりそこをどこに力点を置けばどれだけ食い止められるかというふうな、一つの具体策的なことを振興策の中にはやはり明示をしていただきたいということが1点。

それと、この振興計画の審議委員の名簿をいただいております。それと役場の幹部職員の皆様方とかは、これらの振興計画の計画にそれぞれ携わっておられるわけでございまして、こういった振興計画の審議委員の方が、これらの膨大な計画の下に今までですよ、これら作成するまで何回ぐらいお集まりになり、こういった協議経過があるかということが2点。

それと、3点目には、施策の大綱ということで9ページにあるわけでございまして、何といたしましても、産業を育てるまちづくりというような下段の方にあるわけでございまして、これには農林業の振興、あるいは工業の振興、商業の振興、観光の振興、雇用対策の推進というふうな非常にどれを取っても重要な項目がここには列記されておるわけでございまして、それを今度具体的には、この振興計画の第1期、実施計画、23年から25年まで見てみまして、果たしてこういった項目だけでこれらはクリアしない、さわりもしない、あるいは前段でも森林行政等についての説明があったわけでございまして、これらの実実施計画の単純に見たばかりでございまして、2ページを開いていただきますと、事業計画の1-14、森林施業計画時期において、林業公社の段、森林施業を森林組合が実施する際には、町が町民に対して事業の方法なり選定協議等を実施し、事業の推進を図りますというようなことがあるわけでございまして、この公社の問題、こういったことを今更ここで表現すべき事項かどうか、あとで分収林の議案も出てまいりますけれども、そういった情勢の中であって、何で公社と組んで新たなですね、新たな赤字団体と、あるいは赤字拡大をしていくような事業展開を図らなくてはならないのか、非常にこの総体的な計画と実施計画が非常に随所にかみ合わない点等があるわけでございまして、そういったことは現実に第4次振興計画の中で精査をして第5次に移っているのかどうか、確たる返答をいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁をいたします。

人口減少を食い止める方策ということについての質問でありますけれども、それらが今回の施策の大綱の中にあります「活力ある産業を育てる町」も含めたですね、こういった施策をしっかりとやっていくことによって人口減少を少しでも食い止め、町の活力を増やしていきたいと、そういうような思いの基本構想でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、役場の職員も、自治会担当職員も出来、またそれぞれ名簿を見ていただいたように、各担当がそれぞれの地域に出向いて皆さん方とこの計画についての打ち合わせをしてきておりますので、地域の抱える課題を共有しながらしっかりと振興計画を作っていくんだという思いで地域座談会などにも出てきた経緯がありますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、具体的な計画で林業公社の話も出たわけでありましてけれども、町では林業公社に委託して造林を公社造林などもやっております。具体的に出ていることについて、実際的な実施計画の中ではそういったことを今更捨てるわけにもいかない。しかし、大変厳しい環境はお互いに理解しております。その中でいかにしてそういったものについても成果のあるものにしていくかということが私はまた大事だと思っております。そんな思いでここに林業の振興の中にはこのこともやはりふれざるを得ないということとでふれたということでご理解をいただきたいと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） これまでの審議会の開催経過について申し上げます。

まず、第1回は21年10月2日で、審議委員の委嘱から振興計画策定概要の説明等を行っております。また、第2回目は、平成22年3月24日に開催をいたしまして、第4次振興計画の検証の報告やら、まちづくりアンケートの調査集計結果の報告等、また振興計画基本構想素案の協議等を行っております。また、第3回目につきましては、平成22年7月5日に開催をいたしまして、振興計画基本構想素案の意見の報告、振興計画前期基本計画素案の協議、振興計画地区別計画素案の協議を行っております。また、4回目は、8月23日に開催をいたしまして、振興計画について町長より審議会中に諮問書の執行を行います。また、振興計画基本計画素案の意見の報告やら、そのほか第1期実施計画の協議等を行っておるところでございます。これまで4回、2か年にわたりまして4回開催をしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） ただいま答弁もらったわけですが、これら振興計画の審議委員の皆様方も忙しい中、そして川俣町の場合は自立をし、どういうふう振興していくかというふうなことで、真剣に討議されておることに感謝を申し上げながら、具体的に中身等についてももう少し具体的に質問させていただきたいわけですが、今、非常に人口減のこの防止策にはどこの市町村も、あるいは全国津々浦々の市町村が非常に苦慮しているというのが現況にあるわけですが、そういった

ものはなぜ人口が減少するかというふうな基本的な問題をもう少しみ砕かなくてはならない。あるいは2地域居住というようなことでUターン、Iターンの問題、ややもしますと川俣町の場合は首都圏だ、東京だというふうな目の向き方が非常に多いのではないかと。先の建設常任委員会でもつぶさに総務調査をしている中では、研修をしている中では、やはり人口を増やしている地区、あるいは増えている地区は遠くから出ていく、非常に近隣からの呼び寄せ人口が非常に多いことに関心をしてきたわけでございます、ここでありますならば、川俣でありますならば福島在住の方々をいかに川俣町に居住をしていただくか、こういったことについては、やはり福島より川俣町の方が社会保障制度、あるいは子育て支援等はすこぶるまだまだ福島市でできないことをいっぱいいいことをやっているわけなんで、これを遠くに発信して呼び寄せようとしても無理な点があるかと思うわけですし、そういった振興計画の中にはそういった近隣市町村対策、あるいはもっともっとやはり好ましくなるような施策というものを町政は執行していただかなくてはならない。そのことによって、それともう一つは、通勤距離の問題があるわけでございますが、114号バイパスも立派になってまいりまして、通勤時間も非常に短時間で福島から通えるというような昨今の情勢の中では、通勤距離、多少は渋滞もあるかと思うわけでございますが、やはりもう一度川俣町を見直し一人ひとりの啓蒙が是非とも必要ではないかというように気がするわけでございます、このままですと当然就労機会の多い場所、あるいは便利な場所、あるいは銭になる場所というふうな、そういった条件でばかり人口が移動する傾向にあるわけでございますので、そういった分野も是非振興計画の中に補強する必要がなかろうかどうかということと、もってはずね、振興計画、4次の振興計画を見ていただいても分かりますように、検証する機関がないんですね。第1年度の検証はここまでできたとか、あるいは第2年度の計画はこうなんで、ここまでできたんだ。あるいはできないものは財政的にどこに発信することが足りなくてできなかったのかということ、やはり我々にも必要でありましょうし、地域住民の皆様方にも懇切丁寧とその辺を公表する必要があるかと思うわけでありまして、町政懇談会等でも、ただ要望を聞く、そしてできる、できないの問題と長期にわたっていついっかまでやりますと、いつ頃までやりますというような、具体性に欠けている町民懇談会にもなっておりますので、そういったことも振興計画の中にきっちりとうたうことが必要かと思うわけでございますので、この点等についての考えをまず聞いておきたい。

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の人口減少についての提案もあったわけでありまして、考え方について。計画の中にもっと入れるべきだろうというようなことでございます。お話しありましたように、Uターン、Iターン、また首都圏というような力を入れすぎているんじゃないかと、近隣だって大事だろうとこと、全くそのとおりで思っております。これについては町の方のいわゆる情報の発信機能はもっともっとやはり強化する必要があるだろうと思っております。こと、子育て支援策につき

まして、川俣町はよその市町村に負けない具体的な内容で取り組んでいるわけであり、ますから、そういったものについても川俣町にあればこういうことができます、こういうことをやれるんだと、こういうふうになりますということのその情報の発信ももっと外に向けてもやる必要があるんじゃないかというようなことで考えておりました、今度の実施計画の中ではそういったことも当然入れなくてはならないと考えております。

また、検証ですね、検証につきましては、3年間のローリングということをしているわけでありまして、これはそれぞれ事業の進捗状況、計画の進捗状況については3年間のローリング方式で進めていくんだということを基本にしておりますので、その中で議会の皆さん方にもそのローリングの中で報告をする機会も当然設けてやっていくようになりますし、この検証は我々も必要だと思っております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

高野善兵衛君。

○15番（高野善兵衛君） 9ページをちょっとお開き願います。

施策の大綱ということで、左の方にみんなで作る元気いっぱい、笑顔いっぱいの町という題目が書かれております。人がいなければ笑顔はないと。また、人のいない山の中は発展もないというのは、これ事実であるということから、この黄色い枠の中、上から3番目、安心笑顔があふれる町というところで、その右の方にいって4番目の子育て支援、児童福祉の推進ということが書かれてありますが、子育てというのは生まれたものを育てることが子育てであって、生まれぬものを育てるわけにはいかないんで、だれでも分かるとおり、県の方の事業としてもこれから婚活支援の推進という事業が県の方でも行われております。是非川俣町もやはり婚活支援の推進ということをごここにに入れてほしいと思っております。というのは、今、9番議員と重複するかもしれませんが、川俣町がいいからといって他から来たとしても、来た人は帰ることもある。また、ここで生まれた人は、出て行っても、一時行ってもまた帰ってくるということもあるということをお考えたときには、やはりここで生まれたということは大変これはすばらしいことだと私は思います。そういった観点から、ここに婚活支援の推進という言葉を入れてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 15番 高野善兵衛議員の質問であります。子育て前の支援に大事なことがあるだろうということでございまして、町では現在、この9ページで行きますと、生き生きと学び楽しめるまちの中で、生涯学習の充実の中において、若い人たちのふれあい、生き生きふれあい交流事業に取り組んでおります。そんなことでこれをやってないんじゃないかと、川俣町は今年で2年目になるんでありますけれども、今、取り組んでおります。若者たちの活力を深めようということで取り組んでおりますので、抜けているんじゃないかとやっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 今、私は、この最後に名簿をいただきました、新しい名簿をいただきましたものについて一言お聞きしたいと思います。

この名簿4月1日付の名簿だと思いますけども、これ以前に審議会の方に携わった、振興計画の方に携わった職員、そして氏家さん、わざわざ抜いてくることはないと思いますけども、是非4月1日以前にも振興計画の方に携わった方々の名簿もこれに載せていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

先ほども申しあげましたように、今現在の段階での携わった名簿ということで作成をいたしましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君。

○15番（高野善兵衛君） 再度質問します。

町長の考えでは今、生涯学習の充実というところで中に入れてあるんだということでしたが、生涯というのは生まれてからのことであって、やはり生まれる前のやはり支援ということになると、例えばこの私が考えてみるのは、振興計画審議会委員名簿、この中には大半の人が妻帯者で考えていると思います。もしもこれが若い未婚の人たちも入っていたら、必ずや今私が言っていることが載せられたんではないかと、そのように思っております。だから、生涯学習という言葉の前に、やはり県でもやっている婚活支援の推進ということを入れたらどうでしょうかということです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

生涯学習でありますから、生涯にわたる学習であります。今、婚活の話でありますけれども、これは生涯学習の中で若い人たちのふれあいの場をつくっていきこうということで現在取り組んでおります。これは婚活という言葉は別にいけばなりますけども、その不例会交流の広場ということで今取り組んでおります。また、若い人たちが入ってなかなかできない、それらを何とか段取ったりなんだりしていこうというのが年配の方のお世話になるというのが私は大事なことだと思っております。若い人たち、なかなかいなくて今うまくいかないのが現実だという私は認識を持っております。そうでなければこのようなことをやることは必要ないんじゃないかと思っておりますので、そういう場をつくっていくのがまた高齢者の長年培ってきた経験なんかも踏まえて環境づくりをしていくことも私はこれから大事じゃないかなと思ひまして、このふれあい交流事業は、若者の皆さん方が集まり、その中にコーディネーターとか、あるいはまた講師の方を呼んでお話を聞いたりするわけではありますが、いろんな多面的な取り組みをしていくのが大事だと思っておりますので、高野善兵衛議員の質問についても、そういう思いでの質問だと思いますので、私もしっかりとそれはこの計画の中に反映

したいと思っております。これは基本構想であります、その中にはこの項目でいえば今、申し上げたところであるということで答弁申し上げまして終わります。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論あり」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私は、さっきも言ったんですが、やはり第5次振興計画基本構想は、これは本当にみんなで納得した上で採決を図るべきだという立場から、関連法令やなんかともう一度やはりちゃんと整備をして見直して、いろいろ再検討をしてから解決すべきではないかという考えを持っておりますので、このままOKというわけにはまいりません。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に賛成者の討論ありませんか。
斎藤博美君。

○6番（斎藤博美君） 私は、賛成の立場で申し上げます。

審議会委員16名で1年余の日数をかけ協議したと理解しております。副町長を本部長として策定本部は、膨大な時間を費やし、作り上げたと周知しております。川俣町の将来像、理念、目標、重点施策をあらゆる分野より精査し、作り上げていることを私は理解します。12年間で前期6年、後期6年の計画となっております。3年ごとに検証し、見直しを含めて検討するともなっております。これまでの当局の説明は、誠意と熱い思いが感じられ、反対する理由はありませんので、私は賛成します。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。
これから議案第58号の採決いたします。この採決は起立によって行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
（起立他数）

○議長（佐藤喜三郎君） 起立多数です。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は3時10分といたします。
（午後2時55分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。
（午後3時10分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 4、議案第 59 号「川俣町過疎地域自立促進計画について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○ 1 番（高橋道弘君） 何点かご質問いたしますが、まず 7 ページですね、町の行財政の状況というところがありまして、下段から 5 行目かな、公共施設については水道普及率は 69.7%、県平均で 92 で県平均を大きく下回っているから、更なる水道施設の充実に努める必要があると書かれているんですね。何で充実になるのかなと疑問を私は感じまして見ましたら、これに関するものが 37 ページ、生活環境の整備というところがあるんですね。そこに①、上水道というのがありまして、いろいろ書かれているんですが、最後から 4 行目かな、今後はより安全に安定した水の供給するため水道施設の維持充実に努めて、また石綿セメント管の老朽化した水道管のうんぬんと書かれているんですね。7 ページの問題意識は、普及率が悪いということを指摘をしているにもかかわらず、普及拡大には努めるとは書いてないんですよ、7 ページでもね。普及率は拡大していくと言っていないんですよ。ですから、37 ページでも老朽管の改築とかなんだとかということで、水道普及率を高めるといことはどこにも出てこないんですよ、これ読むと。県平均が 92 と言って川俣は 67 だと言っているにもかかわらず、何で問題意識は普及率が低いということをやりたいながら、施策では普及率の拡大というふうになってこないのか、1 点お伺いしておきます。

それから 34、35 ページに、事業計画で交通通信体系の整備情報化及び地域間交流の促進ということで、(1)市町村道整備というのがあるんですね。(2)がなく(3)の林道になっているの、これミスなんだべ、35 ページの橋梁というところに線が入って(2)となるんでしょう、本当はね、これね川原田線というやつね。たぶん間違いでしょう、これね。ミス印刷ですよ。あとで訂正してもらえないんですが、それで何をいいたいかというと、この市町村道整備の 24 路線というのがあるね、先ほどこれ賛成多数で可決をされました町勢振興計画の全体の事業計画書というのをもらっていないからよく分からないんですが、1 期分の実施計画書しか町は我々議員に配っていないわけだから、全体 12 年間で何やるというのは一切配っていないんですからね、これ町長、認識してくださいね。それでその地区別計画、小島地区の計画の計画というところを見ると、振興計画の方ですよ。145 ページにあるんですが、振興計画の方の地区別計画の方ですよ。そこに小島地区の計画では県営一般農道整備事業小島 3 期地区というのが載っているんですね、ここにね。載っているんですが、この事業計画、自立促進計画の 24 路線に載ってこないんですね。小島 3 期地区というのは、で、たぶん同僚議員の皆さん見れば分かると思うんですが、この過疎自立促進計画というのは事業主体という欄があるんですよ、必ずね。個別事業については。川俣町だとか福島県だとか森林組合だ、しゃも祭実行委員会だとかね。見れば分かるんですよ。そうすると小島 3 期地区というのは福島県だと思うんですよ。事業主体は。そうするとその要は振興計画には載せたんだけど、過疎自立促進計画には載って

ませんよというこの事業がどの程度あるんだか、過疎事業促進計画は県との調整して
ますよね。振興計画はたぶんしないで作ってますよね。ですから、振興計画には載せ
ましたと、しかし、福島県との調整の結果、森林事業部からこれはだめだとか、県北
建設からこれはまだだめだとか、そう言われて落ちた事業がどのくらいあって、ど
この場所なのかということを是非教えていただきたいなど。そうしないと、みんな振興
計画に載ったものは過疎事業促進計画に載っているものだと思って理解をしている、
されがちですから、その辺実際ご提示をいただきたいなというふうに思います。何で
落ちたのかという理由についても、お提示をいただきたいと思います。特にここの振
興計画で小島3期地区と掛かってますけど、3期地区は終わったんだね、事業ね。私
の認識ではですよ。既に4期地区の事業に入っているはずなんですよ。一部ちょっと
残っているかもしれませんが、実質は県の方では4期地区の計画に入っている
はずなんです。私が確認したところによれば。県の方はね。ですから、振興計画に3
期地区と上げるのもおかしいのかなと、4期地区というのがないというのはおかしい
ですね。結局これから道路終わって月舘の方というか、伊達市の方に行くところは4
期地区のはずですから、3期地区でなくて。ですから、振興計画に載せるとすれば4
期地区と書くべきですし、まだ、こちらの方で載ってない理由もなぜなのか、お知ら
せをいただきたいと思います。

あと、57ページに教育振興ということも載ってまして、いろいろ書かっているん
であります。ここに教育環境の整備の話の中で、閉校したうんぬんかんぬんという
のは書かっているんですけども、先ほどの振興計画の後論の中でもあった、山木屋
のプールの話はここにも載ってこないし、振興計画にも載ってないんですけども、
小中一貫教育をやることと、プールを造らないということは何か連動した問題なのか、
プールは造らないという話なのか、その辺是非お聞きしておきたいなど、こういうふ
うに思います。以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁願います。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

調査のうえご答弁申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 今、調査が必要だというので、暫時休議します。

（午後3時16分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは再開いたします。

（午後3時40分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 議案第59号の質疑を続けます。

それでは、答弁願います。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 先ほどのご質問の中にありました水道事業に関しまして
普及率の向上を7ページだといひながら、37ページに出てきます内容に関しまして

は、工事の内容ということに対してのご質問でございますが、まず施設の充実をして水道事業の方で計画しております石綿セメント管の更新事業に関しまして、石綿セメント管、あるいは施設をやる中で、特に石綿セメント管を更新した場合は、新たに管の布設替えをするために、そのときに今まで入っていなかった方、新たに加入される方がおられまして、今回も実際に石綿セメント管更新をやりまして3件ほど新たな加入がありました。文書の内容としてはそうはとれないんですけども、石綿セメント管を更新する段階で新たに新しい加入者が増え、普及率というものの向上も図られるという意味合いも含みますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 1番 高橋道弘議員のご質問にお答えを申し上げます。

56ページの表記等につきまして、具体的ではないということでございますが、実は川俣町の第5次の振興計画並びに教育計画の中には具体的に入っておりますが、この町の過疎地域自立促進計画案の58ページに、その対策といたしまして(2)ですが、学校教育というのがございます。ここの59ページの上の方に、教育環境の充実というのがありまして、アイウのウ、施設の充実というところに、いわゆる安全性や衛生面、景観などの配慮をしながら、山木屋小中学校をはじめとする学校施設及び設備の計画的な改善、改修に努めるという表記でおこしておきましたが、実は平成8年4月から山木屋小学校新校舎としてスタートしたわけでございますが、その折の設計図の中に、小学校のプール、これ建設は今後の課題として当時造らなかったわけですが、プールの施設と思われる、いわゆる点線で囲まれた設計図がございます。そのことについて私どももその実現に向けて考えてきたわけですが、先ほど答弁申し上げましたように、小中学校の子どもの数が減りまして、これを町の方に統廃合するということは、地域にとっても子どもにとっても大変なことでありますので、小中学校の山木屋についての一貫校を目指す段階でこのプールについてもきちっとした整備をして新設したいということで、私どもの教育計画の中にきちんと記載させていただいておりますが、ここでもそういう意味を込めて表記してございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問にご答弁申し上げます。

まず、小島広域農道の関係でございますが、3期というのは間違いございませんでしたが、これは県との協議の中で県の計画の中ではまだ採択がされていないので、協議の中で載せないこととなっております。

また、福祉関係の事業や国の制度に係わるものにつきましては載せておりません。

また、町道整備事業、また農道基盤整備事業につきましては、過疎計画につきましては平成22年度から27年度までの計画となっておりますし、また、振興計画につきましては、平成23年度から34年度までの計画となっておりますので、その年度の違いの関係で掲載をされていないものもございます。

また、35ページの市町村道の中の橋梁の表記の関係は間違いございません。

また、その下に(3)とか(5)とかという形で(4)とかが飛んでますけども、これは国から示された作成要領に基づきましてそのまま作成をしておりますので、こういった表記記載となっております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 再質問しますが、まず水道の普及の問題ですけど、振興計画の議会にはかかってないけど、その基本計画の58ページかな、にこの上水道の整備というところがあるのね。そこで目標年次昭和28年度で、現在こっちは69.7と書かっただけど、こっちの振興計画は69.4%の普及率と0.3%ほど合わないのですが、69.4%のものを71.0%にしますと、こう目標年次書かっているんですね。今回の自立促進計画では数字もないわけで何もないわけだから、要はその2年前に決めたもの、水道事業計画でもそうなんですけど、水道普及率は拡大していきますというんだけど、具体的には目標数値も何も出てこない、いつも水道普及率の話は。ただ、川俣町ほどの水道普及率が低いところはないんですよ。全県見てもですよ。ですから、大きな生活環境を考えていく上では非常に大切な課題だと思うんですけど、それについて具体論がないということは、要は普及はさっき課長、建設水道課長が言ったように、石綿セメント管更新したときに3件増えたとか、2件増えたとかという話だけの話であって、いわゆるその普及地域を増やしていくとか、水道管を埋設していく地域を増やしていくとか、そういう計画は全く持ってないんだというふうな解釈でよろしいのかどうか再質問をしておきます。

それから、小島1期、2期地区の話はそれはそれで県で載せるなど、だからそういう事業がいくつありますかということをお前は聞いたんです。例としてこういうふうになってますけども、だから振興計画ではこうしたいんだと、だからその全体事業を挙げてくださいと私は何回も言ってるんだけど、全体の個別事業は明示しないわけでしょう、当局は。前期分しかくれないわけですよ。我々議員に対しても。ですから、12年間の全体事業、川俣町ではこういうことをやりたいんだと振興計画で明示しても、5年間の過疎自立促進計画にそれを持ってくるわけじゃないですか。持ってきたときに県の都合、国の都合で落とした事業はいくつあって、どういう事業ですかということをお明示してくださいと私は質問したんです。さっき。で、小島の話は具体論として申し上げたわけです。ですから、是非いくつ事業があって、理由はまだ採択になってないのかなんだとかということがあるわけでしょう。ですから、そういうことを地域の人は期待しているわけですから、何で今回振興計画に載っているのに自立促進計画には載ってこないのかということはお当然出てくるわけじゃないですか。ですから、そこをちゃんと説明できるようにしてくださいと、こう言っているわけです。

それから、プールの話なんですけど、だとすればですよ、振興計画の地区別計画の山木屋地区にはプールの話はどこにも載ってないんだよ、この163ページかな。全然地区別計画には載ってこないですよ。ですから、こういったものはあれですか、

今年の春ですかね、もらったのは。教育委員会の教育基本方針なるもの、振興計画かな、もらった。ああいう、前から言っているとおり、先の議案でも審議したけど、個別計画との整合性、個別計画で例えば教育委員会はこちらやりますとうたっているのに、振興計画にありませんね。そういったものについては、今後その基本方針をさっき可決されたけど、基本構想は。基本計画なり地区別計画の中ではそれは今後見直していった住民の皆さんにお知らせするときには、各種計画との整合性はきちっととれたものにして住民の皆さんに開示をすると。ましてや、そのプールの話なんていうのは山木屋地区住民の方々にとっては非常に関心の高いことですから、この地区別計画ですね、地域に落とす前にそういうふうに向直すのかどうか、その辺を再質問しておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一男君） 先ほどの質問でございますが、普及率関係のことでございますが、確かに普及率というものの増加をするためには、拡張というものは必要でございますが、ただいま水道事業のメインとしておりますのは、現在の施設を活用した段階で施設の整備をきちっと図って、それから拡張というような段階にきちっと進まない、今の施設自体がかなり老朽化をしておりますので、老衰等の検討を見ながらの拡張は現時点ではちょっと難しいということ。あとは拡張する場合は当然収支も考えなくちゃございませんので、そういったものを総合的に勘案させていただきまして、今拡張というものがないのではなくて、一応石綿セメント管のまず更新事業を終わらし、常設の施設というものを改善いたしまして、それから新たな段階の施設として将来の拡張についての議論を預かりたいということなので、ご理解をいただきたいと思っております。以上答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどの県の農道のような事業で、協議の中で掲載しなかったものはどのぐらいあるかということでしたけれども、先ほどの小島の広域農道のみでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 補足ご答弁申し上げます。

プールの件でございますが、ご承知の通町の振興計画、3年で見直しながら進めるというふうに向っておりまして、実は山木屋小中学校の小中一貫校の構想等については、今だいぶ構想が進んでおりますが、現在、小学校が70名、中学生が30名、合計100名いるのでございます。それらを勘案しますと、今直ちに小中一貫校を造るということは、あの施設、学校の教室等の関係でなかなか非常に難しいということで、この過疎地の計画を立てる段階でも、このことについては計画としては持っているけれども、十分に地域の方々、保護者の方々と懇談をしながら、その時期を探っていくということ、今般の計画の中にはさらりと臭わしたという程度で記載されておりますので、もう少し具体的になりました段階で示していただく考えでおりますので、ご理解いただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 1番議員、答弁漏れ、何の分で。

○1番（高橋道弘君） だから、個別計画と今みたいに過疎計画では教育長はプールの話は中に載ってんだといってるわけでしょう。さらっと臭わしたとは言ったけど。要は小中一貫校をやるという、だからそういうに合わないものと振興計画と過疎計画と合わないとかいろいろあるわけじゃない、基本方針にはちゃんと書かっているとか言っているわけだから、教育長だって。教育基本方針にはそういうことで書いてますよと。だから、個別計画と振興計画と合わない場合に、地区民の人たちはどっちももらうわけじゃないですか。ですから、地区民の出す前に基本計画だとか振興計画の実施計画、地区別計画というのは直して整合性を持ったものにして出すんですかと聞いたんですよ。私は。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

今、指摘ありましたように、当然そのようにしていきませんと、これは不信感を買いますので、そのように対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） だからね、この振興計画、もっと全体のもの共通精査をして決めるべきだと言ったんですよ。議会の議決もらったものをほかの関連の計画と合わないから直すなんかいうのは、これはもう1回議会に諮るんですか、それはその場合は。充足するということになれば議会に諮らなくちゃだめですよ。そういうことになるからもっと慎重に提案しなさいと言っているんですよ。それはどういうふうにするんですか。不足している分野何かは当然入れていきますと町長が言っているわけだから、入れたとすれば議会の議決と違うことになるわけですよ。そのときはどうするんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

過疎地域自立計画の計画内容と振興計画の具体的な計画内容につきましては、基本構想は承認をいただきました。これは具体的な実施計画等が入っていくわけでありますので、今1番議員に答弁申し上げましたが、この過疎計画とその振興計画とについての違いや何か、例えば道路であれば方線入っているか入っていないか等についても、それはしっかりと説明をしながらやっていくということが大事だと思っております。ですから、今議員がお質しのこれについては、この計画の中にそれは反映をしていくわけでありますので、これはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） だから、そういう不十分さがあることは、もう町長自身も認めているわけでしょう。だから、そういうものをきちんと充実させながら議決した方がいいでしょうと私は言っていたわけですよ。だから、そうすると今、議決いただいたものについては、いわゆる過疎計画や教育委員会が考えているようなものは反映がされていないわけですから、その都度再度議決をもらうということが当然だと思います

よ。基本計画だけだからそれでいいんだと。裏付けはどんどん変わっちゃうということになっちゃうわけですよ。議決とは何なんだと。議決はただ賛成さえすればいいんだぞと、中身はおめえら知らなくてもいいんだと、全く議会軽視の運営を、提案をしていると言わざるを得ないと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） そういうことでは全くないのでありますので、これはご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5、議案第61号「公社造林契約の一部変更について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 過日の提案の説明を聞いておりますと、この後審議されます財産区関係の公社造林の契約の変更につきましては、8月10日に管理者会議やっていつやって、同意書いつ出してとこうやっているわけですよ。説明ありました。しかし、肝心の川俣町の契約変更については、その説明がないんですよ。いつ会議があつて、いつ県の林業公社から正式に申し入れがあつてですよ、説明を受けてですよ、そして政策調整会議がやって、町議やって、いつ同意の文書を出しました。あるいは出さないんだかどうか分かりませんが、財産区の方は全部分かりますよね、一連の経過からいつ管理者会やって、同意書はいつ出して、だから今回議会に提案するんですと、こうはっきりしてますよね。時系列がね。肝心の川俣町が契約になっている方は時系列の説明がないんですけど、是非時系列の説明をお願いしたいんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

公社造林変更契約に係る経過でございますけれども、まず、平成18年8月9日に公社、県の林業整備課から来庁をいただきまして、契約変更について説明なり依頼を受けております。また、平成19年2月15日でございますけれども、県の公社、ま

た県森林整備課から来庁いただきまして、契約変更について、また手続き等の説明を受けているところでございます。また、8月10日には公社、県の森林整備課から来庁いただきまして、川俣町議会全員協議会の方にこの契約変更についての説明を行っているところでございます。平成20年6月23日には、公社、県森林整備課から来庁いただきまして、契約変更についての説明を受けているところでございます。また、同じく平成20年7月15日には、公社、また県森林整備課からの来庁いただきまして、川俣町議会全員協議会に契約変更についての説明をいただいているところでございます。また、同じく平成20年11月17日は、公社、また県森林整備課の方からご来庁をいただきまして、川俣町議会全員協議会の方に契約変更についての説明をいただいているところでございます。また、21年2月17日には、公社、県森林整備課から来庁いただきまして、各財産区の管理会の変更についての説明を受けているところでございます。21年の5月11日には、公社、県森林整備課からご来庁いただきまして、契約変更についての説明を受けているところでございます。同じく平成22年3月3日には公社の方から来庁いただきまして、契約変更の説明を受けているところでございます。あと、8月10日には、各財産区管理会の方の関係で、契約変更についての同意書の提出について確認をしているところでございます。町の方としましては、8月24日に決定をしまして、今回の議会の方に提案するという事で決定をしたところでございます。以上で時系列についての説明といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そうしますと、今の説明ですと、今年の3月3日に公社が来たのが最後ですよ。町に対しては。そこからずっと期間が空いて8月24日に急に決定したんだというんですけど、この8月24日まではかなり期間がありますよね。この決定したというのはどこの会議、役場の何の会議で決定したんだか全然ないですよ。少なくとも財産区の話だと、管理者会で決定をしました。こうなるわけですよ。じゃ、町の場合はどこの会議でこれ決定したのかと、何で3月3日に来て8月24日に決定になったのか、よく分からないですよ、私としては。その間どういう検討を町の中ではしてきて、例えば過日の財産区の説明だと、時期尚早でしょうということで管理者会は1回、財産区のはだめだよと、こう言っていたわけでしょう。ここにきてしょうがないでしょうと、ほかの自治体もやってる、ほかの方でもやってるようだからやりましょうと管理者会で決まりましたという話でしょう。ですから、今まで数年間町としても契約には同意してきた理由があるわけじゃないですか。その理由がどういう理由で今度は合意したのか、それはどういう会議で決定したのかというのが提案としては当然だと思うんですが、その辺について再質問しておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

まず、経過の中の状況といいますか、公社経営の関係の状況によりまして、木材価格の長期低迷の中で造林経費の増大など、公社経営の厳しい著しい悪化により、適正な森林整備の実行確保が危ぶまれることから、平成18年5月の林業公社の総会にお

いて経営改善計画が、示されたことが初めてでございますが、その後、経営改善策につきましましては、公社、県、そして土地所有者が一体となっていくことが示されておりまして、公社自らが行う改善策としましては、組織体制の見直しによる人件費、事業費等の節減、木材販売増収対策の推進などがございます。林業公社の方によりますと、川俣町及び財産区を除き、町内における林業公社と個人との契約は61件ということでございますが、今年の8月末においては約70%に当たる42件の変更契約を締結しているとのことでございます。個人で維持管理しようとする膨大な費用が、また手間がかかるということが推測されますし、また小島や飯坂、大綱木財産区においても同じく林業公社より経営改革内容等について説明を受けまして……。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長、答弁の内容が全然違うんじゃないのか。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 失礼しました。そういう経過の中で判断をしまして、町の方としましては、先ほど申し上げました22年8月24日に決裁という形で決定をしたところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 答弁、簡潔に、私、簡潔に質問してるんで、簡潔に答弁をしてもらえばいいんですけど、しますと、今の答弁だと決裁という形で決定したということじゃないですか。するとどこかの課が発議してそれ決裁したんでしょうけども、そうすると何年間も議論をしてきたことが、どこでも議論されないである担当者がやむを得ないと思ったから発議して、これらに合意しましょうという発議書を書いて、そして課長も係長も課長補佐も全部判子ついて、副町長も判子ついて、町長に上がって行って、そうかと言って町長判子ついたらば、町の方針決まったということになっちゃうんですね、今の話を聞くと。これほど重大なことをですよ。そして経済損失も何もうんぬんかんぬんこの前説明あったわけでしょう。そういったことを関係課も集まらないで、産業課長だとか企画財政課長だとか、総務課長だとかですよ、集まらないで政策調整会議も町議もやらないで決めたということですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

公社造林の分収割合の問題につきましましては、これは今、課長の方から説明あったような議決でありました。まず最初に、町の方についてのどうなんだという、これは町の方も関係あるわけありますから、町の方でどうだということでもございました。でも、これは財産区が決まらないうちには町の方での判断というものはできないだろうということで、平成18年以来財産区の方との話をし、そして何回も来ていただきながら町の方としましてもその状況を考えながら、財産区が決まれば町は9対1ですね、財産区が8対2でありますので、その点で了解をせざるを得ないのではないかとということできました。この間、現地の方も産業課長と私も山木屋の山を見に行きまして、公社造林のしたところの現場の状況、手入れしているところと手入れしてないところも確認してきました。それらも含めながら、これでは先程来説明あります現況の林業情勢を踏まえた場合には、やむを得ないだろうというふうなことできたわけでありま

すが、財産区の方につきましても、これは財産区の判断になりますから、何度となく集まっていたきながら、この協議を重ねていただいて最終的に8月2日に集まっていたいて、そこで確認をしていただき、また8月10日にこの確認書をいただき、8月24日になったということでありまして、この間、町も一体となってこの協議については町の方も話をしてきたところがございますので、最終的には今回も町の方も出すというようなことの判断は、最初からその下で動いてきておりましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

新関善三君。

○9番（新関善三君） ここで確認をさせていただきたいと思いますが、公社造林の分収率、川俣町に対する分収率は、持ち分が100分の10というふうな設定額で承認してくれろというふうなことでございますが、それと以後、小島の財産区なり小綱木、大綱木、飯坂の財産区等につきましては、分収率が100分の20というふうな、なぜ行政が契約したものがですね100分の10で、地区の財産区に対します分収率が100分の20に設定されているのか。

それと、先ほど説明の中では、個人で契約されている方も数多くあるわけでありまして、個人で契約されている方々の74%は、どういった分収率になっているのか分かりませんが、もう74%の方々が承諾しているというふうなことで説明を受けているわけですので、個人の契約されている分収率は何パーセントなのか。

あっ、すみません、なんでこの差が付いているのか等について質問いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご答弁を申し上げます。

今回の公社の抜本的改革に基づく分収造林の契約変更の内容等についてのご質問でございますが、今回の林業公社の計画によりますと、今回、提案させていただいております分収割合の見直しにつきましては、市町村及び個人並びに共有林等については財産区が入ります。市町村、個人並びに共有林と土地所有者の分収割合が契約時の40%から市町村が10%へと、個人、共有林等土地所有者につきましては、20%に減少するというところで、その計画の中で示されておりまして、今回このような提案に至ったところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 私が質問したのは、なぜ10%と20%の区分けがされたのかというふうな、その根拠はどうなっているのか。山の価値、あるいは木材の価値、行政で売るときは高く売れるから、そのうちの分収割合で10%でもいいんだ。財産区なり個人の山は安くきり売れないから、20%補償するんだというふうな見解なのか。山の価値と木材の価値は町の木材であろうと個人のものでであろうと地区の財産区の山であろうと木材の価値には変わらないはずですが、この辺どういった関係でこのような算定の仕方になったのかについてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

これは平成18年5月の林業公社通常総会において、分収割合の見直しを含む改善計画が示されましたが、その方針に基づくものでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） それだと基準をやはり安易にこういった長期的に計画する、あるいは相手は森林公社でございまして、やはり町と公社のやりとり、あるいはそれらを管理しております管理者の見解等々についていろいろな意見、具申の結果、こうなったと思うんですが、あくまでも表面的に言われて、それで納得できるのか。やはりああ、10%の分収割合が、10%と20%のウエートは、こういうふうな条件の下にこうなったというふうなことでなければ、私はならないと思うわけでして、それが行政としてせつかくの財産を運用、活用しているわけでございますので、同じ活用の仕方であっても少なく活用するのか、あるいは維持するように活用するのか、あるいは財産を減らさないように活用するのかということ等につきましては、やはり当局の責任のある態度が問われると思うわけでございますので、あえて再度その違いの根拠だけは明確にお答えいただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁をいたします。

今回の公社は経営改善、再建を図るための今回のやむを得ない措置ということでございまして、県の方でも約40億円に及ぶ緊急融資を対象としております。また、そういった関係から、これは先ほどの考え方とはまた別な私は考え方だと思っております、いわゆる公的なものについては、その方は我慢していただきたい。私的な方については、やっぱりその幅を薄くといいますか、するというようなことでの判断の下に今回のような分収割合の見直しの提示になったなと思っております。ただ、これはこの後景気が回復し、また、林業状況も改善してくれば、また、元に戻すというような一筆の下に今回割合を認めるというようなことの状態に至っておりますので、その辺の経過も踏まえながら、またこれを維持し、管理し、そしてまた立派な林材として運用できるようなものにしていくための方策との一つということで考えていただいて、ご理解を賜りたいと思っております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6，議案第62号「川俣町小島財産区公社造林契約の一部変更について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7，議案第63号「川俣町飯坂財産区公社造林契約の一部変更について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8，議案第64号「川俣町大綱木財産区公社造林契約の一部変更について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9，議案第65号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10，議案第66号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第11，議案第67号「職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第12, 議案第68号「伊達地方衛生処理組合規約の変更について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番(高橋道弘君) 1点お聞きしますが、この改正をしますと、基準日は管理者が定めるんでしょうけども、過去3年間というと、例えば年度で区切って言うと、川俣町の割合というのはどの程度になるのでしょうか。

○議長(佐藤喜三郎君) 町民税務課長。

○町民税務課長(高橋良之君) 1番 高橋議員のご質問にお答え申し上げます。

ご質問は、川俣町の負担の割合に関するご質問かと存じますが、今般の直接のご提案の基となりました伊達地方衛生処理組合の粗大ごみ処理施設に関しましては、川俣町の負担割合は11.7%と伺っております。以上です。

○議長(佐藤喜三郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第13, 議案第69号「平成21年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、決算書等のページをお示しのうえ、簡潔に要領よくお願いいたします。

本案について質疑ありませんか。高橋道弘君。

- 1 番（高橋道弘君） まず、決算書ですね、この厚い方の決算書ですね、成果の概要でなくて。264ページなんですけど、ここに財産に関する調書とあるんですが、過日の説明では全然ここにふれないで終わったのでお聞きをするんですけども、この264ページの一番下、土地建物及びということで（普通財産）とあるんですけど、増減額ね、土地の増減が3人で3万5,171円、その他でマイナス2,438円とあるんですけども、これの詳細と言いますか、それについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、267ページに株券の内訳があるんですが、これ額面で載っているんだと思うんですね。額面で載せてもどっちでも良いというふうにたぶん総務省は言っているんだと思いますが、これ時価にしたら実際いくらになっているのかというのが非常に興味のあるところですよ。町の財産ですから、本当の正味財産はなんぼなのかと言ったときに、時価が大切なわけですから。これ時価にしたらいくらなのか分かればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、成果の概要なんですけども、30ページに市町村バス運行費がありまして、自治体バスについては福沢循環線は去年の9月30日で終わってデマンドタクシーに変更になったわけですが、デマンドタクシーの成果はどこにも載っていないんですね、これね。たぶん職員の発想では、デマンドタクシーはなんとか運行協議会でやっているから関係ないんだみたいに思っているかもしれませんが、実際は自治体バスがそのデマンドタクシーに代わったわけですから、自治体バスに比べてどういうふうにデマンドタクシーは利活用されているのかという表があって初めて成果の概要だと私は思いますので、是非デマンドタクシーの実績をお知らせいただきたいと思います。

それから、44ページなんですけど、44ページに2番目の表で住民票、印鑑証明書の休日受け取りのためのオンライン予約サービスというの、これね鳴り物入りで始まったものでありますが、やってみますよというのは書かれているんですけど、実績載っかっていないんですね、どこにもこれ。ですから、どの程度の実績があったのか、電話なりパソコンなりいろいろ住民の利便性を図るということで始めたわけですから、実績がないとやっぱり住民の皆さんに利用されているかどうか分からないので、ここにいっぱいあるんですけども、特に2番目だけ私は実績をお聞きしたいと思います。

あとですね、ずうっと飛びまして、55ページに住基カード発行事業というのがあってなんですけども、ここで20年、21年度件数2か年分しかないんですね。ご承知のとおり、今、銀行に行こうが何に行こうがですよ、身分証明ということが非常に言われるわけですよ。免許証を持っている住民の方々は大体免許証でできるんですけど、免許証をお持ちでない高齢者の方は、非常に自分の身分証明というのは

難しいんですね。この住基カードというのを持っていれば、たぶん身分証明書になるはずなんですよ。ですから、私はもっと高齢者の方々の利便性を図るうえでは、この住基カードを勧めた方が良くと思うんですけど、今までどの程度発行になっているのかね。この2か年分だけでなく全部の発行件数がいくらなのか、その辺をお聞きをしたいと思います。

それから、後ろにいまして77ページなんですけども、ここにファミリーサポート支援事業費というのがあるんですけど、事業実施ということで会員数は35人で内訳はうんぬんかんぬんと書かれているんですけども、実際、このファミリーサポートの利用した回数は載っていないんですね。放課後児童保育みたいに延べ人数では何人ですよとかね、そういうことは載っていないんですよ。会員の話だけであって、ですからそのファミリーサポートセンターが提供している子どもの一時預かりとか、そういったものがどの程度延べ人数なり、実人数なりでどの程度になっているのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、81ページ、この一番下に太陽光発電システム設置事業というのがあるんですけども、例えばその上の浄化槽の方は5人槽が何人で何基でなんぼで補助金がなんぼだと表になって非常に分かりやすいんですが、太陽光の方は10件で108万9,000円だと、こうなっているだけで分からないんですね、これね。ですから、キロワット3万円だ、4キロ上限だとこれはいいんですけど、やっぱり将来の施策ね、せつかく町長新しく制度作ってやっているわけですから、せつかく作ったのがこんな程度で2行くらいでまとめられたのでは、私は非常に問題だと思うんですよ。やっぱり何キロワットの人が何人いたとかね、そういうことを把握しておかないと、今後の事業計画していくうえで問題だと思いますので、是非この内数ですね、何キロワット入れた人が何件で、補助金なんぼだったと、そういう内数をたぶん把握なさっていると思いますので、お知らせをいただきたいと思います。

それから、173ページに理科教育設備費と備品購入費ということで95万円、山木屋中学校とあるんですが、ここにある屈折式というんですか、天体望遠鏡というのが入っているんですが、私の記憶では中央公民館に立派な望遠鏡あったような気がするんですよ、天体望遠鏡ね。あれは利活用されているのかどうかですね。たぶん95万円とかでなくてもっと高い金で買った記憶が私としてはあるので、立派な望遠鏡あるはずなので、それどうなっているのか、利活用はどうなっているのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、187ページなんですけども、地区館における来館者数というのがあるんですが、ここで高齢者という欄を見ていただくと分かるんですけど、福沢公民館だけ74人とえらく少ないんですよ。ほかの地区館に比べて、全体の来館者数から言うと別に福沢というのは少なくないんですけど、高齢者というドンを下がって最下位なんです、74人で。これ私としては、施設の機能に問題があると思うんですよ。階段が急でスロープこうやっていかないと上がっていかない。だから、車いすの人とか足腰弱い人は、とてもじゃないが上がっていけないんですよ福沢公

民館というのは。だから、是非原因をどのようにお考えなのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、193ページなんですけど、ここに新助館の遺跡調査発掘委託料、県道原町・川俣線試掘発掘委託料というのが載っているんですね。期間とか調査期間とか金額は載っているんですが、委託先はどこにも書かれていないんですね。委託先を是非お知らせをいただきたいと思います。

それから、次のページ194ページなんですけど、ここに一番上に社会体育施設の使用料がありまして、今、鳴り物入りで小島にふるさと交流館を造ろうと建築中ではありますが、残念ながら合宿所の使用料を見ますと、20年度に比べて更にまた11.4%減って200万円になりましたという話なのかなこれ。270万円予算取ったんだけど、235万円だったということですかこれ。20年度の収入済の。20年度、今、21年度決算やっているんですね。20年度収入済み額だからこっちかい、ああ11.4%減ったんだね235万円から208万7,000円にね。これこういうふうになっている状況というのは分析しておかないと、小島の運営の問題にも響くので、どういう結果でこういうふうにもまた減ってきているのか、分析結果をお知らせをいただきたいことと、その下に今度、雑入でねスポーツ教室参加料というのがあるんですね。53万2,000円の予算に対して、3万6,000円だというわけですねこれは。事業やらなかったのか、参加者が少なかったのか、是非ご提示をいただきたいと思います。

最後に、201ページなんですけど、ここにも合宿所の給湯設置工事、合宿所補修舗装工事というのが290万円、856万円とこう載っているんですけども、ほかには全部必ず業者さんの名前が出てくるんですね、工事期間だとか業者さんの名前が出てくるんですけど、ここも今度は期間もなければいつやったかも分からなくて、相手も分からないという状況なんですけど、これらも是非ご呈示をいただきたいなと、こういうふうに思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君）　じゃ答弁できるところから答弁をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君）　1番議員のご質問にお答えいたします。

調査事項がいっぱいありますので、調べて答弁したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君）　答弁できる課から答弁してください。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君）　ご質問にお答えいたします。

3点ありましたが、そのうちの2点について申し上げたいと思います。

成果の概要44ページの住民票のオンライン予約サービスに関連、こちらの件数についてのお質しでございました。こちらにつきまして成果の概要55ページ、戸籍住民基本台帳費の(4)の交付件数、一番上の表ですね。の中で、休日交付（歳計）というところがございますが、こちらにご質問の内容を含んでおりまして、この21年の9件という中に電子申請がございます。なお、制度として電話での予約

も承るということになっておりますので、その内訳についてはちょっと把握してないんですが、恐らく半々程度ではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、同じページの55ページの住基カードの関係でございます。今までの発行件数についてのお質しでございましたが、恐れ入ります。ただいま現在ということでご理解いただきたいと思いますが、220枚でございます。内訳、顔写真付きが144枚、これが議員お質しのいわゆる金融機関等での本人確認に使えるものということでございます。顔写真なしが76枚、合わせて220枚でございます。

3点目につきまして、成果の概要81ページでの一番下、太陽光発電の内訳についてのお質しでございます。これも今、資料が届きましたので申し上げます。81ページの太陽光発電システムの内訳でございますが、2～3キロワットまでが1基、3～4キロワット6基、4～5キロワット1基、5キロワットを超えるもの2基、合わせて10基でございます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤修一君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

保有株の時価はというご質問でございましたが、当初一部上場されております東北電力及び東邦銀行の株につきまして申し上げます。よろしいでしょうか。

東北電力が8月14日終値で1株当たり1,949円、886株でございますので172万6,814円。東邦銀行株が242円、5万4,851株で1,327万3,942円となっております。ラジオ福島以下は非上場でございますので、額面どおりというふうなこととなっております。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 主な成果の概要の77ページでございますが、ファミリーサポート事業の21年度の実績につきましてのご質問でございますが、21年度送迎や預かり保育などを行いました実績の件数が14件、更に会員の研修などにつきましては8件がございました。そのほか毎週木曜、土曜日につきましては、鶴沢公民館で実施しております子どもとみんなの広場に2名ずつ派遣、更に毎月1回やっておりますお話会の託児に派遣しているというふうな状況で、実質の活動実績としましては、延べ日数にしまして30日以上の実績を、あっ失礼しました。子どもとみんなの広場除き30日以上の実績となっております。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問にご答弁申し上げます。

まず、成果の概要の44ページの2番目の住民票及び印鑑証明書の休日受け取りのサービスの関係では、これは55ページに実は記載ございましたが、（不規則発言あり）失礼しました。決算書の厚い方の決算書の264ページの土地のマイナスの2,438平米の関係でございますが、まず、羽田烏合内53番地の3、雑種地8.3平米を処分としましてマイナス8.3平米でございます。次に同じく烏合内54の3の雑種地40平米を処分としましてマイナスの40平米でございます。続きま

して、小神鍛冶内29の田んぼでございますけれども、89平米を処分をしまして同じくマイナスの89平米でございます。雇用促進住宅の駐車場敷地の関係で、壁沢6の1、雑種地でございますが、397平米の減でございます。これは分類外ということでございます。同じく雇用促進住宅の敷地で壁沢6の8、雑種地で20平米の減、同じく6の13で雑種地11平米が減でございます。同じく6の16で572平米が減でございます。同じく6の17が1,433平米が減でございます。同じく6の18、62平米が減でございます。あと小綱木の桑保町65の原野でございますが、57平米を寄附受納いたしまして、差引2,438平米の減となっております。(不規則発言あり)失礼しました。山林については調査のうえ再度答弁いたします。

デマンドタクシーの運行状況でございますが、まず、山木屋・小綱木・福沢・山木屋・小綱木とあと全体の合計というふうになっておりますが、平成21年度の10月からでございますけれども、まず、山木屋の方から運行収入、運行経費、収支率というふうに読み上げまして、まず、月が10月、あと10月から3月まで申し上げます。10月でございますが、(不規則発言あり)トータルで、それでは全体でございますけれども、10月のトータルが運行収入が(不規則発言あり)はい、それではちょっと集計がございまして、後ほど答弁いたします。

○議長(佐藤喜三郎君) ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(佐藤喜三郎君) それでは続けて答弁願います。生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐藤勝雄君) 1番 高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、はじめに、173ページの中央公民館に望遠鏡があるということでございますが、平成14年に公民館の方に企画財政課の方から来ているということでございますが、所在について今、調査中でありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

あとは187ページの高齢者等の来館者のところの福沢公民館の74名ということでありますが、各公民館から基準によって上げてくる数字をそのまま記載しているものでありますので、詳細についてたぶんこの数字のとらえ方がたぶん違うかと思っておりますので、それらをここを調査をしたいと思っておりますが、総合計では合っていると思うので、内訳で違うのかというふうに考えております。

あと193ページの遺跡関係の委託先ということでありますが、以前に大変申し訳ないんですが、前もって以前の発言の中で間違い等がありましたら訂正させていただきたいんですが、遺跡の試掘本調査については、町教育委員会が実施いたしま

す。ただし、本調査の費用については、開発者の負担となりますことをまずもって答弁させていただきたいと思えます。広瀬川の本調査については、県の調査員をお願いしたところでありまして、それで、発掘作業員のところは直接支払うということでもあります、あとは県道原町・川俣線については試掘ということでありまして、県の調査員をお願いしたところでありまして、調査については調査員をお願いしたところでありまして、発掘作業、その直接作業をするところは、NPO法人セゾン川俣のところをお願いしたところでありまして、あと新助館については、これも試掘調査であります、これも調査員を町の在住の調査員をお願いし、発掘作業を発掘調査会というところに発掘作業をお願いしたということで、発掘作業についてはいろんな形態がありまして、いろんな調査員の指示に従って発掘作業をするということで、委託先がばらばらになっているということでございます。(不規則発言あり)新助館は遺跡調査会ということですので、よろしくお願ひしたいと思えます。

あと194ページの合宿所の費用頻度というんですか、基本の使用料の歳入が少ないということでもあります、徐々にだんだんに少なくなっていくという状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

あとスポーツ教室の委託料については、現在、調査中であります。

あと201ページの工事関係の業者であります、合宿所給湯施設工事についてはコボックス、あとは合宿所の補修工事については長谷川工務店というようなことでもあります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(佐藤喜三郎君) 企画財政課長。

○企画財政課長(菅野浩市郎君) 先ほどの山林でございましたが、小綱木字小谷ノ沢11の3ほか12件で、合計面積が先ほどの記載のとおりの3万5,171平米でございまして、昨年度寄附を受けたものでございます。以上で答弁いたします。

○議長(佐藤喜三郎君) あとは答弁は時間かかりますか。

◇ ◇ ◇

○議長(佐藤喜三郎君) ここで休憩いたします。再開は5時10分といたします。
(午後5時00分)

◇ ◇ ◇

○議長(佐藤喜三郎君) 再開いたします。
(午後5時10分)

◇ ◇ ◇

○議長(佐藤喜三郎君) 議案第69号の質疑を続けます。

答弁漏れについて答弁願います。企画財政課長。

○企画財政課長(菅野浩市郎君) 先ほどのデマンドの運行収支の合計額について申し上げます。

21年の10月から3月までの山木屋・小綱木・福沢、あとは山木屋と小綱木を合わせたものの全体の合計でございますけれども、まず、運行収入が110万7,000円でございます。それにかかわる運行経費が759万557円でございます。

収支率が14.7%でございます。以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） 高橋議員のご質問にお答えをいたします。

まず、スポーツ教室の参加料の53万2,000円の現予算に対して3万6,000円というものでありましたが、これ登山教室を予定していたんですが、参加者が少なく、本人の参加料等、あるいはコースを踏まえて少ないものに予定を変更してコースを変えて調定したもので、こういう格差があったということでありました。

あとは先ほどの福沢公民館の資料については、役員以外高齢者は公民館は使用しないというようなことの現実ということでご答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 再質問させていただきますが、まず、デマンドね、デマンドは町で今年も拡大していくわけですから、是非成果の概要にきちっと分かるように今後、記載をお願いしたいなと思います。

あと住基カードの件ですけど、多くの高齢者の方が身分証明と言われて困っているのが実状なんですね。銀行に行っても郵便局に行っても役場の窓口だって身分証明ということを使うわけですから、ですからもう少し私は普及啓蒙をして身分証明になるんですよということをもっと宣伝してやった方がよろしいのではないかなと思うんですが、その辺どういうふうにお考えになっているのか。やっぱり普及率をどんどん目標を掲げてやった方が良くと思いますので、その辺の考えをお聞きをしておきたいと思います。

あとファミサポも実績分かるように是非今後記入してください。

あと太陽光発電も、これ浄化槽みたいにきちんと表を作って出してもらえれば、質問はしなくて済むんで、来年度から是非お願いしたいと思います。

あと天体望遠鏡の話ですけど、せっかくある望遠鏡を使わないで、どこにあるのか分からないなどということではなくて、新しく金出して買うなら、あの望遠鏡はたぶんものすごく立派な望遠鏡ですから、私も職員中に使いましたけど、木星も水星もきれいに見えるすばらしい望遠鏡なので、是非教育委員会で利活用を図ったらよろしいかなと、こういうふうにあります。

あと福沢公民館の高齢者の話ですけど、私が言いたかったのは、結局役員しか来ないということは、高齢者が使えない公民館なんですよ。さっき言ったように階段が急でね。町長だって敬老会に来て分かるとおりにだと思ひますよ。ですから、もっと使い勝手の良く施設整備とかを図る考えとか、そういうことをしないと、ますます高齢者は使わなくなると思うんですよ。ほかはフラットで行けますからどこでも行けるんですけど、福沢だけあれだけ高低差があるわけですから、その辺の分析をして、是非利活用ができるようなことを考えられないのかということをお聞きをしておきたいと思ひます。

あと遺跡調査の件ですけど、是非これも合宿所の話もそうですが、ほかと同じく

やっぱりどこが請け負って、いつやったのかくらいは分かるようにしておけば質問はないので、お願いしたいということで。

あとNPOセゾン川俣と言ったけど花塚の間違いですよ。川俣というセゾンはNPOないものね。

それから、遺跡調査会と言ったんだけど、これは代表がだれで、どこに住所がある団体なのか再質問をさせていただきます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 議員のご質問にご答弁申し上げます。

2点のお質しでございました。まず、1点目、住基カード、特に高齢者の方向への普及、啓蒙に向けた取組みをせよというご質問でございますが、正にご指摘のとおりでございます。私どもといたしましては、特に身分証明、いわゆる本人確認法という法律に基づいて、金融機関などで写真入りの公的な証明書ということが要求されるということになっておりますが、そのことも含めて住基カードを紹介する媒体の中では記述はいたしておりますが、なお、ご主旨のとおりでございますので、今後も高齢者の方にそのような用途もあるということでお訴えをしてみたいと思います。

2点目、太陽光発電に関する記述ですが、内訳も今後表示をいたすようにさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問に答弁いたします。

遺跡調査会は、飯坂字羽前場10、渋谷忠さんが代表者ということになっております。

あと福沢公民館の使い勝手が悪いということではありますが、随時バリアフリー化等を年次計画でやっているところでありますので、計画的にやるように努力したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁漏れはないですか。1番議員、答弁漏れの分、再度。

○1番（高橋道弘君） デマンドの結果も来年から今年も拡大していくんですから、デマンドの結果も来年度から成果に載せていただだけませんか、こう言っているんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 大変失礼しました。デマンドの運行実績につきましても、来年度より成果の概要に掲載したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 今の答弁のやつですね、遺跡調査会渋谷タダシさんという話なんですけど、その委託するにあたって例えばNPO法人セゾン花塚というのは法人ですよ。遺跡調査会というのは、これ法人で受託する資格があるのかという疑念が私はあるんですけども、そういうことは全く関係なく遺跡調査というのは、個人

であれ何であれ普通公共事業であれば指名参加願いを出して、業者登録してとこうありますよね。遺跡調査の場合は個人でも何でも受託できるんですかという疑問と、あとその際に委託料というのは個人に払っちゃうようになっちゃうわけですよね、法人でなければ。そしたら、申告の際、みなし法人として遺跡調査会というのが申告なさるんでしょうかね。それとも個人渋谷さんという方が申告なさるのかといろんな疑問が出るんですが、その分は制度的に法的に整合性を取った発注の仕方になっているんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問に答弁したいと思います。

遺跡調査の場合、発掘作業についてはいろんな形態で今までやっておりまして、遺跡調査会というところも過去にも何度かその名称でやっていたので、まあ法人格はないんでありますが、団体として過去にも調査をお願いしていたという経過がございます。ということで答弁とさせていただきます。今までは問題なかったもので、今後、今までは問題ありませんでした。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。新関善三君。

○9番（新関善三君） 決算書の12ページをお願いいたします。それは予算に対しまして不用額について確認をさせていただきたいわけですが、今回の総事業費が総予算が50億3,800万円の決算額に対しまして、何と言いましても年々民生費は、その中で12億8,000万円、その次に必要額が多いのが教育費でございます。教育費が8億7,100万円に対しまして、ここに計上されております不用額が3,961万2,000円というふうな不用額が発生してございます。監査結果等につきましては、現計予算の全体的には1.7%になったにもかかわらず、去年より692万円ほど増加したというふうなことでございますので、これらの不用額の発生した要因等につきましてお知らせをいただきたいというふうなことが1点。

それと、今度は2点目は、先ほども株券の取扱いの問題等についての質疑があったわけですが、52ページをお開きいただきたいわけですが、52ページの東邦銀行の出資配当金が38万2,266円、それと川俣町振興公社の配当金が29万5,000円、それと特別会計の方には福島ガスの配当金が計上されておるわけですが、これら出資しております株券に対しましての配当金がそれぞれ項目ごとに計上されてございます。ここに出資しておっても配当金がなかったのか、あるいは別な項目に配当金が計上されている配当金があるのかどうか。単純に申し上げますと、東邦銀行なり、あるいは東北電力、それと福島ガス、あるいは振興公社の株式配当金というのは明確に明示されておるわけですが、そのほかの出資金に対しまして株の配当金があったのかどうか。あるいはあった場合、どの項に計上されているか等についてひとつ伺いをいたします。

3点目は、学校給食費の問題、決算書の62ページにあるわけですが、学校給食費の賄い材料費負担金、これが6,655万8,739円というふうな計上額、ここには過年度分2万8,000円が入っているというふうなことでございま

して、なおかつ21年度分の未収額については5万7,001円というふうな計上額なわけですが、昨今、児童手当が支給されておりますが、こういった児童手当の活用は給食の方にどのように活用されておるか。あるいは、これらと合わせまして208ページには給食費の扶助費が計上されておるわけでございまして、これ小学校の方は315万2,950円、それと特別支援教育就学奨励金として、これまた給食費が24万2,000円というふうなことで、人員が75名というふうな数多い児童の方々の分が負担されているわけですが、これらの基準は明確になっているのかですね。あるいはこういったことの活用から未収計上に該当する方がないのかどうか。あるいはこれらも児童手当の関係で実質的にはもらうことができる家庭はないからここに計上されているんでしょうけれども、これらの相関関係につきましてひとつ回答をいただきたいと思います。なお、218ページに同じ扶助費で中学生の分が載っかってございます。中学生の分等につきましても、金額的に申しますと184万5,000円と12万5,000円というふうな金額が計上されておるわけでございまして、これらの対象基準は明確に父兄にも分かっているのか、あるいは我々も分かる必要がありますので、それらの基準の設定の仕方等についてお知らせをいただきたいというふうにお願いを申し上げます。

それと、実質収支に関する調書、これは263ページにございます。ここには実質収支額1億1,759万2,000円というふうなことに計上されておるわけでございまして、このうち基金繰入額の前に繰越金、これは13年度の補正の中に繰越金は明確にこの金額5,879万6,000円はもう既に計上してあるわけなんです、残りの基金積立金は実質収支額の1億1,759万2,000円からこれら繰り越しになりました5,879万6,000円の引いた差額5,879万6,000円は、これら決算書の266ページの財政調整基金に5,482万円というようなことになっているわけですが、そうなりますと、若干金額も違いますし積立額も違ってくるわけですが、それらの関係等につきまして、これは決算の承認をいただいてから基金積立金積んで、ここの残高に計上してあります5,482万円というのは、これからなのか、21年度の決算額に対して積み立てたのかということになりますと数字が違うわけでございますので、それらの整合性について。なお、念のために予算算についての繰越金は、もう既に13年度の補正予算の中に計上されておるわけでございますので、恐らく基金の方も計上されているのかなというふうな理解で良いのかどうか質しておきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁を願います。こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 9番 新関議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、はじめのご質問でございますが、不用額発生の原因のお質しの中で、教育費に関するご質問がございましたが、教育費の不用額の中で最も多かったのは需用費でございます。この需用費の中でも電気料、水道料の不用残が最も多く発生いたしました次第でございます。これは一昨年原油高騰によりまして、電気料も上がるというふうなことも若干見込んだ経過もございしますが、学校におきましても節電など

の対応を十分しております。施設の数も多い関係もありまして、このような不用額が発生したというふうに分析をしております。

続きましてのご質問62ページの学校給食賄い材料費負担金と過年度分の収入、また収入未済額の関係、そして子ども手当との関係のご質問でございますが、19年度に学校給食が始まりまして、19、20、21年度と毎年2万円から3万円ほどの収入未済額が発生しております、積もり積もって5万7,001円まで収入未済額が増えたところでございます。しかし、子ども手当の支給が始まりまして、児童手当よりも金額が増額になったというふうなことがございます。また、更に川俣町におきましては、子育て支援係と学校教育係が子ども教育課の方で事務を担っている関係で連携を密にしまして、子ども手当の支給日に賄い材料費の未納の保護者に対しまして納入相談を行いました。この結果、5月末現在では5万7,001円の収入未済額ではございますが、支給受け取りに来られた月日が7月になってからでございますが、7月になってから1件の納入相談がありまして、19年度の2万250円の納付がございました。更に同じく7月でございますが、同じく子ども手当の支給のときにもう1件の方が1万951円の納入がございまして、おかげさまで子ども手当で相談の結果、2件子ども手当を受給した中からお支払いいただいております。したがって、今現在の収入未済額は2万5,800円まで減少しているというのが実情でございます。

また、更に208ページにございます小学校、これは中学校も同じでございますが、扶助費の準要保護児童就学援助費の学用品費並びに給食費につきましては、これは要保護、準要保護児童就学援助費支給規定がございまして、この規定に基づいて支給をしているものでございます。この準要保護児童と申しますのは、いわゆる生活保護を受給している児童は要保護児童というふうにしておりまして、国から生活保護でみない分については補助金として参ります。この準要保護と申しますのは、住民税が非課税である世帯とか、児童扶養手当を受給している世帯であるとか、年金の納入が免除されている世帯であるとか、そのような世帯につきましては、準要保護に該当する基準がございまして、この基準に照らし合わせて認定しているものでございます。この中では学用品並びにこの学用品の中には、新入学の準備費も含まれております。そして、修学旅行費や給食費が入っているものでございます。給食費につきましては、該当しております児童につきまして、学校の方から給食費として支払うべき金額の報告を受けまして、その金額を保護者に支払いをするというものとなっております。これは中学校におきましても同様の仕組みでございますので、基準に基づき支給し、その中から給食費を納めていただいておりますので、おかげさまで川俣町におきましては他市町村と比べましては、給食費の未納が少ないものというふうに理解しております。以上答弁とさせていただきます。

失礼しました。特別支援の扶助費でございますが、これはいわゆる知的障害並びに情緒障害をお持ちの子どもさんに対しまして、特別支援教室に入っている子どもさんの学用品や給食費につきましては、必要額を支給しているものでございます。こ

れは小学校、中学校とも同様でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤修一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

株式に対する配当はというご質問でございましたが、先ほど議員おっしゃられたとおり52ページにございます東邦銀行等株式配当、こちら東邦銀行の配当が32万9,106円、東北電力の配当が5万3,160円となっております。また、農業振興公社株式配当につきましては、記載のとおり29万5,000円となっております。387ページをお開きください。奨学資金特別会計におきまして、株式配当241万8,000円、決算として計上してございますが、こちらは福島ガスの配当でございます。配当につきましては、以上4点でございます。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁漏れはないですか。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問にご答弁申し上げます。

まず、263ページの実質収支に関する調書の中でのご質問と266ページの基金の残高の関係でございますが、まず、263ページにつきましての5番の実質収支の2分の1の額が5,879万6,000円でございます。これは22年度への繰り越し分となります。266ページの基金の一番上の財政調整基金の前年度末残高と言いますのは、去年の3月末ということで7億2,893万1,000円でございます。21年度中に増えた分が5,408万2,000円。22年3月31日現在の残高が7億8,301万3,000円となっております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤修一君） 先ほどの株式配当につきまして、追加でご説明いたしたいと思います。

先ほど申しあげました東北電力、東邦銀行、福島ガス、川俣町農業振興公社の4点につきまして申しあげましたが、それ以外の株については配当はございませんでした。以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。新関善三君。

○9番（新関善三君） 最後の実質収支の残、基金積立金は、それでは宙に浮いているわけですね、今は。問題はこの繰越分は、もう既に22年での補正額にしっかりこの金額計上してあるのか。5,879万6,000円。基金の造成等については21年度中に発生した残高と違うわけでしょう、この金額でないわけですから。これはどういった現況で経理形態をしてあるのか。もう既に5月31日出納閉鎖をしているわけだ。歳計外現金で預かっているわけ、それしかないわけですね。もし、この残高基金266ページの決算年度中の増減額の計上額だとすれば実質差があると、金額的に違くと。本来ならばここが5,879万6,000円にならなくちゃいけないわけけども、これらと5,408万2,000円にしかかってない。だれがこの差を保有しているのかというふうに言われても問題ないわけですが、自治法に基づく経理形態でその処遇、その5,879万円はだれが保管して、どこで管理しているの

か。知らないうちになくなるということないでしょうけども。

○議長（佐藤喜三郎君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤修一君） それではご質問にお答えいたします。

歳計の実質収支のうちの2分の15,879万6,338円、これにつきましては、この金額を6月1日付で財調繰入れして基金積み立てしております。残りの5,879万6,000円、決算書記載の残りの5,879万6,338円につきましては、22年度への繰り越しというふうな扱いになっております。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 16ページの中で町税に対する収入未済額、これはどういう現象で町税未済額というのがどんどん毎年大きくなっていくのか。税務課は今、義理も人情もなく差押えたり何だりということがやられているようでありますので、にもかかわらず、こういう収入未済額が出てくるというのは、どこに原因があるのかをひとつ質しておきたいと思うわけでありまして。私は、この差押えとかなんかというものは、基本的にはやるべきでないという考えに立っているものですが。

あとは172ページになるんですが、織物展示館、いわゆるこのからりこ館が委託になっているんですが、この委託したことによって入館者やなんかがどんどん上がるんだということの上で委託に回したんですが、この成果がなんかちょっと見当たらないので、どのような成果になっているのかを教えてくださいたいと思うんです。

それから、188ページになるんですが、5,500万円のこの住宅取得事業、これはまあ雇用促進事業団から住宅を買ったんですが、これの利用実態が成果がどのような形で成果が現れているのか。これ大きな買い物ですから、それなりの結果が報告されてしかるべきだと思うんですが、成果の概要にはただ購入の結果きり出ていないんですね。これは活用するという形で購入しているわけですね、条例まで変えて。その成果というのは、何人実際に入居しているのか、新たにどのぐらい入ったのかとかという、そういうことについては何ら報告なされていないんですね。その辺のことについて教えてくださいたいと思うんです。

あとは182ページの中には、広瀬川改修促進期成同盟会の負担金は納められているわけでありまして、特に川俣町で非常に町民の方が要望している中丁の裏の改修が一向に進む様子がないんですが、期成同盟会としてどのような取組みがなされたのか、今後どのような方向になっているのかについて教えてくださいたいと思うんです。

あとはページ数飛ばしてあれなんですが、総務常任委員会に付託される部分ではあるんですが、毎回質しても何でなんでしょうねと担当課長きり言わないんですが、実は体育振興費として毎年フェンシングのマスクを買っているんですね。今年もこの決算にも出ているんですよ。それで、私はどう見てもこれは不平等だと思うんです。フェンシングやっている子どもにはフェンシングのマスクを買ってやるならば、

毎日走り回っている子どもにはズックを買ってやるべきだと思うんですよ。ソフトボールをやっている子どもも、キャッチャーはマスクをかぶるんですよ。こういうものを買ってやっていないでしょう。なぜフェンシングだけこういう予算を毎年組むのか。会長が県会議員だからではないでしょうが、こういう不平等な使い方というのは改めるべきだということを毎年私は委員会の中でも指摘しているんですが、一向に改まらないで、これは責任者の明確な説明をお願いしたいと思うんです。なぜこれほかのスポーツの少年には備品を買うなどということをやっていないのに、フェンシングだけはこういう不平等な扱いをするのか。決してフェンシングに買ってやるなというんじゃないんですよ。買ってやるのであれば、ほかの競技だってみんなやっているわけですから、走る人にはズックを買ってやる、野球やる人にはバットを買ってやったらいんじゃないですか。これが当然だと思うんですが、その辺についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 14番 遠藤議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

決算書でのお質しでございましたが、成果の概要で申しますと48ページに総務費の徴税費についてまとめて記載をさせていただいておりますが、こちらで私はご説明を申し上げたいと思います。議員お質しのように、平成20年度と21年度を比較しますと、町民税の収入未済額につきましては329万円ほど21年度増加をいたしております。平成20年度は、個人分、法人分を合わせまして収入未済額は3,588万3,000円でございます。21年度におきましては、同じ関連で見ますと3,917万7,000円、その差異は329万4,000円でございます。まず、この収入未済額の出し方でございますが、調定額引く収入額引く不納欠損額イコール収入未済額でございますので、その調定額につきましては申し上げますと、これは現年度分と過年度分のいわゆる滞納繰り越し分のすべてが徴税額になっております。こちらについてどうしても私も徴税吏員の徴収をさせていただいたことではあるんですが、結果として収入未済額が増えてしまったことにつきましては、じくじたるものがあります。滞納処分につきましてはの議員のご見識は伺いましたんですが、一方、地方税法、あるいは町の税条例にその例によることとされております国税徴収法で徴税吏員は、税を徴収をしなければいけないという規定があります。徴税の仕方については前にも申し上げたと思うんですが、いわゆる規則行為、法律に基づいてこれは徴税吏員に裁量権がないと、決まったとおりにやると、やりなさいというふうなことで法律で定められておりますので、今後もその法律に基づいて税の徴収をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 172ページの織物展示館の委託の部分でございますが、その成果についてということでございます。これは成果の概要でございますが、117ページの一番下の方に入館者状況ということで総入館者数でございますが、2

0年度が5,120人、あとは21年度は5,710人ということで、おおむね600人程度の入館者増ということでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 14番 遠藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

フェンシングの件でございます。議員ご承知のとおり、このフェンシング競技は、平成7年のふくしま国体に向けて川俣町が誘致した競技でございます。これは一般的にマイナー競技と言われてまいりまして、川俣町の歴代の町長はじめ議員の皆様方、更には指導者の皆様方非常に苦勞して今日に至っていることは、ご承知のとおりでございます。現在、25名のスポ少を含めた部員、それから中学生ございまして、このマイナー競技であるこのフェンシングを我が町のスポーツのイベントの一つとして盛り上げてきたのも、実はこのフェンシング競技でございます。確かに議員、平等の原則から言えば問題があるんじゃないかと、ズックを支給したらいいんじゃないかと、それも一つの方法でございます。しかし、遠藤議員、非常に広いお心をお持ちでありますので、一つの例としてご質問されたんだと思いますけれども、実際このフェンシング競技というのは非常にお金のかかる競技でございます。マスク一つこれ3万円ぐらいしますが、これも代わる代わる使用してですね、そして、審判は電気が通じておりまして、汗でこの部分がどうしても腐食するというので、やはり毎年買ってやっている状況であります。これもご承知のとおり、今回全国大会で上位入賞するとか、あるいは中学校の3年生男女とも今回国体に出場すると、あるいは今度の来年2月にはフランスに中学3年生が出場するというランクに入っております。そういう意味で議員、川俣町の子どもたちがフェンシングを通して元気で健やかに成長するというので、ひとつご理解をいただきたい。また、これは棚倉町でもホッケーという競技を入れまして、これもまたマイナー競技であります。棚倉町の議員さん方頑張ってですね全国大会に毎年子どもたちを送り出しております。どうかそういう意味で川俣町も広い心でご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 雇用促進住宅の5,500万円の買ったものに対して、成果の概要に関しましての内容が成果の概要に出しております内容でございますが、敷地を購入した面積等におきましてはこのときの敷地の分の壁、床といったものを全部整理して、購入した価格が出るという形とすることだけご理解をいただきたいと思っております。あと、その入居状況につきまして、今現在20戸ほど入っておりますけれどもこの成果の概要製作時にははいつておりませんでしたので、議員ご指摘のとおりの内容で成果の概要は今後整理させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

中丁のところの広瀬川の改修でありますけれども、ここについては今、広瀬川改修期成同盟会を組織して現在も継続しておりますけれども、広瀬川の改修は川俣町分だけが終わっておりません。ですから、よその伊達市と我々やっておりますけれども、すべて川俣町に関する事なのであります。今は上流の方から具体的な工事に入っております。それで、中丁のところも今回の7月もそうでありますけれども、赤坂川が大変たまりまして、広瀬川が飲み込めないでいるわけであります。ですから、私は昨年とにか中丁の渡辺さんのところの後ろですね、あそこを取って広瀬川を部分的にやってほしいという話を申し上げたんでありますけれども、その部分的に臨時的にやるにしては、結局調査している結果をこの大きなクラブがあるんですけれども、あそこがいったん崩れる土質なんだそうです。あの堆積している土を取ると。ですから取れないということになりまして、下流の方の一部、下流に向かえば左側でありますけれども、旧三浦繁造さんの前のあたりまで左側の土砂、あともっと下の方まで取りました。取ったんですけれども、今回の雨の状況を見てみますと、やっぱりもう一部上がった状況でありますので、再度県の方には計画的に今、上流はやっているんですけれども、緊急的に計画をこっちに移行して、上がるたびに住民の皆さん方が不安を持っておりますので、その解消のために工事についての取組みをするように今、依頼をしております。実は平成17年だったと思うんであります。小島の壁屋のところ、あそこも雨降るたびに上がりました。一時は舟まで出してやったところあるわけでありますけれども、そういったこともございましたので、あそこも最初に上の方もあったんですけれども、あそこをやっていただきまして、今は雨降ってもあそこはもうあふれる心配はなくなりました。そういうことの成果もありますので、今回、中丁のところにつきましては広瀬川そのものもなんでありましたが、赤坂川の関係もあるので改良について早くやってほしいという要望をしておりますので、我々も十分現場などを確認しておりますし、県でも見てもらっておりますので、これからもあそこについては早めに改良計画していただく。また、今までいろいろと地権者の方の問題もあったわけでありましたが、平成15年に当時のまだ生きておられたんであります。今すぐでも協力するという話をいただきまして、その話は県の方にも申し上げてきてまいりました。ただ、県の方の事業計画もございまして、内容は分かったということの話は分かっていたおるんであります。現在になっております。しかし、このようなことで協力をいただくことについては確認いただいておりますので、これからまた改良については促進方について要望活動を強めていきたいと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第14，議案第70号「平成21年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤です。この決算だけが見ても不思議な決算だと思うんですが、収入済額の約3分の1が収入未済額ということで出されているんですね。これは私、再三にわたって言っているように、このような高い国保料では払いたくとも払えないということの端的な表れなのではないかと思うんですよ。これを町当局だけの問題で解決しろというわけにはいかないと思うんですが、今年になればもっと恐らくこの決算でこういう現象が出ているわけですから、今年は国保税を値上げしたと。まして暮らしはますます大変になってきていると。こういう中でこの国保に対する今後の町の考え方というものを質しておきたいと思う次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

国保の会計につきましては、大変厳しい環境になっております。議員のお質しのとおり、とにかく被保険者の方の負担にならないように貴重な国保の基金を持っていたんでありますけども、それも計画性の中でそれを繰り入れしながら引き上げについては抑えてきたんでありますけども、これいつかこれはなくなるわけでありませう。しかし、一方ではこの予防医療やなんかに付けながら医療費の増加傾向もなんとか抑えようということで今努力はしているんでありますけども、しかし、なかなかそのようにいかない現状の中で、国保の医療費については増加傾向にありますので、どうしてもそれに見合った保険料というものがなくなってきますので、今般も最大の繰り入れをしながら今回取組んだわけでありませう。このようなことについて来年度、また22年度の決算状況を見てみないと分からないわけでありませうけれども、町といたしましては、今回の課税方式についても見直しも含めて検討しているわけでありませうが、次年度もそのようなことで具体的にじゃその辺について見直しをした場合にはどのようなことになるのかも含めて具体的に検討することに現在入っているところでございませう。ただ、一方では、これは川俣町だけの問題じゃなくて、全国的に市町村国保については大変厳しい状況になっております。そのようなことから、この国保制度については健全に維持していくためには一市町村だけじゃなくて、あるいは全県一本化にするなり、私は広域化の中で対応すべきだろうということで、現在、いろんな場では話をしているところでございませう。例えば川俣町は人口1万5,000人で予算等もあるわけでありませうけども、大きな病気をした場合に大変経費もかかります。そうしますと、1,000万円単位で出るような病気になった場合には、小さな保険者の場合には破たんしてしまうわけでありませう。

高額医療で国から一部の補助を得ながら、町でも負担をするわけでありましてけれども、そういったことを考えますと、自治体の規模によっては大変厳しいわけでありまして、大きくとも大きいなりの環境がありますので、これは保険制度を維持していくためには、一市町村だけじゃなくて全県一本化にすべきではないかというような考えでおりますので、町の大きな流れはそのようなことを目指しているわけでありまして、ただ、町といたしましては現実的に国保の保険料の問題については、町民の皆さん方が直接被保険者にかかるわけでありまして、とにかく負担が多くならないようにというようなことについては、最大の配慮をしながらやっているわけでありまして、現実的にはこのようなことの予算の編成を組まざるを得ないということでありまして、十分その辺はご理解をいただきながら、我々もそういったことを含めながら国保財政の運営には当たっていくべきだと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 不納欠損の内訳見ますと、監査委員の報告書にも書かれているんですけども、前年度より252件と大幅増なんですね。世帯数はそんなに増えているわけではないんだと思うんですけども、世帯数がそんなに増えていなくて件数が増えた理由というのは、どういうことなのかお聞きをしたいんですが、ちなみに828件という、全体ではね、不納欠損の件数はね。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にお答え申し上げます。

成果の概要でいきますと国保の特別会計の214ページ、不納欠損額でございまして、一般と退職合わせて1,778万2,000円ですね。20年度同じ項目で申しますと1,104万1,614円となります。結果としてこうなっているということでございまして、一般的に税で言う不納欠損は、即時停止と時効分がございまして、国保においては結局時効分でございまして、5年経過したというふうなことで、このようなことになっております。そういうことで、特に申し上げるべき特異な要素というのはないと承知をいたしております。ご了承いただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） お聞きしたいのは、金額増えたのは分かるんですよ。その件数が250、この世帯数と件数と別ですよ、不納欠損する場合にね。1世帯で10件の場合もあれば、1件の人もあるわけですよ、不納欠損というのは。だから、その世帯数と件数が252件増えましたと、大幅に増加しましたというのは分かるんですよ。だから、世帯の方はじゃ増えているんですか。たぶん世帯はそんなに増えてないかと私は思うんですけど、ですから1世帯当たりの不納欠損件数が大幅に増えていったのか、世帯数が増えた結果として件数も増えたのかと、その分析やいかということをお聞きしたいんです。（不規則発言あり）すみません。16ページに監査委員報告書の、16ページに世帯数は載っているんですよ。件数とね。ですから、その件数が255件伸びたというのは書かれているの、この中に。でも、

世帯数は書かれてないから、その割合がどうなのかなということをお聞きしたいんですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 失礼申し上げました。1番 高橋議員のご質問にお答えしますが、世帯当たりで見たときの欠損額というものがどうかということですね比較したときに。特に世帯的にはやっぱり少しは増えてはいるかと思うんですが、ちょっと手もとにその数字的なものがないので正確のところあれなんですけども、申し上げているんですが、やはり今、町長が申し上げましたとおり、国民健康保険税というものの性質上、世帯当たりの額、1人当たりの額ということで、あとは資産割、所得割というようなことで構成をされておりますけれども、その例えば1人世帯であっても均等割と平等割というのがかかってまいりますので、そういった意味ではほかの税金に比較すれば、どうしてもその高くなる傾向はあるかと考えておりますが、そういう意味では不納欠損も同じような要因で計上というか、どうしても不納欠損したということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 手持ち資料がないようなので、後で結構ですけど、要は件数も伸びているのは分かるんですが、世帯数も伸びているのかどうか、そこら辺後で調査のうえ、報告ください。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第15、議案第71号「平成21年度川俣町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第16、議案第72号「平成21年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第17, 議案第73号「平成21年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第18, 議案第74号「平成21年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第19, 議案第75号「平成21年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第20、議案第76号「平成21年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この工業団地の決算ではアサヒ通信の工場敷地貸付料が入ってきているわけですが、これ当初の約束からするならば、もうとっくにアサヒ通信が町から購入していなければならない問題があるんだと思うんですが、この借地料いただくに当たって、この購入するという約束についてはどういうふうな話し合いになっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

工業団地会計におけるアサヒ通信株式会社さんに貸しておく土地でありますけども、会社の方にも買取についての申し込みについては、従来どおり行っているところであります。同じような話で恐縮なんですけれども、リーマンショック依頼の回復基調には今、乗ってきているということなんですけれども、また、ここにきて円高が進んでおります。こういった不安定な為替相場の中で、国内の製造業の皆さんの中にはもう海外に進出するというようなことの状況が出てきている現状が一方ではあります。一方でこのようなその中で、この地方における事業にあっても、海外に志向している会社については、そのような流れが出てきているということでごさいます、アサヒ通信さんが、今すぐ川俣工場を閉鎖して向こうに行くという話ではないんですけれども、現在、中国、台湾等でも事業活動しているわけありますので、それらのやる部分と川俣町で、また福島市にもあるんであります、それをできる部分については国内でとにかくやっていくというような努力といたしますか、取組みを今いただいております。そんな中で買取についても、今のこの経済の流れの中で大変申し訳ないんですけども、また、その今の現状のような形で貸付ということやってほしいということのお話をいただくということもなんです、そんなことの中です、町といたしましても、現状の中ではやむを得ないということで、また賃貸契約の中で工業団地を利用いただいているというような状況でございます。買取については議会の方でも、また、当初最初に取組むことからそのような計画があったわけでございますので、それについては会社でも認識はされております。全くなくなったということではございません。そのようなことで、今、話し合いについては継続していることについてご理解を賜りたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） このアサヒ通信との話し合いについては遅々として進まないわけですが、この工業団地は区画した中で、まだ全然使われていない区画も相当残っているわけなんです、それらの区画の活用については、どのような努力がなされているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 町の中山工業団地については、県の方にも川俣町の工業団地中山工業団地と西部工業団地について登録をしております、面積等も含めて、あるいは地理的条件もパンフレットの中に記載しながら、誘致活動の一端に利用しているところがございます。問い合わせといたしますか、そういったときもときにはあるんでありますけれども、面積要件、また地理的条件なんであります、南側に山を抱えているわけでありまして、その辺のことによって具体化がなっていないのが現状でありますけれども、それらについてもでっかい工場でなくとも見合った工場についてのお話があればということで、現在もこの企業誘致活動の一端の中で、工業団地について取り組んでおりますので、ご了解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第21、議案第77号「平成21年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第77号、平成21年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第22、議案第78号「平成21年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第78号 平成21年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第78号を採決いたします。
本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第23、議案第79号「平成21年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第79号 平成21年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第79号を採決いたします。
本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第24、議案第80号「平成21年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第80号 平成21年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第25、議案第81号「平成21年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 議案第81号 平成21年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は7時ちょうどといたします。

（午後6時45分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後7時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 先ほどの議案第70号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての中で、1番 高橋道弘議員のご質問につき答弁をできなかった部分につきまして答弁を申し上げます。

ご質問は、不納欠損額に関しまして件数が20年度と21年度を比較し、252件

増加したとあるが、世帯数についてはいかがかというご質問でございました。世帯数につきまして申し上げます。20年度は122件、21年度は232件、差引110世帯の増でございます。以上です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第26、議案第82号「平成21年度川俣町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第27、議案第83号「平成22年度川俣町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

昆久美子君。

○7番（昆久美子君） 私から質問させていただきます。

補正予算の25ページ、下の方のコスキン事業の中で委託料、駐車場誘導委託料34万3,000円、それから27ページのスポーツ大会事業費、健康づくり大運動会会場警備等業務委託料24万6,000円、これは新たに委託するということなのですが、その理由にお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 付託するんで本当は所管なのですが、答弁はもらいます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問にご答弁申し上げます。

25ページのコスキン駐車場誘導委託料と27ページのスポーツ大会健康づくり大運動会の警備等業務委託料であります。両イベントとも駐車場系の委託ということになります。今まで各種団体等、あるいは役場職員が担当をしておりましたが、交通事故防止や安全性の面から警備等の専門家をお願いするという方向で今回上程をさせていただいたものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆久美子君） そのような説明を全協でも聞いたんですが、私としてはちょっと納得がいかないんで、この場で質問させていただいているんですが、安全上の問題ということなんですが、コスキンの駐車場の方は多少それがあるかもしれないんですが、健康づくり大運動会の場合は、これもやはり安全上ですか。といいますのは、それが一つ。

それと私は、こういったイベントにこういうことで職員が参加しなくなるというこ

とがやはり私としては協働のまちづくりを進めるうえで逆にデメリットもあるのではないかというふうに思うわけなんです。それで今回このような委託しようということになったことにつきましては、例えば職員組合の方からの申し出があったとか、そういったことはなかったのかどうか。それと大運動会の場合の安全上の問題というのについて再質問させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご答弁させていただきます。

今までは専門家ではなかったのですが、事故等もあったこともありまして。今後はその専門家にお任せをしながら、事故等を防いでいきたいというふうに考えている次第でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤喜三郎君） 組合関係の。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご答弁申し上げたいと思ひます。

我々と直接組合とは交渉はしておりません。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆久美子君） 職員がやっても人件費はかかっているわけだから、だから業者のほうがより安全でいいだろうということはあるんですが、私が心配しているのは、もしかして職員がたとえあとで振替休日をもらったとしても、休日に町民の行事にかり出されるのはちょっと不満だというような、もしそういうものがあつたとすると、これは町民のまちづくり、まちおこしの現場から遠ざかることになってしまいますので、今、町が進めようとしていることに対して、ちょっと私は納得がいかないと、そういうような思ひから質問させていただいているんですが、この件について町長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

組合からの申し入れはございません。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

新関善三君。

○9番（新関善三君） 補正予算の中には、新たに今度債務負担行為というようなことですみよし保育園の民営化の問題が債務負担行為で計上されるわけですが、これら前回の全員協議会の中でも意見具申が数多く出されておるわけでございまして、私が質問した内容等につきましては、社会福祉法人に相手方は川俣町に施設又は事務所を有する社会福祉法人というようなことで明記されておるわけでございまして、しからば、川俣町にあります社会福祉法人の対象法人名、あるいは法人件数というものはどこにどのような打診経過があるのか、あるいは最終的にはこれらの案件等につきましては、総務文教委員会の中でより審議され、それらの結果が最終日に審議される。そういった経過になるわけでございまして、そういった地域の中での不安材料は完全に払拭されての提案になっているのかどうか。それらの内容等につきまして事前にお答えいた

だきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 9番 新関議員のご質問に答弁を申し上げます。

すみよし保育園の教務委託を予定の候補といたしております社会福祉法人は町内に四つの法人がございます。一つが社会福祉法人の川俣町社会福祉協議会、二つ目が済生会川俣病院、三つ目としまして川俣ホーム、四つ目が南東北シルクロード館の四つの社会福祉法人がございまして、これらの法人に呼び掛けをいたしまして、その中から選定をしてみたいというふうに考えているところでございます。

また民営化、業務委託いたしましたあとの運営につきましては、様々な委員会におきまして意見をちょうだいし、検討し、その中で保護者会等にも説明をし、意見も伺いまして保護者等の不安の払拭に努めたところでございますので、今後業務委託した後におきましても、これらにつきましては不安はないものというふうに思っておりますが、最大の努力を払って保護者の期待に応えてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 2点についてお聞きしますが、1点目は、私の所管委員会でありませんので詳しくお聞きしたいんですけど、先ほど昆議員もお聞きをしましたが、警備委託ね、このコスキンと運動会のね、これの積算基礎をお知らせをいただきたいんですね。その何人雇ってなんぼの単価でなんぼになったのか。それで今までの職員とか、あるいは交通指導隊の方々のご協力いただいていた分がクリアできるということでしょうから、その積算基礎、単価含めてお知らせをいただきたいと思います。

それから二つ目は、4ページのすみよし保育園の運営委託料なんですけども、過日も一般質問で光風園の問題だけで時間なくて終わったんですが、例えば光風園の民間移譲の問題にしても、私が知る限りは本年の3月の組合議会全員協議会で提案をされて、実際に公募をしたのは6月ですか、締め切ったのはね。その間、管理者会議でも何回か議論をされて方針を出してやってきたわけでありまして。そういった経過を踏まえますと、例えば全員協議会でいただいた資料によれば、川俣町幼児保育検討委員会では平成20年度ですか、実際は20年、21年にかけて議論をされまして、既に21年度の段階で民営化という方針は了解をもらっていたはずなんですよ。委員会そのものの中では、で、今般この補正予算として提案されるまで、議会に対しては何らの説明もなかったわけでありまして。ですから、突然総務委員会の方はどうか分かりませんが、私のように産業建設常任委員会に属しているものにとっては、過日の全員協議会で初めて聞いたというふうな状況にあるわけでありまして。ですから、その中身、良いか悪いかという前にそのプロセスとして説明責任を果たしてないんじゃないかと私は思うんですよ。委員会でこういう結論が出ましたというなら、何も3月の委員会で多分この資料によれば、3月25日ですか、22年3月25日に答申案というのが出ているわけじゃないですか。だったら、4月の全員協議会でやって、何

だってこういう答申が出ましたということは報告できたわけでありませぬ。ですからその説明責任がまず不足をしているのではないかというのが一つと、それから過日の全員協議会でもお聞きしても、その民営化に至るスケジュール、これがはっきりしない。それからもう一つは、民営化をするために方針では民間事業者うんぬん、町内の4業者とこう言ってるんですけども、社会福祉法人であればいいのかということになってますね、この方針ではね。でも、通常ですよ、その公募をかけてやるわけですよ。これは。町が頼んでやるのではないんですよ。その辺もよく分かりませぬけれども、説明がないから。多分私の常識で言えば公募をかけて希望する社会福祉法人から申し出を受けて、その計画を見て良いか悪いかということをやっていくんだと思うんですけども、その公募をかける際に通常であればその運営能力があるか否かということが一番の選定基準になるわけで、実際に運営している実績があるとか、あるいは類似するような業務をやっているとか、そういったことがあってしかるべきだと思うんですけども、そういった公募要領もよく分からない。

それからもう一つは、実際の移行するに当たって、正職員の方も臨時の方も働いているわけでありませぬ、すみよし保育園には、その人たちはどうなるのかというのがありませぬ。正職員の方はこの前の全員協議会の説明では引き揚げるんだという話になってまして、幼稚園に行くんだみたいな話がありませぬが、高齢化している保育園のサービスが正職員を引き揚げることによって若い先生になって今までにない良いサービスができるんだ見たいな答弁でありませぬが、一方、幼稚園の方はどうかといえ、各幼稚園ですよ。正職員がいるのは多分私の記憶では富田幼稚園だけが2人いて、あとは全部1名しか正職員はいないわけですよ。全部臨時の方がそこで働いているわけですよ。そこに正職員が引き上げていったら臨時の人は押し出されるわけですよ、幼稚園で。じゃ、その幼稚園の、今幼稚園で働いている臨時職員の方はどうなるんですか。これも明確な回答がこの前なかったですよ。ですから、職員の配置換えの問題をどうするのか。幼稚園の臨時の先生どうするのか。保育園で働いている臨時の先生はじゃ新しい社会副法人で正職員になれるんですか。それから正職員の中では厨房職員、調理職員もいると思うんですよ。じゃ、その人は引き上げて幼稚園に行くと厨房職員としておくという職はないわけですから、それはどうなるのかという、光風園と同じようにいろんな様々な細かい問題があると思うんですよ。そういったものについて全然この提示がされなくて、予算だけを認めてくださいというような提案の仕方なんですけれども、その辺の情報といいますか、町当局の考え方が開示されない理由、あるいは開示する気があるのか、その辺についてお聞きをします。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問に答弁をいたします。

警備の単価ということでありますが、まずコスキンについては1日目、2日目、3日目ということで、1日目が実働8時間で8名、2日目が実働12時間で10名、3日目が実働6時間で10名、実働ということで休憩1時間仕事をしまして30分の休憩を挟むということで、この計算をしまして245時間×1,400円で34万3,

000円ということがコスキンでございます。運動会であります、これは13箇所の警備地点ということで、9時間でこれが2,000円ということでありますが、それを間延びするような形で実働1,400円で20人という計算になりまして、計算は2,000円×13か所×9,000円ということでありますけれども、24万5,700円というような計算になります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 1番 高橋議員のご質問に答弁を申し上げます。

すみよし保育園の業務委託に対します進め方について、説明責任を果たしていないのではないかというふうなまずご質問でございますが、平成20年からの幼児保育検討委員会におきまして民営化すべしというふうな答申をいただいた後、この方法につきまして更に業務推進委員会を立ち上げまして検討したところ、来年の4月から民営化するのが適当であろうというふうな経過がございます、総務委員会にはその内容につきましての概要は説明をしたところでございますが、全体といたしましての説明につきましては、当時の状況の中ででき得る限りの説明はしたつもりでございましたが、不足というふうに言われますれば、委員会と今後の、来年の4月の委託に向けたスケジュール上、このような対応しかできなかったということをご理解をまずいただきたいと思っております。業務委託までのスケジュールにつきましても、ただいま申しましたとおり、来年の4月1日委託開始ということをまず目標にいたしますと、今議会で債務負担行為の設定額をお認めいただきました後には、早急に4法人に対する公募を行いまして、その後約1か月ほどの期間をおいた後にプロポーザル方式による選考を行い、決定後は法人において定款の変更などに取り組みいただき、更に職員の採用について取り組んでいただくというふうなことを予定をしている、計画をしているところでございます。

その公募要領が分からないというふうなご質問でございますが、これにつきましても6月から8月までの業務委託推進委員会の中で来年4月からの委託につきましての方法を いただいたために、募集要領につきましては原案は作っておるところでございます。いわゆるプロポーザル方式による募集という形での原案は作っておるところでございますが、今後この原案を下に早急に検討するというふうな予定でおるところでございます。

また、業務委託後の保育園の職員の処遇についてでございますが、保育士につきましては、幼稚園の資格が皆さん持っているというふうなことで、幼稚園への異動ということを考えているところでございます。そのほかにつきましては、一般行政の方への処遇、配置換えというふうなことを検討しているところでございます。また、臨時の職員につきましては、募集要項の要領の中にも職員の採用につきましては、労働関係法令を遵守しながら、町が現に採用している常勤の臨時職員が、受託法人が実施する先行交差において一定の基準を満たしている場合においては、そのものを優先的に雇用してほしいという項目を載せて公募してまいりたいというふうなことを考えているところでございます。したがって、この件は保育園、幼稚園の臨時職員にあて

はまるものというふうに思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 再質問させていただきますけど、まず警備の話ですけど、何で同じことをやるのに算定の仕方が違うんだい。これ。片方は実働時間を出して1,400円掛けたんでしょ。片方はなんだか知らないけど、2,000円という数字が急に出てきて13か所でなんだとかかんだとかという話ですよ。だって、同じ業務するんでしょ。交通誘導員なんですよ。だから、例えば建設課だの産業課で公共工事を発注するときに交通誘導員は公共分掛かりでなんぼだとかとありますよね。設計上。1日でなんぼ、そういったものは採用しないんですか、この発注するときに。それこそ国が認めた共通単価じゃないですか。福島県の賃金がなんぼですよと出しているわけでしょう、交通誘導員はなんぼだと。そういうものを使わないで何でその計算するのかよく分からないのと、同じことをやるのに片方は2,000円で13か所だという掛け方して、片方は1,460円で時間単価×というやり方をするのか、ご説明をいただきたいと思います。

それから、すみよし保育園の方ですけども、要は光風園だって応募要領を作って全員協議会やってずうっと進めてきたってですよ。いろんな問題が残っていて請願書も出てくるような話になるわけじゃないですか。今の説明だと簡単に言うとな、いいですか、募集要項は決まってない、原案はあるけれども決まってないんだと言っているわけですよ。決まってないんだと。それから職員の配置の問題は募集要項決まっても今答弁しているわけですよ。おかしいですよ。職員の配置を議論できるのなら募集要項もできるわけじゃないですか。だって、臨時職員は新しく法人の方に優先的に採用してもらおうように言うんだと、こう言っているわけでしょう。そうですよね、今の答弁は。だから、それは募集要項も書かなくちゃいけないことですよ。だから、そういう情報が全然開示されないで、予算だけ認めてくださいというのはおかしいんじゃないかと、時期尚早ではないかと私は申し上げたいんですよ。ですから、分かっている、方針が決まっているのであれば、そのことをきちっと全部洗いざらい出して予算の審議をしてくださいというのが当局の立場だと思うんですよ。具体的にあともう一つ言えば、保育士のあるいは幼稚園教諭の資格ない人は一般行政職に任命外職種替えすると言いましたね。今の答弁そう言いましたよね。そしたら、今働いている、例えばその行政に票をもらってる正職員の人も全部行政一票になるんですか、今度。そういうことを正々と述べたわけでありましてけれども、それでその川俣町の今までいろいろ培ってきた職員の任命制度化とか、そういったことが維持できるんですかね。というのがあるんですね。あと、さっき質問したことで答弁してないのは、幼稚園に正職員の保育士、幼稚園教諭、免許持っている人が全部行ったらば保育園の方は若い先生が出てきてね、その若い、よく分からないこの前もらった10ページの資料によれば、20歳代が何人で30歳代が何人で40歳代、50歳代は何人で全部で30人で保育を経営するんだとやっているわけでしょう。一方じゃ、幼稚園の方は

正職員で免許持っている人で一番若い人は53歳じゃないですか。この保育園の方は理想的な年代構成でガチャガチャガチャと経営改善しました。それじゃ、幼稚園の方は53歳を一番若い人にして、全部それ以上の高年齢の教諭だけがいるという状況になるわけじゃないですか。それが望ましいのかといたら、望ましくないから、この資料にですよ。年代別のこういう配置した方がバランスいいんだろうということを考えたわけでしょう。保育園だって。じゃ、保育園はよくしたけれど、幼稚園をめっちゃ悪くするんだということの計画になっちゃうんじゃないですか。だから、そういったことも含めて全部整合性をとって、その上で予算を認めてくださいと提案するのが私は正しい姿だと思うんですが、正に時期尚早だと思うのですけれども、その幼稚園の方はどうなってもいいということなのか、そのことを幼稚園の保護者の方は知っているのかということですよ。保育園の保護者の人とは話したかもしれませんよ。じゃ、幼稚園の保護者の方々は、その53歳が一番若い職員で、あとは全部それ以上の高年齢の先生に全部代わりますよということを幼稚園の保護者の方は知っているんでしょうかと、この問題も疑問があるんで、いくつか述べましたけど、具体的に答弁してください。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 1番 高橋道弘議員のご質問にお答えを申し上げます。

先ほど課長がご答弁申し上げましたとおり、公募要領等につきましては、原案はできております。しかし、まだ公表してないということで今の答弁になりました。この原案等につきましては、教育委員会にかけまして、その後町の会議に付して正式に議員の皆様方にお伝えするということとなりますが、ただ、私がこの間もご説明申し上げましたとおり、このすみよし保育園の業務委託の要項については、その骨子はこの間の資料の中にすべて入っているわけでございます。まず、もう一度申し上げますと、委託する基本的な方針、これは入っております。それから委託業務の概要、更には保育業務の時間帯、あるいはまた入所幼児の健康管理から保護者への情報提供等、あるいは給食業務やりますよと。また、保護者負担から教職員の配置基準等についてもご説明をいたしたところでございます。何が今問題かと、議員確かに今ご質問ございましたように、これをすべて付さなければ業務委託の今回の予算は本当にご理解いただけないのかと、ここが実は私との見解の違いでございまして、このことについていわゆるプロポーザル方式によりまして今後募集をかけるわけです。ここに原案がございまして、これあるわけですけれども、この要領によりまして募集をかけたいということで今後動きたい。更に先ほどからなんべんも言っておられます幼稚園の問題ですね。これは確かに保育所の状況が非常に今大変な状況であったと。この改革をしなければならぬということで、今3年もかけてやってきたわけですが、これはじゃ幼稚園はじゃそのかすばかりやっていいのかと、年齢高いのはいいのかというようなことではございませんで、これは正規に今まで町が雇用してきた町職員でありますから、これをもってみんなだめだなんていうことではありませんで、これは我々はそのことも十分に検討しながら、先生方の研修会を昨年度から引き続きやって教職員の資

質の向上に努めてきたということ、経緯がございます。更に今3分の2ががすみよし保育園では臨時職員でございます。また退職か、退職者が本年の末に出ます。幼稚園におきましても今いる正規の職員の退職が出ます。それらを総合して幼稚園にやってもまだ欠員補充は出ます。しかし、この間もちょっと説明いたしましたが、臨時職員、町のいわゆる幼稚園の先生は3年をもって退職するという地公法の22条に規定されたとおりでございますので、すべてを雇うことはできないんですね。したがって、それらについては私、この間も説明いたしましたが、責任を持って残された職員については今後引き継がれるであろう社会福祉法人にお願いをいたすと答弁したはずでございます。また、もう一つ、保育士以外の職員をじゃみんな任用替えで出すのかという、今ご質問ありましたけれども、これは町の規則によれば確かにそうしか答えようがないわけでありまして、例えば事務職員、あるいは栄養士、これは当時は栄養士として採用した、目的を持って採用したわけでありまして、これが栄養士としての職務がなくなったとすれば、これはやはり町として当然任用替えでお仕事をしてもらうというのがこれは一般的な回答の仕方だと思います。ただ、それを機械的にやるかどうかにつきましては、今後十分に検討をして関係の委員会に報告しながら、また皆様方にも報告しながら、今、高橋議員が不審に思っておられるようなことを払拭するように最大限今後努力をしてみたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問に答弁をいたします。

先ほどの運動会の警備とコスキンの警備の方であります。同じ警備ということでありますが、算定の基礎を違わくしております。運動会は13か所ということで、そこを完全に確保するというので、先ほど申しましたように、13か所ありますと約20人ほどの人数がほしくなりました。約1,400円というような数字が出ますけれども、13か所を確保することということで2,000円ということになります。コスキンの方は、公民館の駐車場、あるいは安齋舗道の駐車場、あるいは川俣中学校、今後要請するんでありますけれども、駐車場がちょっと変動しますので、固定ではなくて流動的に対応するというので積算をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 警備の話からいいですけど、全然理解してないんですよ。警備の問題は、13か所確保するとかしないとか、そういう問題でないでしょうかというの。同じ業務やったら同じ単価で計算するのが当たり前じゃないですかと私言ってるんですよ。13か所確保するから2,000円だとか、3か所にいくから1,460円とか、そんな関係ないじゃないですかというの。単価で計算して何人ほしいから何時間働くからなんぼになると計算するのが当たり前の話でしょう。そこら辺が何で理解できないのか分からないんですよ。13か所だから2,000円に上がったか、4か所だから1,460円に下がったかという、関係ないじゃないじゃないか、そんなこ

と。単価を計算するんだから、同じ積算単価をもって来るんでしょう。例えば建設課で工事現場変わったって誘導員の人夫賃は同じじゃないですか、1時間なんぼって。違うんですか、違うくないでしょう。どこの誘導員やったって、114号の誘導員やったって町道の誘導員やったって同じですよ、それは人夫賃としては。特別な要求がない限りは。例えばJRのやると言うんならばJRの交通誘導員の資格を持っている人でないとできないから高くなるとか、それはありますよ。それでも同じ駐車場の誘導をやるんだものと同じ金額で計算するのが当たり前じゃないですかと言っているだけなんです。だから、積算根拠を示してくださいと、もう1回お願いします。

あと、幼稚園、保育園の話ですけど、私は幼稚園を民営化することに反対しているわけじゃないんです。民営化はすべきだと前から一般質問しているわけじゃないですか。早くすべきだと。幼稚園も当然すべきじゃないですかと、限界じゃないですかとこう申し上げているわけですよ、前から。で、今教育長が言ったようなことを、正に情報を皆さんに返して、みんなでたたいでもらって議論をしていい案を作って、議会の議員もみんなこれならいいなというふうな案にしてから出して十分でしょうと私は申し上げているんです。そこは出さないで決めてからあとから出してくるからまた議論してくんち、また出してくるから議論してくんちという話はないじゃないですか。ましてやそこには職員の身分の問題がありますよ。私はその教育長の言うように、正職員かすだなんて思ってませんよ。だれもかすだなんて一言も言ってないです。私は。高齢な先生しか残らなかつたら、保護者の方だって納得しないでしょうということも申し上げているんです。だって、年齢構成は重要だということは教育長自身が承知しているから、この不十分な委員会の積算の検討のところに20歳代、30歳代と書いたんでしょう。幼稚園だって同じことがほしいわけですよ。それは皆さん、同じ共通認識じゃないですか。ただども、現実に正職員は何歳の人が入って、臨時の人は何人がいて、来年は何人辞めると。そのことをきっちり書いて、だからこういう配置にしていくんですよという職員の配置計画がある。そのためにはスケジュールとしてこういうふうになっていくんですと、そのこともプロポーザルで応募してくれる法人にきちっと示すんですと、示す中身を議会の皆さんにまず了解してもらおうんですというのが筋でしょう、地元としては。光風園だって全員協議会で、組合議会の全員協議会で応募要領は示されたはずですよ。そしてそのものを発表したはずですよ。議会の全員協議会の意見を聞いて。ところが今、川俣町がやろうとしているのは、そういうことはおめら、予算認めてからどンドン出すから、そのときそのとき議論してくれろと、こう言っているわけでしょう。だから、順序が逆さまでしようということも申し上げてるんです。よりいいものを作るためには正に町長いうとおり、協働のまちづくり言ってんなら、まず議員と協働したらいいじゃないですか。議員の意見も聞いてきっちり聞いて、そしていいものを作って、町民にも保護者にも示して、そして進めるというのが筋ではないですかということも申し上げているだけです。だから、順序が逆さまでしよう、今回出して、これ認めたらばあとは教育委員会が勝手にやるんだとかね、いうふうに取りられますよと。そうやってやった光風園だって

いろいろなことを具体論になれば出てくるんだから、今みたいに具体論が何にも出なかったら、我々町民に聞かれたって、幼稚園の先生はどうなるんですかと聞かれたって分からないでしょう、返事しようがないですよ。だれが辞めるんだか私らも知りませんし、だから、そういうことも含めてきっちりと応募要領を付ける、スケジュールを作るということを作ってからなぜ提案しないのかということを経済にもう1回聞いておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご答弁申し上げたいと思います。

運動会の方であります。先ほども申し上げましたように、13か所を必ず確保してくれということでありまして、2,000円という見積もりをいただきました。この13か所をきちんと確保するためには、20人ほどがほしくなりますから単価的には1,400円ほどになるものであります。コスキンの駐車場の係、警備であります。これは従前からの取引で1,400円でやっておりましたので、1,400円ということで計算をしております。コスキンの場合、本当に駐車場、あるいは警備の方で場所が変動するということがありますので、運動会は13か所の確保をしたということでご理解をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 1番 高橋道弘議員のご質問にご答弁を申し上げます。

議員、筋を通した誠に分かりやすいご質問で、私もそれをそのとおりでございます。しかし、私が前にも申し上げましたとおり、今、正に川俣町は保護者にとっても子どもにとっても、いわゆる保育所の今、保護者が非常に様々な保育ニーズを要望していると。それについての実現を私は最優先に考えなきゃならないということで、この仕事を課の中で検討しながら今日に至っております。しかし、その全部例えば職員の定数だって何人配置して、幼稚園何クラスにして先生方何人配置したと提示できるでしょうかとこう言いますが、議員、この役場の職員として人事の組織、いわゆる基本の組織作成等にかかわった方であればご理解なれると思うんですが、例えば今、幼稚園におきましては10月末に広報いたしまして、公募するわけですよ。子どもをね。それから、その保育所の子どもの公募もするわけでありまして、それに見合った学級編成を今後していくというのに、若干この点で議員の皆様方に提案することがなかなかできなかったという、推測だけでは確かな数字ではありませんので、できなかったという理由もございまして、また、様々な事業を抱えておりまして、若干説明が雑だったということはあると思いますが、どうか私たち教育委員会が5名の教育委員と協議をしながら、これまで2年間検討してまいったことでありますので、どうぞご理解いただき、ひとつこの川俣町の保育所の民営化ということにご期待をいただき、ご賛同を賜りたいというふうに思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第28, 議案第84号「平成22年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第29, 議案第85号「平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第30, 議案第86号「平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第31, 議案第87号「平成22年度川俣町水道事業会計

補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

本案を所管の常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日15日水曜日、16日木曜日は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。

本定例会最終日の17日、金曜日は午前11時まで常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。その後追加議案等が予定されておりますので、午後1時から議会運営委員会等開催し、3時から本会議を開催する予定であります。

本日は、これをもって散会いたします。遅くまでご苦労さまでした。

（午後7時50分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 石河 清

同 署名議員 遠藤宗弘